
松沢マニフェスト進捗評価結果報告書

—平成19～21年度（2期目3年間の評価）—

目 次

はじめに	1
1 全体の評価結果	2
2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）	10
3 分野別・政策別の評価結果	11
資料編	74

平成22年6月21日

松沢マニフェスト進捗評価委員会

はじめに

- ・ 「松沢マニフェスト進捗評価委員会」は、松沢成文神奈川県知事が平成19年4月の知事選挙の際に掲げた『神奈川力全開宣言—マニフェスト2007』の進捗状況を評価し、今後の県政の取組みに反映させるとともに、県民によるマニフェスト評価や県政参加を支援・促進することを目的として、平成20年3月に松沢知事の委嘱を受けて発足しました。知事1期目に設置された同委員会（平成16～19年）を継承して、自立的な「第三者評価（外部評価）」の機関として設置されたものですが、今期は、より広くかつ具体的に県民の意見を反映させるため、新たに「県民モニター委員」（54名）を委嘱し、その意見を踏まえて評価を行う体制をつくりました。
- ・ このたび、知事の2期目3年間にあたる平成19～21年度におけるマニフェストの進捗状況について評価を行いましたので、その結果を知事に報告するとともに、県民の皆さんに公表いたします。
- ・ マニフェストの進捗評価は、1期目の委員会と同様に、個々の政策に対する評価結果をもとに全体の評価を行うという「積み上げ方式」で実施しました。松沢知事1期目の評価では、「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法を採用しましたが、2期目のマニフェストは、条例宣言などより多岐にわたっていることや、数値目標が掲げられていない政策が少なくないこと等のため、記載された内容をどこまで実現しているかという評価に一本化するとともに、その結果についてはよりわかりやすく「評点」として数値化しました。ただし、この評点は、あくまで「4年間で実現すべき内容・水準」に照らしてどの程度実現したか、という長期的な視点からの評価結果であることにご留意いただきたいと思います。
- ・ また、当委員会は、マニフェストの進捗評価を県政運営に反映させることも目的としていることから、1期目と同様に、「マニフェストの推進と県政運営の課題」についても検討いたしました。今回は、2期目3年間を振り返って課題と思われる点について記載しました。
- ・
- ・ 平成15年にわが国にマニフェストが登場し、最近では国政選挙においてもすっかり定着しましたが、当選後の進捗評価については十分な取組みが行われておらず、その方法にも定まったものがないのが現状です。私たち委員会も、よりよい評価方法をめざして検討・工夫を行っていくつもりですが、ぜひ県民、NPO、マスコミの皆さんもそれぞれの評価方法を検討し、松沢知事のマニフェストの進捗状況を評価していただければ幸いです。
- ・ 選挙においてマニフェストが定着するについて、逆に県民の皆さまのマニフェストに対する関心が薄まっているようにも感じます。多くの県民やマスコミの皆さまが、マニフェストとそれを実現するための自治体運営に関心を持ち、活発な議論が行われることを期待いたします。この報告書がそのひとつの中の材料として活用されれば幸いです。

平成22年6月21日

松沢マニフェスト進捗評価委員会
委員長 小池 治

1 全体の評価結果

(1) 評価の方法

- ・1期目の評価では、「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法をとったが、2期目の松沢知事のマニフェストは、1) 条例宣言などより多岐にわたっていること、2) 各政策を構成する「目標」や「具体的方策」に独立した内容が記載されていること、3) 具体的方策には数値目標が掲げられていないことなどの特徴があるため、「記載された内容をどこまで実現しているか」という点に一本化するとともに、その結果についてはわかりやすいよう「評点」という形で数値化した。なお、マニフェストの性格上、あくまで4年間で実現すべき内容を満点として評価した。
- ・評価の手順としては、図1のとおり「積み上げ型」の方法をとり、まず、各政策を構成する「目標」と「具体的方策」がそれぞれどこまで実現されているかについて5点満点で評価し、次に、その平均点をもとに「政策」（または条例）ごとに同じく5点満点で評価し、さらに、それを「分野」ごとに集計して5点満点で評価し、最後に、「全体」の評価として政策別の評点を合計して100点満点に換算して評点を算出するという方法をとった。同時に、それぞれの評価の「理由」を明らかにするとともに、「今後の課題」等を記載した（評価方法の詳細については「資料編」参照）。
- ・評価の基準（5点満点）については、表1のとおり、目標実現の度合い（政策の場合）または進捗状況（条例の場合）に応じて点数をつけることとした。

図1 マニフェスト進捗評価の方法（フロー）

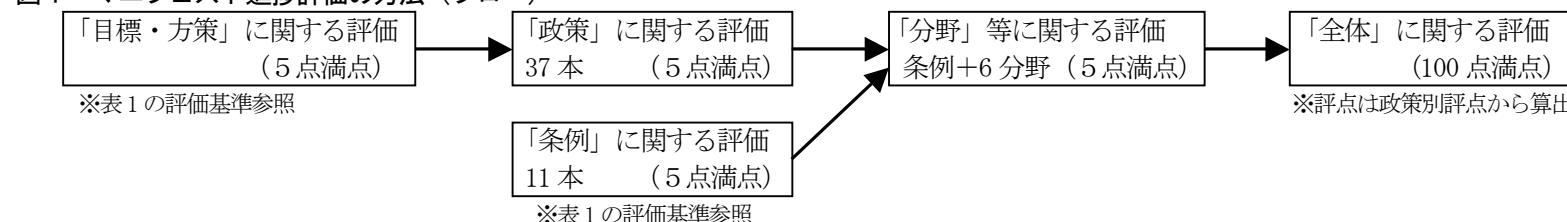


表1 マニフェスト進捗評価の基準（概ねの基準）

評点	条例に関する評価基準（条例宣言の場合）※1	目標・方策に関する評価基準（政策宣言の場合）
0点	全く検討していない段階	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1点	検討のための組織（検討委員会等）を設置し具体的な検討を行っている段階（ふれあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む）	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
2点	条例案またはその骨子案（要綱案）を公表した段階（これに基づいて市町村等との協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む）	数値目標（※2）または期待される施策事業（※3）について概ね1/4以上を実現した場合
3点	条例案を議会に提出した段階（否決された場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね1/2以上を実現した場合
4点	議会で可決された段階（軽微な修正があった場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね3/4以上を実現した場合
5点	条例が施行された段階	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

※1 条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

※2 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断する。数値目標について当初値（例：18 年度末のデータ）がある場合は、それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する（例：現在値 100 件、目標数値 150 件、達成 130 件→30 件/50 件=6 割達成）。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。

※3 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4 年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画（実施計画）等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする（ただし、鵜呑みにはしない）。

（2）評価結果の概要

【評点別件数の状況】

- 平成 21 年度末における進捗状況を「評点別」の件数でみると、表 2 のとおり、目標を実現した「5 点」満点が 7 件（14.6%）となり、目標の概ね 3/4 を実現した「4 点」が 20 件（41.7%）となったため、合わせて 27 件（56.3%）、6 割近くの政策が 3/4 以上の実現度となっている。目標の概ね 1/2 を実現した「3 点」が 18 件（37.5%）であるため、これを合わせると 45 件（93.8%）が半分以上の実現度となっている。
- これに対し、目標の概ね 1/4 を実現した「2 点」は 3 件（6.3%）になっており、施策事業に着手しただけで成果が出でていないという「1 点」および施策事業に着手もしていない「0 点」の政策は皆無である。
- この状況を昨年度（20 年度末）と比較すると、図 2、図 3 のとおり、5 点（2 件→7 件）と 4 点（13 件→20 件）が大きく増加し、3 点（18 件→18 件）は同数であったが、2 点（13 件→3 件）は大きく減少している。すなわち、2 点だったものが 3 点に、3 点だったものが 4 点にという形で各政策が着実に進捗しているのである。この結果、目標を 3/4 以上実現した政策（4 点以上の政策）は、15 件（31.3%）から 27 件（56.3%）に急増しており、注目される。逆に目標実現が 3/4 に至っていない 3 点以下の政策は、33 件（68.8%）から 21 件（43.8%）に減少した。
- このように、各政策の目標達成度は順調に上昇しているものの、知事の任期が残り 1 年であることを考えると、目標実現が 3/4 に至っていない政策が 19 件、約 4 割残っていることは注意すべきだといえよう。

【分野別の評点の状況】

- この進捗状況を「分野別」にみると、表 2、図 4 のとおり、「条例宣言」は、概ね条例が施行されたという「5 点」が 6 件、概ね議会で可決されたがまだ施行されていないという「4 点」が 3 件となっており、もっとも順調である。他の政策が複数の目標や方策の総合評価であるのに対して、条例宣言は条例の制定・施行という 1 つの目標であるため、目標実現度がクリアに表出するという面はあるが、評価できよう。
- 分野別の「平均点」をみると、図 5 のとおり、「条例宣言」が 4.4 点と飛びぬけて高くなっています、次いで「I 人づくり」「IV 環境」「V マネジメント」がいずれも 3.6 点で比較的高いのに対して、「II 暮らし」が 3.1 点ともっとも低く、「III 経済」が 3.3 点、「VI 自治」が 3.4 点と比較的低くなっています。もっとも、条例宣言を除くとその差は小さく、いずれの政策分野も 3.0 点（100 点満点に換算すると 60 点）以上となっている。格別に達成度の低い分野は見当たらず、全分野が一定の水準以上に達している。
- この平均点を昨年度と比較すると、図 5、図 6-1、図 6-2 のとおり「IV 環境」が 2.4 点から 3.6 点に上昇し（1.5 倍）、「II 暮らし」が 2.4 点から 3.1 点に（1.3 倍）、「V 自治」が 2.6 点から 3.4 点に（1.3 倍）、それぞれ上昇しているのに対して、「V マネジメント」が 3.4 点から 3.6 点に（1.1 倍）、「III 経済」が 3.0 点から 3.3 点に（1.1 倍）、「I 人づくり」が 3.1 点から 3.6 点に（1.2 倍）、それわずかに上昇しただけで、上昇傾向が鈍化している。すなわち、前年度まで目標達成度が低かった分野が達成度を高めたのに対して、目標達成度が高かった分野の達成度がさほど上昇しなかつた結果、分野別の目標達成度が平準化したことがわかる。

【全体の評点の分析】

- ・以上の48件の条例・政策の評点を合計すると173点(240満点中)であり、これを100満点に換算すると72.1点となる(政策別評点の平均は3.6点)。

$$5\text{点} \times 7\text{件} + 4\text{点} \times 20\text{件} + 3\text{点} \times 18\text{件} + 2\text{点} \times 3\text{件} = 173\text{点}$$

$$173\text{点} \div (5\text{点} \times 48\text{件}) = 72.1\text{点}$$
- ・前年度は合計146点、100点換算で60.8点だったから、約1.18倍の伸びとなっている。前年度は、前々年度(合計95点、100点換算で39.6点)から約1.54倍の伸びだったから、全体に上昇傾向がやや鈍化している(図7参照)。
- ・以上から、平成21年度末時点におけるマニフェストの実現状況は、100点満点でおよそ「72点」といえる。任期4年中の3年間でこの評点を得たことからいえば、松沢マニフェストの進捗状況は順調かつ概ね良好といえる。前年度は「順調かつ良好」としていたが、任期3/4の時点で期待される評点「75点」に達していないため、「概ね良好」と評価しておきたい。
- ・とくに、この評点は「条例宣言」の高い達成度(平均4.4点)が全体を押し上げた結果であること、前年度と比較すると(近年の景気後退等の影響もあって)全体の目標達成度の上昇傾向がやや鈍化していること、とくに「III 経済」「V マネジメント」の分野で上昇傾向が鈍化していることは、注意を要する。
- ・さらに、景気後退に伴う税収の激減によって、今年度の事業執行が抑制される可能性があるため、目標実現のためにさらなる工夫と戦略が求められると考えられる。
- ・なお、当委員会では、マニフェストの第3部「県民運動の提唱」と第4部「知事の行動宣言」についても点検を行った。全体としては「概ね良好」と認められるが、「あいさつ一新運動」についてはまだ目に見える形で効果が現れておらず、さらなる努力と工夫が必要と考えられる。
- ・以上より、今年度の評価結果として次の結論を導くことができる。

【結論】

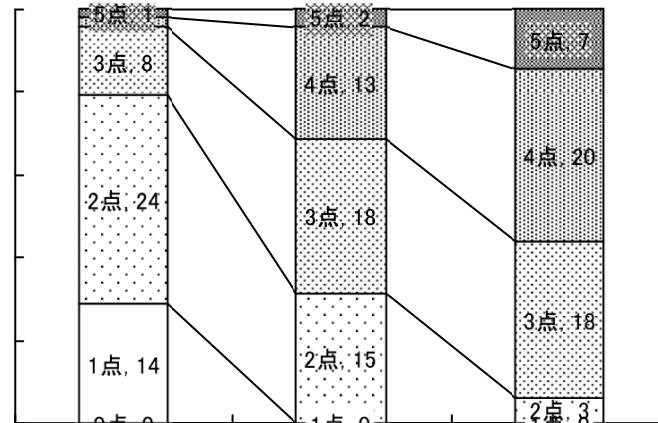
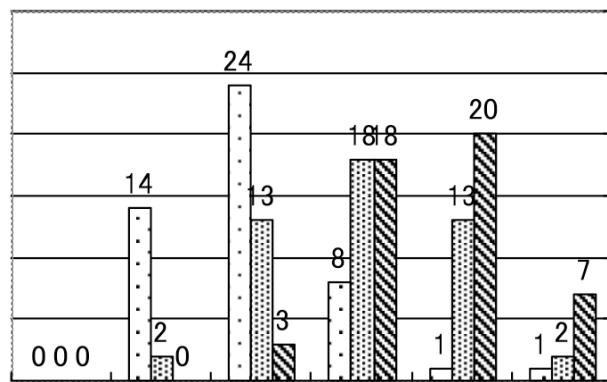
- ・平成19~21年度(3年間)の松沢マニフェストの進捗状況は、全体としては72点の出来であり、順調かつ概ね良好といえる。
- ・とくに「条例宣言」で大きく進展したほか、比較的達成度が低かった「暮らし」「環境」「自治」の分野の達成度が向上したこと、その結果、いずれの分野も一定の水準(5点満点で3.0点以上)に達したことは、評価できる。
- ・ただし、近年の景気後退等もあって目標達成度の上昇傾向がやや鈍化していること、とくに「経済」「マネジメント」分野の上昇傾向が鈍化していることから、今後の税収減少の影響も考えると、残り1年でマニフェストの全政策を実現するには、さらなる工夫と戦略が求められる。

※進捗状況の評価にあたっては、表1のとおり、施策事業に着手等をした段階で「1点」(100点満点で20点)とし、数値目標等の1/4以上を達成した段階で「2点」(100点満点で40点)とし、それ以降、1/4の達成度ごとに加点する基準を採用していること(すなわち評点と目標達成度は一致しないこと)に注意していただきたい。この基準は、施策事業の実施には一般に検討・準備期間が必要であること、条例に関する評価と政策に関する評価との整合を図る必要があること等を考慮したものである。ただし、数値目標が掲げられていない政策については「期待される施策事業」を想定して評価していること、条例や制度をつくれば一度に目標を達成できる(5点となる)政策や施策事業も存在すること(4年間で同じように進捗するとは限らないこと)に注意する必要がある。

表2 分野別の評点状況（平成21年度末）

区分	条例宣言	I 人づくり	II 暮らし	III 経済	IV 環境	V マジメント	VI 自治	合計【割合】
5点	6(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	7【14.6%】(2/4.2%)
4点	3(6)	5(2)	3(0)	3(3)	3(0)	1(2)	2(0)	20【41.7%】(13/27.1%)
3点	2(1)	3(5)	2(3)	3(1)	2(2)	3(3)	3(3)	18【37.5%】(18/37.5%)
2点	0(2)	0(1)	2(4)	1(3)	0(3)	0(0)	0(2)	3【6.3%】(15/31.3%)
1点	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0【0.0%】(0/0.0%)
0点	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0【0.0%】(0/0.0%)
総件数	11	8	7	7	5	5	5	48【100%】
総評点	48(41)	29(25)	22(17)	23(21)	18(12)	18(17)	17(13)	173(146)
平均点	4.4(3.7)	3.6(3.1)	3.1(2.4)	3.3(3.0)	3.6(2.4)	3.6(3.4)	3.4(2.6)	3.6(3.0)
分野別評点	4点(4)	4点(3)	3点(2)	3点(3)	4点(2)	4点(3)	3点(3)	—

※（ ）内は前年度（19年度）の状況を示す。



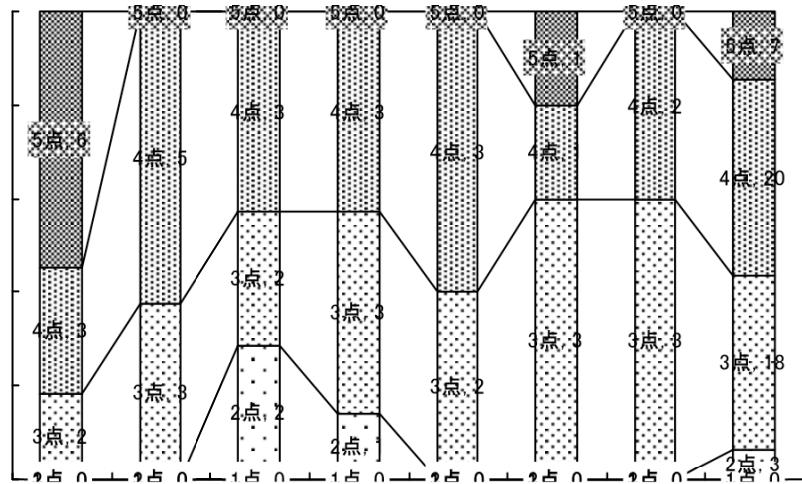


図6-1 分野別平均点の変化

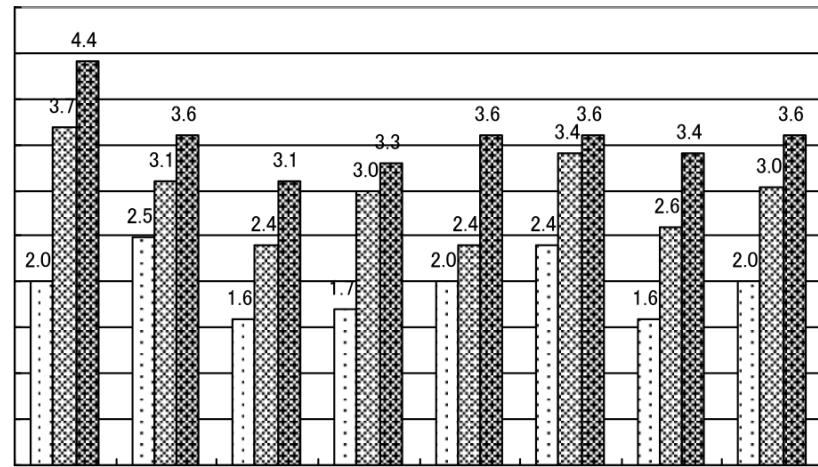


図6-2 分野別平均点の変化

図7 総得点の変化(100点満点)

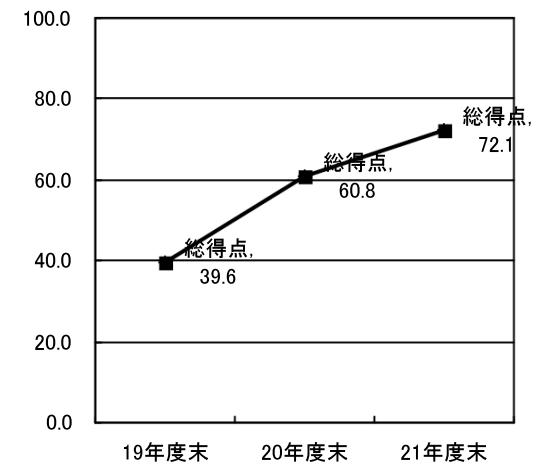
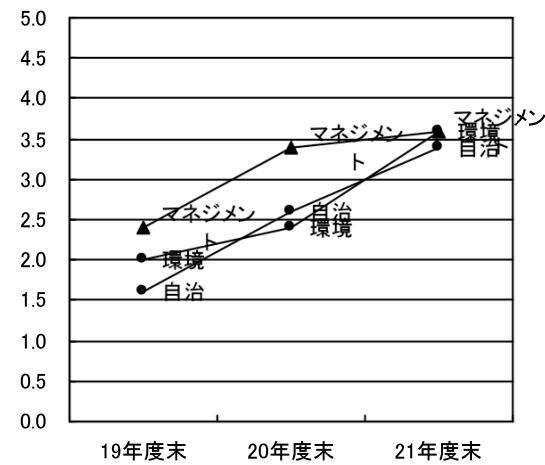
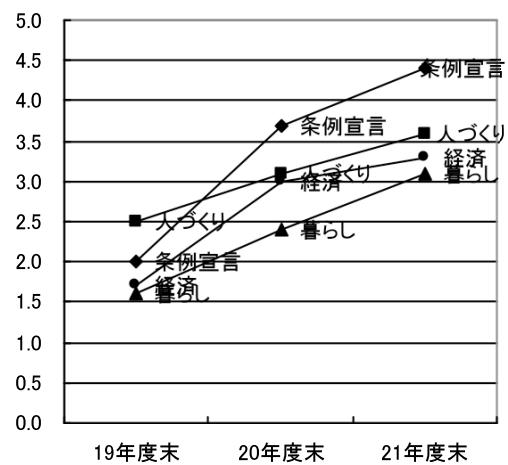


表3 分野別・政策別の評価結果一覧

条例・政策名	評点(前年)	理由(要点)	平均点
第1部 条例宣言(条例マニフェスト)	4 (4)	21年度末時点で、条例宣言の条例すべてが制定されたことは高く評価できる。	4.4
1 公共的施設における禁煙条例	4 (4)	20年度中に条例を制定。施行は22年4月。施行に向けた様々な啓発活動など、一連の取組みは高く評価できる。	
2 地球温暖化対策推進条例	5 (3)	21年7月に条例を制定。同年10月に一部施行しているほか、実質的に本条例に基づき温暖化対策がスタートしている。	
3 遺伝子組換え農作物規制条例	4 (2)	21年3月に条例を制定。施行は平成23年1月。食の安全・安心の確保推進条例の制定など総合的対応は評価できる。	
4 犯罪被害者等支援条例	5 (4)	21年4月に条例を施行。犯罪被害者サポートステーションの開設など、条例の実効性確保の取組みも行われている。	
5 中小企業活性化条例	5 (4)	21年4月に条例を施行。施行後、県中小企業活性化推進計画の策定など、条例の実効性確保の取組みが行われている。	
6 文化芸術振興条例	5 (5)	20年7月に条例を施行。	
7 みんなのバリアフリー推進条例	5 (4)	21年10月に条例を施行。条例規制のほか、相談会の実施、ガイドラインの作成など誘導手法の取組みも評価できる。	
8 県民パートナーシップ条例	3 (2)	21年度中に条例を制定。施行は22年4月。条例はボランタリーチーム等との協働に限定されており、内容的に不十分。	
9 県職員等不正行為防止条例	3 (5)	19年10月に条例を施行。21年度に職員の不正経理問題、不祥事防止対策の徹底等の課題が生じたため減点。	
10 知事多選禁止条例	4 (4)	19年度に条例を制定したが、議会での修正により未施行の段階(施行時期未定)。国への働きかけ等は評価できる。	
11 自治基本条例	5 (4)	21年3月に条例を施行。県民の参加による条例の周知、県民投票制度に関する検討など、一定の評価ができる。	
第2部 政策宣言			平均点
I 未来への人づくり	4 (3)	内容的に前年同様に留まるものが見受けられた。教員の人材確保では多様な人材を確保する取組みが行われた。	3.6
1 県立学校の施設再整備	4 (4)	「まなびや計画」は着実に実施されている。	4.7
2 教育行政のシステム改革	3 (3)	前回評価時と比べ、特筆すべき進展は見られない。	3.4
3 新しい県立学校づくり	4 (3)	クリエイティブスクールの本格導入は評価できる。特別支援教育の充実、バウチャーは検討不十分。	4.4
4 教員の人材確保と育成	4 (4)	教員採用の受験資格年齢制限撤廃、身体障害者選考枠導入など多様な人材確保の取組みは評価できる。	4.5
5 良き市民となるための教育	4 (3)	ボランティア活動とインターンシップ体験は体験生徒数が増加。また、TOEIC等受験者数が大きく増加。	4.5
6 スポーツ振興と部活動活性化	4 (3)	文化部入部率が大きく増加。運動部入部率、全国大会出場率も小幅ながら増加。	3.9
7 地域ぐるみで子育て支援	3 (2)	子育て支援に取組む認証事業者数は165で目標を64%達成。地域ぐるみで子育て支援を行う取り組みを行っている。	3.3
8 いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	3 (3)	学校緊急支援チームの21年度派遣数は14件と依然として低い水準にとどまっている。	3.9
II 安心な暮らし	3 (2)	総論的には着実に政策を推進しているが、前回評点を下回る政策もあり(政策14で-1)、検討すべき。	3.1
9 日本一の治安の実現	4 (3)	刑法犯認知件数と交通事故死者が減少していることは評価。ひったくり等の認知件数は増加。	4.5
10 基地対策の着実な推進	4 (3)	環境特別協定を開拓策として日米地位協定の見直しを働きかける知事の積極姿勢は高く評価される。	3.9
11 がんに負けない神奈川づくり	4 (3)	全国初の禁煙条例の制定、「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進、重粒子線治療装置の導入は評価できる。	3.8
12 県立病院改革で医療向上	3 (2)	県立病院の地方行政独立法人化とリハビリテーションセンター再編整備の進捗は評価できる。	3.2
13 介護人材育成と産科医療充実	2 (2)	産科医は微増に留まり、看護職員等の増加は前回時には目標から遠く、データ分析も遅れている。	3.0
14 高齢者の介護充実と虐待防止	3 (2)	介護相談員の育成は評価される。	3.0
15 障害者の地域生活支援	2 (2)	障害者就業のための研修実施は評価できるが、その他は現状をみすえた取り組になっているか疑問。	2.3
III 強い経済	3 (3)	平均点は3.4点に上昇。事業の効果を今後判断すべき部分があること等から全体で4点の評価はできない。	3.3
16 インベスト神奈川で産業競争力強化	2 (2)	平均は昨年度を上回り2.5点であるが、2つの目標の達成度が低いため、小数点以下を切り捨てた。	2.5

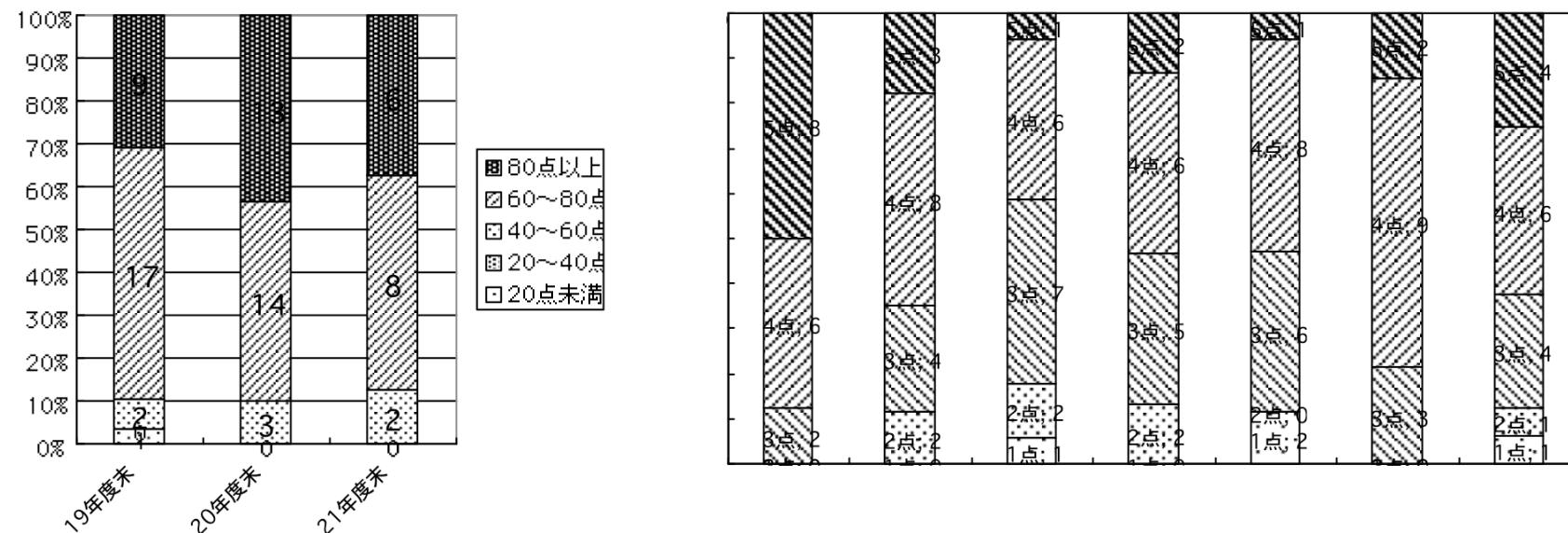
17	羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	4 (3)	平均は3.9点に上昇。連絡路事業で協議の場を設定したこと等から、小数点以下を切り上げた。	3.9
18	高速交通ネットワークの整備	3 (2)	平均は2.875点。さがみ縦貫道路の一部開通などの進捗がみられることを考慮し、小数点以下を切り上げた。	2.9
19	中小企業の支援強化と活性化	4 (4)	平均は4.5点。順調に進捗しているが、施策・事業の具体的な効果に期待し、小数点以下を切り捨てた。	4.5
20	かながわツーリズムの新展開	4 (4)	平均は4.5点。具体的方策の効果については今後判断される部分が多いため、小数点以下を切り捨てた。	4.5
21	地産地消とブランド化で農水産業振興	3 (2)	平均は3.6点。目標の達成状況が70%で3/4に達していないため、小数点以下を切り捨てた。	3.6
22	産業人材育成と就職支援	3 (4)	平均は3.7点。目標の達成状況は悪化したが、方策は着実に進捗していると判断し、小数点以下を切り上げた。	3.2
IV 豊かな環境		4 (2)	CO2排出量の削減は進んでいない。電気自動車は市販が開始され、丹沢大山の再生と花粉症対策も着実に進捗。	3.6
23	神奈川発・地球温暖化対策	3 (2)	県地球温暖化対策推進条例は制定したが、CO2排出量の削減は進んでおらず、目標達成は困難。	2.9
24	究極のエコカー・電気自動車の開発普及	4 (2)	電気自動車は市販が開始され、普及に向けた環境整備も着実に進んでいると評価できる。	4.0
25	環境共生の都市づくり	4 (3)	みどりのスペースは目標をほぼ達成。里山竹林保全再生地区は着実に増加。環境共生都市の姿はまだ見えず。	3.8
26	なぎさと川の保全・再生	3 (2)	海岸浸食対策計画の22年度策定に向けた努力を評価。	2.9
27	丹沢大山の再生と花粉症対策	4 (3)	継続事業を含めて事業は着実に進展している。目標①は50年構想だが、それ以外の目標の達成度は4点以上。	4.0
V 先進のマネジメント		4 (3)	平均点の推移(3.4→3.6)でわかるとおり、各政策で着実な進展がみられた。	3.6
28	新たな行政改革でスマートな県庁	5 (4)	プライマリーバランス黒字化、職員数・人件費削減、県税事務所の事務の外部委託など、成果が上がっている。	4.8
29	県民と協働する県政	3 (3)	県民公募委員配置の徹底は、現行の委員任期が終了するまで公募委員を設置できないため評価が低くなった。	2.6
30	政策主導の組織マネジメント	4 (4)	すべての部局長が部局政策宣言を策定し、達成状況を自己評価し報告・公表していることは高く評価できる。	4.5
31	新時代の人材マネジメント	3 (3)	管理職登用試験、キャリア開発センター等はいずれも22年度導入・開設のため今年度評点は上がらなかった。	3.0
32	かながわブランド戦略	3 (3)	21年度からかながわブランド・プロモーションの展開が始まった。	4.2
VI 新しい自治		3 (3)	一定の成果は見られるが、継続的な実施が必要であること等を踏まえて前年と同様の評点とした。	3.4
33	分権改革と道州制の推進	3 (2)	条例宣言の条例はすべて制定されたが、その他の継続的な取組みは実現段階に至っていないものもある。	3.3
34	首都圏連合と山静神三県連合の展開	4 (3)	目標、具体的方策とも着実に取り組んでおり、3年目の評価として妥当な状況である。	4.2
35	市町村合併と政令市移行支援	3 (3)	相模原市の政令市移行等は評価できるが、県西部の合併が事実上白紙となり、マニフェスト達成は困難に。	3.0
36	協働型社会かながわの創造	4 (3)	「ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例」の制定など、着実に進行している。	3.3
37	自治体外交の展開	3 (2)	各方面で自治体外交を展開し、外国籍県民への支援策が進みつつある。全般的に行政主導の面が否めない。	3.0
第3部 県民運動の提唱				
①	あいさつ一新運動	—	【概して良好になりつつある】着実に諸施策を実施中。効果が誰の目から見てもわかるようになってほしい。	
②	コミュニティ体操推進運動	—	【概ね良好】体操指導員が大きく増加。市町村に根を下ろしつつある。県の位置づけをもう一度検討する必要がある。	
③	もったいない実践運動	—	【概ね良好】NO白熱球プロジェクトを展開、太陽光発電の補助制度は県内に浸透。マイアジェンダ登録者数が増加。	
第4部 知事の行動宣言				
①	ウィークリー知事現場訪問	—	【大変良好】過密スケジュールの中で精力的な訪問活動を続けている。「現場主義・知事」の行動として評価できる。	
②	マンスリー知事学校訪問	—	【概ね良好】3年間で約70%達成、目標に向かって着実に進められている。教師、生徒、保護者との対話は高く評価。	
③	県民との対話ミーティング	—	【概ね良好】3年間で約80%達成。県庁の常識にとらわれず市町村とも連携して、様々な広報などの工夫が必要。	

※右端の「平均点」は、各「分野」を構成する「政策」の評点の平均点、または各「政策」を構成する「目標・方策」の評点の平均点を、それぞれ示す。

(3) 県民モニター委員の意見

- マニフェストの進捗評価に県民の意見・実感を反映させるため、委員会では、県民からの公募に基づいて「県民モニター委員」（54名）を委嘱し、県民の目線で知事の取組みを評価することを依頼している。今回も、県民モニター委員の意見を聴いたところ、回答者は減少したが、その概要は次のとおりであった（回答：16名。詳細は資料編・資料2参照）。これらの評価は、過去3年間の取組みに対する印象による評価であり、資料に基づく正確な評価ではないが（ただし、希望者には関係資料を送付）、マスコミ等を通じて形成される県民の受けとめ方・印象を示す貴重なデータと考えられる。
- まず、知事の取組み全体をどう評価するかについて、5段階で尋ねたところ、図8のとおり、「60～80点」がもっとも多く8名（50.0%）、次いで「80点以上」が6名（37.5%）、「40～60点」が2名（10.0%）となった。この評点は、委員会の評点と異なり、3年間の取組みに対する評価であり（つまり3年間で期待される取組みを100点とした場合の評価）、年度ごとに増減するものである。前年度は、「80点以上」が14名（43.3%）、「60～80点」が17名（46.7%）、「40～60点」が3名（10.0%）であったため、若干、評価が下がったといえる。仮に「80点以上」を「90点」、「60～80点」を「70点」…というように中間値で点数化して平均点を出すと、21年度末の評点は「75点」であり、委員会の評価結果とほぼ符合する。これは全体としては高い評価といえるが、前年度から低下傾向にあることは注意を要しよう。
- 次に、分野別の取組みをどう評価するかについて5点満点で尋ねたところ、その平均点は「条例宣言」がもっとも高く（4.4点）、次いで「I 人づくり」が高い（3.9点）。これに対して、「III 経済」がもっとも低く（3.3点）、次いで「II 暮らし」が低くなっている（3.4点）。これも、委員会の評価とほぼ符合している。
- 全体として、県民モニター委員の受けとめ方としても、知事のマニフェストへの取組みは概ね順調と評価されているといえる。

図8 県民モニター委員の評価(全体)



2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）

（1）マニフェスト推進上の課題

- ・2008年9月のリーマンショックに始まる世界的不況は神奈川県の経済や財政にも大きな打撃を与え、松沢マニフェストも少なからぬ影響を受けることになった。なかでも産業競争力の強化（政策16）や若年就業率の改善（政策22）は直接的な影響を被った分野である。ほかにも雇用の悪化から保育所に対する需要が高まり、待機児童が増加するなど、全般的に社会不安が高まってきている。税収の落ち込みは大きな試練だが、知事にはマニフェストの完全実現に向けていっそうの工夫と努力を求める。
- ・なかでもとくに注意してほしいのが社会的に弱い立場の人々に対するケアである。今回のマニフェスト評価において「介護人材育成と産科医療の充実」（政策13）と「障害者の地域生活支援」（政策15）が最低の2点であったことをもっと深刻に受け止めるべきである。委員会では全体としてマニフェストの進捗状況は「順調かつ概ね良好」と評価したが、これらの政策についてはとくに集中して取り組むことを求める。
- ・なお、繰り返し指摘している点ではあるが、いまだに達成度を図るための指標や評価データが不足している項目があることは残念である。県には積極的にデータを収集し、県民の評価を仰ぐという姿勢を貫くことをお願いしたい。

（2）県政運営上の課題

- ・今回のマニフェスト評価で最もショックだったのが県の不正経理問題である。マニフェストにもとづいて制定した「県職員等不祥事防止対策条例」が施行されているにもかかわらず組織ぐるみの不正が行われていたことは、県民に対する裏切り行為といつても言い過ぎではない。県職員には猛省を促すとともにコンプライアンス（法令順守）の徹底を求める。
- ・その一方で、マニフェストに掲げたマネジメント改革が大きく進展したことは高く評価したい。なかでも管理職登用試験や複線型人事制度の導入は、意欲ある若手職員の登用をつうじて県の行政組織を大いに活気づける効果が期待される。その運用はこれからだが、高い成果を上げられるよう全序的に取り組んでもらいたい。
- ・また、任期を1年残して「条例宣言」に掲げられた11件の条例がすべて制定されたことは特筆すべき成果といえるが、条例は制定することが目的ではなく、的確に運用され、効果を上げて初めて評価されるものである。条例制定で満足することなく、条例の目的・目標が達成されたどうかをきちんと検証する作業を忘れずに実行していただきたい。
- ・気になる点は、マニフェストに対する県民の関心の低下である。これはマニフェストが定着したことの裏返しでもあるが、マニフェストの意義は提案した政策や事業が着実に実行され、目的や目標が達成されたかどうかをしっかりと評価し、問題点があれば進んで改善につなげていくという「マネジメント・サイクル」を地方行政に根付かせることにある。その際にはマニフェスト評価への県民参加がポイントになる。本委員会では8名の県民委員に評価にかかわっていただいたが、知事はあらゆる局面で積極的に県民の評価をいただくとともに、その結果を積極的に広報し、マニフェストに対する県民の理解とサポートを得られるよう努力していただきたい。
- ・以上の点を参考にして、さらなる改革に取り組まれるよう期待する。

3 分野別・政策別の評価結果

松沢マニフェストの分野別（7分野）、政策別（48本）および県民運動の提唱等（6本）の評価結果は、以下のとおりである。なお、評価表の見方については、下記の【参考】を参照していただきたい。

【参考】評価表の見方（記載要領）

1) 分野別点検評価表について

- ・本表は、いずれの欄も委員会として記載したものである。
- ・「1. 政策別評価の結果（まとめ）」には、政策別の評価結果の要点をまとめた。
- ・「2. この分野の評価」には、当該分野の実現状況について、評点（5点満点）を算出し、その理由を記載した。
- ・「3. 今後の課題その他」には、当該分野の進捗状況について今後の課題や概括的なコメントを記載した。

2) 政策別評価表について

- ・本表は、マニフェストの内容から県の取組み状況までの「事実関係」を整理するとともに、委員会としての評価結果を記載するものである。この1枚で当該政策（または条例）に関する情報を集約しており、作業記録としての役割も持っている。
- ・「1. マニフェストの内容（要点）」には、マニフェストの内容について要点を記載した。「具体的方策」については、原則として見出しのみを記載し、必要がある場合（複数の内容が記載されている場合等）にのみ本文部分も記載した。
- ・「2. 総合計画等の位置づけ」では、当該政策に関して総合計画等に定められた規定を抽出して記載した。神奈川県では、県政運営の基本方向について次の3つの計画・方針に分けて策定しており、マニフェストの政策はこのいずれかの計画・方針に記載されている。
 - ①「神奈川力構想・実施計画」（平成19年7月決定）（とくに主要施策・戦略プロジェクト）
 - ②「地域主権実現のための基本方針」（同上）
 - ③「行政システム改革基本方針」（同上）
- ・「3. 政策実現への取組み」では、政策の実現に向けて施策・事業など県として行っている取組みの状況（事実関係）を記載した。これについては、県からの提供資料（メモ、関連資料等）と委員によるヒアリング結果及び文書による質疑応答結果をもとに記載した。
- ・「4. 評価結果」では、「(1)評点」「(2)各目標・方策の評点」「(3)今後の課題その他」を記載することとした。「(1)評点」では、政策全体の実現状況について評点（5点満点）をつけ、その理由を記載した。「(2)各目標・方策の評点」では、政策を構成する「目標」と「具体的方策」の実現状況について、あらかじめ定めた評価基準に基づいて評点（5点満点）をつけ、その理由を簡単に記載した。(1)の政策全体の評点は、この評点をもとに算出したものである。「(3)今後の課題その他」では、政策を実現するための課題や委員会の所見を記載した。

分野別評価表（第1部 条例宣言）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
条例	評点	評点の理由	今後の課題等	評点： 4点（5点満点） 【理由】	
条例 1 公共的施設における禁煙条例（仮称）	4点	条例が制定された段階のため。施行は平成22年4月。条例一部修正もマニフェストから後退しない。	施設パトロールの実施状況の把握などにより、効果を検証し、適確な運用を図られたい。	<p>・ 平成21年度末時点で、条例宣言に掲げられた条例すべてが制定されたことは非常に高く評価できる。マニフェストに沿って着実に取り組んできた成果と言えよう。</p> <p>・ なお、「条例1」と「条例3」については、条例は制定されたものの施行日が平成22年度になるため、政策別の評価としては4点となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例は制定することが目的ではなく、施行後、その効果を最大限に発揮することである。今後は、条例の趣旨・目的を達成できるよう、適正・的確な運用に意を用いることが肝要である。とりわけ、条例の運用段階や評価段階においても、県民参加の視点を常に意識して取り組むよう心がける必要がある。
条例 2 地球温暖化対策推進条例（仮称）	5点	条例が制定され、平成22年7月に一部施行された。条例に基づく県の施策が進んでいるため。	条例に基づく計画等の策定、事業者・建築主・開発事業者等の指導・助言、支援等を着実に推進されたい。	<p>・ 分野別の評価としても昨年度の評価平均点3.73点から4.36点へ0.6点以上上昇しているが、基本的には全条例が施行されて満点評価とすべきであることから、評点としては、前年度と同様4点とした。</p> <p>・ 平成22年度には基本的に全条例が施行され、任期4年間の途中である3年経過時点で条例宣言への取組みはほぼ完了したことになる。不正經理問題の対応、不祥事防止に向けたさらなる取組みが適正に行われることで、最終的に5点満点となることを期待したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべて期待される条例ばかりであるので、本評価で条例ごとに記載した今後の課題を十分に踏まえて県が率先して取組みを進めていただきたい。
条例 3 遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称）	4点	条例が制定された段階のため。施行は平成23年1月。	作物栽培者への周知等を適確に行い、届出等の手続が適正に行われるよう取り組まれたい。		
条例 4 犯罪被害者等支援条例（仮称）	5点	条例が平成21年4月に施行されたため	充実した支援と、県民・関係団体・市町村との連携が不可欠である。		
条例 5 中小企業活性化条例（仮称）	5点	条例が平成21年4月に施行されたため	神奈川県中小企業活性化推進計画の実現に向け、着実に取り組まれたい。		
条例 6 文化芸術振興条例（仮称）	5点	条例が平成20年7月に施行されたため（前年度から5点評価）	条例・文化芸術振興計画に基づき充実した施策の展開が求められる。		
条例 7 みんなのバリアフリー推進条例（仮称）	5点	条例が平成21年10月に施行されたため	市町村が条例を制定した場合の適用除外について、地域の実情に即し柔軟な対応をするよう努められたい。		
条例 8 県民パートナーシップ条例（仮称）	3点	条例が制定された段階。施行は平成22年4月。協働対象がボランタリートークンに限定された点を減点。	ボランタリートークンとの協働を積極的に進めるとともに、県民、企業との協働にも取り組む必要がある。		
条例 9 県職員等不正行為防止条例（仮称）	3点	条例は平成19年10月に施行されているが、不正經理問題、不祥事防止対策の徹底等の課題が生じたため減点。（前年度評価：5点）	不正經理問題の再発防止に万全を期すとともに、不祥事防止対策を一層強化する必要がある。これらの対応が条例に魂を入れることになる。		
条例 10 知事多選禁止条例（仮称）	4点	条例は制定したが、議会で修正され、施行されていない段階のため	本県が中心となり、地方自治基本法制定を含む法制化に向けた働きかけを強めることを期待する。		
条例 11 自治基本条例（仮称）	5点	条例が平成21年3月に施行された。前年減点要因の県民周知や県民投票制度の検討が行われたため	自治基本条例が画餅に帰すことのないよう、県民への普及啓発活動を含め、県全体で取組みが不可欠である。		
平均点	4.4	—	—		
(参考) 条例サンセットシステムの導入		全297条例の見直し完了。平成20年度中に見直しを行った条例中13条例の改正が実現した。	平成21年度に見直しを行った条例についての改正等の対応を適切に行われたい。	条例宣言の直接の対象ではないが、条例の有効性、効率性等を確保するための先進的な対応として、大いに評価できる。	一定期間経過後、改めて全条例を見直すなど、継続的なメンテナンスが大切である。

政 策 別 評 価 表（条例－1）

条例1（公共的施設における禁煙条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>受動喫煙による健康への影響を防止し、公共スペースにおける快適な環境をまもるとともに、「がんへの挑戦・10か年戦略」を推進するため、官公庁施設、駅、病院、学校等の公共的施設における喫煙を禁止する条例の制定をめざします。対象施設の範囲や罰則の有無については、今後県民の皆様のご意見を聴いて定めます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1「安心してくらせる地域保健・医療体制の整備」)</p> <p>・構成事業4「生涯を通じた健康づくり」の取組内容「公共的施設における禁煙条例（仮称）の制定」(H19:調査・検討、H20:検討・条例制定、H21:条例施行・運用)</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定した。(20年度) <19年度> ・受動喫煙に関する県民意識調査及び受動喫煙に関する施設調査の実施(H19.10~11) ・公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会の設置・運営(H19.11~) ・ふれあいミーティングにおける意見聴取(県内8か所。H19.10~12) ・知事と施設管理者との意見交換会(H20.2) ・知事とたばこ製造・販売事業者との懇談会(H20.3) <20年度> ・条例の基本的考え方発表(H20.4) ・条例の基本的考え方に関するパブリックコメント募集(H20.4~5) ・海外先進事例調査（香港。H20.4） ・知事と（財）県生活衛生営業指導センターとの意見交換会等(H20.6、7) ・ウイーコリー知事現場訪問(パチンコ店、飲食店等 H20.7、8) ・海外先進事例調査（アイルランド、H20.9） ・骨子案発表(H20.9)、条例の目的を明確にするため、条例名を「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」に変更 ・骨子案に係るパブリックコメント募集(H20.9~10) ・知事との県政トーク開催(H20.10) ・県政モニター県政課題アンケート実施(H20.10) ・受動喫煙防止対策に関する飲食店及び宿泊施設に対する意識調査実施(H20.10) ・ウイーコリー知事現場訪問(バー、レストラン H20.11) ・条例素案発表(H20.12) ・条例素案（修正版）発表(H21.1) ・県民タウンミーティング開催(H21.1) ・条例案発表(H21.2)、県議会2月定例会に提案、可決・成立 <21年度> 22年4月の条例施行に向けた周知活動を実施 ・条例施行規則公布(H21.7) ・施設管理者向け条例説明会実施(H22.2末で約450回開催) ・県民向け条例周知キャンペーン実施(H21.5から各地で開催) ・条例応援団制度制定(H21.11)、条例協力店制度制定(H22.2) ・「スマーケフリー」トライアル週間実施(H22.2.4~H22.2.10) ・受動喫煙防止県民フォーラム(H22.2.6湘南台文化センター) ・条例施行直前キャンペーン(H22.3.25~3.31) (2)今後の予定その他 22年4月の条例施行による、受動喫煙防止対策の確実な履行を図るために、県民や施設管理者の条例取組み状況の確認を行うとともに、引き続き、条例の趣旨、内容や、受動喫煙による健康への悪影響についての周知・啓発など、受動喫煙防止対策を促進するための取組みを実施する。</p>	<p>(1)評点：4点／5点満点 【理由】 ・平成20年度中に制定されているため。 ・全国初となる本条例は、平成21年度は平成22年4月の施行に向けて様々な啓発活動が行われているなど、この間の一連の取組みは高く評価できる。 ・条例施行時を持って満点（5点）とするため、評点は、評価基準に厳格に従った。</p> <p>(2)今後の課題その他 ・「かながわ卒煙塾」を設置するなど、条例の実効性を確保しようとする取組みを行う一方で、国への働きかけ、他自治体の取組みへの協力姿勢なども注目できる。 ・本条例は、健康増進法25条（受動喫煙の防止に関する努力規定）に関する国の取組み（厚労省通知等）よりもかなり進んでおり、誇れる取組みである。ただし、厚労省の通知は公共施設の原則禁煙を打ち出しており、本条例の運用を踏まえて、禁煙化も含めたさらなる取組みが期待される。 ・関連して、海水浴場のたばこ対策についても、「神奈川県海水浴場等に関する条例」を制定したことでも評価に値する。 ・条例施行後、相当数の通報や相談、意見等へ対応されているが、条例の更なる実効性の確保を図るよう、取組みを継続されるとともに、施設パトロールの実施状況の把握などにより、効果を検証し、適確な運用を図られたい。</p>

政 策 別 評 価 表（条例－2）

条例2（地球温暖化対策推進条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地球温暖化が深刻化する中で、地域から実効性のある地球温暖化対策を行うために、県・県民・企業の責務、事業活動におけるエネルギー管理や環境配慮、家庭生活における対策等を定めるとともに、温暖化防止に関する普及啓発や環境教育を推進する条例の制定をめざします。これにより、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」(2006年6月改訂)の二酸化炭素排出量の削減等の目標達成をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」)</p> <p>・取り組む事業の記載「2007年度中を目途に『神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)』を制定」</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定した。(21年度)</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年3月に「地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置し、条例の制定を含め、本県の実施する地球温暖化対策について検討を開始。 ・19年7月、県政モニターミーティング、県政モニターアンケート、及びeかなネットアンケートを利用して県民意識調査を実施。 ・中間的な委員会案「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」を作成。20年1月21日から2月20日にかけて、県民意見募集を行うとともに、2月12日に県民集会を開催。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年6月に、検討委員会による条例の最終案を県に提出。(その後、検討委員会で議論した他のテーマの報告書とともに、同年9月に統合報告書が県に提出) ・20年10～11月に「地球温暖化対策推進条例骨子案」について県民意見募集を実施。 ・また、意見募集と同時期に、地球温暖化をテーマに、「知事と語ろう！神奈川ふれあいミーティング」を県内8会場で実施。 ・検討委員会案や県民意見等を踏まえて「地球温暖化対策推進条例案」を取りまとめ、21年2月に県議会2月定例会に提案(継続審査)。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年6月定例会で可決、成立。 ・21年7月に公布の後、同年10月1日に一部施行。22年4月1日に全面施行。 <p>(2)今後の予定その他</p> <p>条例に基づき、一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業についての計画書制度の円滑な運用を図るとともに、優れた取り組みに対する顕彰制度を創設する。</p>	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年7月に条例を公布し、同年10月に一部施行している。完全施行は平成22年度（4月1日）だが、県民や事業者に計画書の作成や事業の登録などを求めるものや勧告・公表規定等について周知期間を設けたもので、総則部分や県の実施する施策については施行済みである。 ・実質的に本条例に基づき温暖化対策がスタートしていることから、評価基準に照らしても、5点として差し支えないと判断した。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化は深刻さを増し、地域にとっても重要な喫緊の課題である。条例に基づく地球温暖化対策計画等の策定、事業者・建築主・開発事業者等の地球温暖化対策への指導・助言、支援等を着実に推進し、条例の効果を上げ、神奈川県が先頭に立って地球温暖化対策を推進されたい。

政 策 別 評 価 表 (条例一3)

条例3（遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>遺伝子組換え農作物の栽培によって、人の健康や生物多様性など環境に影響を与えるおそれがあり、消費者の不安を招いていることから、こうした影響を防止し県内農産物への信頼性を確保するため、これらの栽培に許可等を要することとし、分別管理の徹底、拡散の防止等の措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※遺伝子組換えとは、ある生物の遺伝子を取り出して別の生物に導入したり、人工的に遺伝子の配列を改変したりすることにより、生物に一定の性質を与える技術です。除草剤や害虫に強い農作物をつくることなどが可能になるため、トウモロコシ、ダイズなどに実用化されています。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成事業3「遺伝子組換え農作物の栽培規制による県内産農産物の品質の確保」の取組内容「条例の制定、運用」(H19：検討・制定、H20～：運用) 	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「遺伝子組換え作物交雑等防止条例」を制定した。(21年度)</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え農作物の交雫等の防止検討委員会等を開催(検討委員会 H19/5/30, 8/1, 11/16 計3回、専門部会 H19/7/6, 8/24 計2回) 関係する団体等への説明会を開催(H19/10/20～11/7の間 計7回) 20年2月県議会に検討委員会等での検討状況を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業技術センターにおいて交雫防止基準の確立試験を実施。 検討委員会での意見や食の安全・安心推進条例（仮称）の検討状況を踏まえ、条例の目的、制度設計について検討。 遺伝子組換え農作物の規制について市町村アンケートを実施。 遺伝子組換え農作物の交雫等の防止検討委員会等を開催。(検討委員会及び専門部会 H21.3.30) <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心の確保推進条例（案）の検討状況を踏まえ、法的、技術的な観点から遺伝子組換え作物の栽培規制に対する課題を整理し、検討委員会を開催(H21.3.30、H21.5.13)。 遺伝子組換え作物の栽培規制に関する意見交換会の開催(H21.8.10、8.11)。 遺伝子組換え作物の栽培規制に関するアンケート調査の実施(H21.8.10～28)。 遺伝子組換え作物交雫等防止条例（仮称）骨子案及びガイドライン案を常任委員会等へ報告(H21.9)。 条例骨子案及びガイドライン案の県民意見募集の実施(H21.10.16～11.16)。 関係団体等に対し条例骨子案等説明会の開催(H21.10.27、10.30)。 条例案を常任委員会等へ報告(H21.12)。 遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドラインの策定・施行(H22.1.4)。 関係団体等に対し条例案説明会の開催(H22.1.14)。 神奈川県遺伝子組換え作物交雫等防止条例案を22年第1回定例会へ提案(H22.2)、可決。 施行；平成23年1月1日 <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回定例会常任委員会へ施行規則案の報告。 施行規則案に対する県民意見募集の実施、施行規則の制定。 	<p>(1)評点：4点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一連の取組みを経て、平成21年3月に条例が制定されたため。 上位条例として、食の安全・安心の確保推進条例を平成21年度に制定・施行し、同条例に遺伝子組換え作物との交雫防止に関する根拠規定(14条)を設けたことも総合的対応(前回指摘事項)として評価できる。 取組みの進捗に伴い、前年から2点アップさせるが、条例施行時を持って満点(5点)とするため、評点は、評価基準に厳格に従った。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年1月の条例施行に向けて、施行規則を制定するとともに、作物栽培者への周知等を適確に行い、届出等の手続が適正に行われ、条例の実効性が確保されるよう、取り組まれたい。

政 策 別 評 価 表（条例－4）

条例4（犯罪被害者等支援条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>犯罪被害者やその家族は、犯罪によって健康や生活面で厳しい状況に置かれています。犯罪被害者等基本法（平成17年制定）をふまえて、犯罪被害者の「個人の尊厳」を守り、その権利利益を保護するため、県の責務、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、支援体制の整備等の措置を定める条例の制定をめざします。これにより、犯罪の抑止→取締→被害者支援の一連の総合的対策が可能となります。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心してくらせる地域社会づくり」）</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の取組内容「犯罪被害者等への支援」の「条例の制定」（H19：検討[有識者懇談会の設置、条例素案等の検討]、H20：制定、H21：施行） 	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 「安全・安心まちづくりセンター」を開設（H19.6）し、犯罪被害者等支援総合相談窓口を開設。メールによる相談も開始。 犯罪被害者等支援施策及び犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について、専門的見地から意見を聴取することを目的に「犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」を設置（H19.6）。（5回開催） 懇談会の検討に資するため、犯罪被害者等に対する意識調査を実施（H19.9） 懇談会において犯罪被害者等からの意見聴取を実施（H19.10） 神奈川県犯罪被害者支援シンポジウム（H19.11）を開催。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 有識者懇談会から、県として充実すべき施策と条例制定についての提言を受領（H20.5） 20年6月には、有識者懇談会からの提言や犯罪被害者等の意見を踏まえて、条例の基本的考え方をまとめ、県民意見募集を行うとともに、20年6月県議会に報告。 20年9月には、県民意見を反映させた条例素案を策定し、9月県議会に報告 平成20年12月県議会に条例案を提案（継続審査） 平成21年2月県議会において可決・成立。 平成21年2月県議会に支援推進計画案を報告し、3月に支援推進計画を策定。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> H21.4.1に条例を施行。 <p>(2)今後の予定その他</p> <p>H22年度も、H21年度に引き続き、条例及び支援推進計画に基づき、犯罪被害者等への支援を推進。</p>	<p>(1)評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月に条例が施行されたため。 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を3機関合同で開設するなど、条例の実効性を確保しようとする取り組みも行われている。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条例および計画に基づいて、充実した支援が行なわれるよう、適正に運用されたい。 安全・安心まちづくり条例や個別の取り締まりなどと、一体的、総合的に運用することで、相乗効果を生み出すことが期待される。 条例の実効性を高めるために、県民、関係団体、市町村との連携をさらに深めつつ、取組みを継続されたい。

政 策 別 評 価 表（条例一5）

条例5（条例5 中小企業活性化条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>神奈川の中小企業は、全国トップクラスのものづくりやサービスを支え、地域の経済や雇用に重要な役割を果たしています。変動する経済環境の中で、意欲ある中小企業の経営の安定と活性化を図るために、中小企業の経営基盤の強化、技術開発等の促進、金融の円滑化、人材の確保等の支援施策を定めるとともに、県の責務や中小企業の努力等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」）</p> <p>・構成事業1「中小企業活性化条例（仮称）」の制定（H19:調査・検討、H20:制定、H21～：事業展開）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県中小企業活性化推進条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かながわ産業活性化懇話会での検討（H19.9～H20.3 4回開催） ・中小企業、中小企業団体等との意見交換会を実施（H19.10～H20.3 31回開催、意見数822件） ・県議会への報告（H19.9：策定方針、H20.2：骨子（案）） ・中小企業活性化条例骨子の作成（H20.3） <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例骨子に対するパブリックコメントの実施（H20.4～5 意見交換会5回開催、意見数延べ202件） ・かながわ産業活性化懇話会での検討（H20.4～9 2回開催） ・県議会への報告（H20.6、8：素案について） ・条例素案に対する説明会を実施（H20.7 中小企業団体等8回開催 H20.9 県内理工系11大学訪問） ・県議会9月定例会に提案、可決・成立 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県中小企業活性化推進条例は、平成21年4月1日施行 ・同条例の規定に基づき、県民、中小企業者、中小企業団体、有識者等で構成された神奈川県中小企業活性化推進審議会を4月1日に設置 ・6月4日 神奈川県中小企業活性化推進計画（案）の策定について、諮問の上、審議 ・6月25日 神奈川県中小企業活性化推進計画（案）について答申 ・同条例に基づく「神奈川県中小企業活性化推進計画」を6月に策定 <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県中小企業活性化推進計画」に掲げられた目標や構成事業については、県の関係部局や事業実施に關係する中小企業支援機関等が連携・協働して推進。 ・毎年度終了後は「神奈川県中小企業活性化推進条例」の規定に基づき、同計画に掲げた目標の達成状況や事業の進捗状況について検証を県自ら実施するほか、中小企業者からも評価等を受けるとともに、県の評価結果を毎年度、神奈川県中小企業活性化推進審議会に提出し、審議会において審議された後、評価を受ける。 ・検証の結果は公表し、翌年度以降行う事業の改善に反映させるとともに、次期計画の策定にも生かしていく。 	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月に条例が施行されたため。 ・施行後、関係団体から意見聴取し、「神奈川県中小企業活性化推進計画」を策定するなど、条例の実効性を確保しようとする取り組みが行われている。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の条例の運用について、毎年度終了後に、中小企業活性化推進計画に位置づけられている目標の達成状況や事業の進捗状況について確認を行い、神奈川県中小企業活性化推進審議会による評価等を踏まえて翌年度の事業の改善に反映させていくこととしている。条例を作りっぱなしにしない対応として評価できるので、さらに計画の実現に向か、着実に取り組まれたい。

政 策 別 評 価 表 (条例－6)

条例6（文化芸術振興条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>神奈川はこれまですぐれた文化芸術をはぐくんできましたが、さらに若手クリエーターの育成などによって新しい文化芸術の創造を支援する必要があります。文化芸術の振興によって魅力ある創造的な地域をつくるため、文化芸術をめぐる関係者の責務と役割、基本施策、人材の育成、県民による文化活動の支援、文化芸術振興会議の設置等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト26「文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり」）</p> <p>・構成事業1「文化芸術振興条例（仮称）の制定に向けた取組み」(H19:素案(条例案の検討)、H20:制定（6月議案提案）)</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県文化芸術振興条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 条例に関して、有識者からの意見聴取を目的とした「かながわの文化芸術振興を考える懇話会」を開催（4回。4/23、5/14、9/12、12/21）。 市町村（7.18）、文化活動団体から意見を聴取（アンケート調査、7～8月、237団体）し、「条例の基本的考え方」を取りまとめ。 「条例の基本的考え方」に関して、県民意見反映手続による意見募集を実施（10/29～11/30）。 「条例の基本的考え方」に関して、県民フォーラムを開催（11/27） 平成20年2月県議会に条例の素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 県議会6月定例会で「神奈川県文化芸術振興条例」可決、公布、施行（H20.7.22） 条例に基づき、「神奈川県文化芸術振興審議会」を設置（H20.9.1） 審議会で、文化芸術振興計画を審議（3回 H20.9、11、H21.3） 平成20年12月県議会へ計画素案を報告 計画素案について、県民意見反映手続による意見募集を実施（H20.12～H21.1） 平成21年2月県議会へ計画案を報告 「かながわ文化芸術振興計画」を策定（H21.3月末） 計画に基づき関連施策を実施 <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき関連施策を実施。実施に際しては、必要な事項について審議会の意見を聴取。 	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度中に条例が制定・施行（平成20年7月22日）されたため。 前回評価段階で5点の評点を付けている。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術振興計画の適確な進捗管理を行い、条例を絵に描いた餅に終わらせないよう、着実に取り組まれたい。 県単独で文化・芸術の振興を実施するだけでは効果は限定的となることから、関連施策の実施に当たっては、文化芸術振興計画に記載されているとおり、さまざまな文化・芸術活動主体と連携・協働することが肝要である。 すでに文化団体(NPO)、市町村などとの共催方式等で実施している伝統芸能などの公演、演劇・音楽などのジャンルを超えた舞台芸術作品の公演、指導者育成などの取組みをさらに拡大し、神奈川の文化芸術の振興に取り組まれたい。

政 策 別 評 価 表 (条例一7)

条例7（みんなのバリアフリー推進条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>これまで街や建築物のバリアフリー化が進められてきましたが、さらにだれもが自由に移動し社会に参加できる「ユニバーサルデザイン」の街づくりが求められています。新バリアフリー法の制定をふまえて、「福祉の街づくり条例」を全面改正し、多数の方々が利用する学校、病院、ホテル等のバリアフリー化を義務づけるなど、より徹底した措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※ 新バリアフリー法とは、建築物の基準を定める「ハートビル法」と、公共交通機関の基準を定める「交通バリアフリー法」を一体化して平成18年に制定された法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト8「ともに生き、支えあう地域社会づくり」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り組む事業の記載「より実効性のある条例での取組み」 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」として改正した。(20年度)</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県福祉の街づくり条例あり方検討会発足(H19.4)。 (会議5回、ワーキング7回、カラーバリアフリー検討会1回) ・「神奈川県福祉の街づくり条例の見直しに向けた基本的考え方」をまとめ、県民意見募集を実施。(H20.1.7~2.5) ・福祉のまちづくりを考える県民フォーラムを実施。(H20.2.4) <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改正骨子案」(H20.7.14~8.12)をまとめ、県民意見募集を実施。 ・「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正。(H20.12.26公布) ・バリアフリーまちづくりフォーラム実施。(基調講演、表彰式、改正条例説明会)(H21.2.17) ・県民意見募集を実施し、同条例施行規則を改正(H21.3)。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーまちづくりフォーラム実施(基調講演、表彰式)。第1回(H21.2.17) 第2回(H21.11.26) ・みんなのバリアフリー街づくり条例及び施行規則の施行(H21.10.1) ・バリアフリー街づくり推進検討会議の実施(H21年度:3回) ・カラーバリアフリー講習・相談会の実施(県内7圏域で7回実施、受講者158名、相談件数8件) ・既存建築物のバリアフリー化事例を調査、検証の上、既存建築物バリアフリー化整備ガイドラインを作成、普及(H21年度) <p>(2)今後の予定その他</p> <p>色覚障害者に配慮したカラーバリアフリーの取り組みや、既存建築物のバリアフリー化に向けた支援を行うなど、ハードとソフトを組み合わせた取り組みを進める。</p> <p>バリアフリー街づくり推進検討会議からの提案を踏まえ、障害者の意見反映、施策の検証を行う新たな組織体制の整備を進める。</p>	<p>(1)評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年10月に条例が施行されたため。 ・条例施行後、条例による規制のみならず、講習、相談会を実施したり、ガイドラインを作成したりするなど、誘導手法を活用した取組みを加えていることは、評価できる。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が同様の条例を制定した場合の県条例の適用除外の運用について、県と市町村との役割分担を踏まえつつ、市町村の実情に即した柔軟な対応を行いうよう努められたい。 ・市町村や建築設計士向けに条例の説明会を実施していることは適切といえるが、本条例の内容が県内特定行政庁の区域内における建築確認の判断の基準となることから、条例の実効性を確保するため、市町村や指定確認検査機関と十分な連携を図る必要がある。

政 策 別 評 価 表 (条例一8)

条例8（県民パートナーシップ条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地域の課題を解決し県民の生活を支えるには、県民、企業、NPO、コミュニティ組織など様々な主体が力をあわせて社会を支える「協働型社会」に切り替える必要があります。活力ある「協働型社会かながわ」を実現するため、県民・NPO・県の責務、協働の原則、県とNPOの協約（コンパクト）、NPO等への支援等の措置を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト25「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (I-2 「企業、NPOなどとの協働と連携」)</p> <p>・戦略プロジェクトの構成事業5「パートナーシップ推進のしくみづくり」の取組内容「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」 ・基本方針の「I-2(1)企業、NPOなどとの協働と連携の推進」の取組項目「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」</p> <p>(H19:検討、H20:素案、H21:制定)</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ協働推進会議」に新たに企業関係者を加えた専門部会（NPO関係者5名、企業関係者3名、県職員2名で構成）を設置し、条例案の検討を開始した（H19.8.23設置、6回開催）。 県民、NPO法人、企業を対象に、ボランティア活動等に関する調査を実施（H19.11）。 県内4箇所（相模原、横浜、小田原、川崎）でフォーラムを開催。（H19.10～11） 平成20年2月県議会に条例骨子案素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動等に関する調査発表（第1次集計結果速報 H20.2.28） ボランティア活動等に関する調査結果発表（H20.3.26） 条例の基本的考え方（骨子案）について県議会9月定例会で報告 パブリックコメント（H20.10.17～11.28）を実施 県民フォーラム（H20.10.18～H20.11.28 県内8地域 参加357人） 条例検討部会報告のとりまとめ <p><H21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会に部会検討報告書の概要を含む検討状況を報告（H21.4） 神奈川の協働を推進する県民会議を設置し意見交換を実施（H21.5） 6月定例会常任委員会に第二次骨子案を報告。 一般の県民が参加する「かながわの協働を考えるフォーラム」を開催し、第二次骨子案について説明し意見を募集（H21.7） 県民参加者（117人）からの提出件数 57件 第二次骨子案について、市町村へ意見照会等を実施（H21.7） 意見件数 30件 9月定例会常任委員会に県民パートナーシップ条例（仮称）の素案を報告。 常任委員会にボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例（仮称）の素案を報告。（H21.11） 12月定例会へボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例案を提出、22年3月可決、公布。平成22年4月1日施行。 <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づくボランタリー団体等と県との協働の推進、事業に関する協定の締結等 	<p>(1)評点：3点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度中に条例が制定され、平成22年4月に施行された。 知事のマニフェストでは、県民、企業、NPO、コミュニティ組織などの連携を重点とした協働社会型社会の構築を目指した条例の制定を目指していたが、制定された条例は、県とボランタリー団体等との協働に限定されていることから、マニフェストの実現度は条例の内容的には十分とはいえない。 評価基準では4点となるところ、上記の点を減点事項とし、評点とするのが妥当と判断した。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づきボランタリー団体等の協働を積極的に推進するとともに、県民や企業など他のアクターも県政を支えるパートナーと受け止め、協働を進めすることが求められる。 協働型社会の実現に向けた政策として掲げられている「県民政策提案」などのほか、県民参加制度全般の条例化の検討の必要はないか。

政 策 別 評 価 表（条例一9）

条例9（県職員等不正行為防止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>最近、全国的に首長の不祥事が相次ぐとともに、県職員の事故・不祥事も目だっています。そこで、知事などを含む県職員全体の違法行為・不祥事を防止し、県民の信頼を確保するため、職員の行動指針、内部通報制度、不当な働きかけへの対応等の制度を定めるとともに、これらの実効性を担保するため、第三者機関として不正行為等監視委員会（仮称）を設置する条例の制定をめざします。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (III－2 「県民から信頼される県行政の実現」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「III－2 (5) 県の自律性の向上」の取組項目「職員等の不祥事防止対策の充実強化に係る条例制定等の取組み」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を制定した（19年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を公布・施行（H19. 10. 19） 「神奈川県職員等不祥事防止対策協議会」を附属機関として設置し開催（H19～21：8回） 条例施行に伴い、既存対策を充実強化（H19. 10. 19） 神奈川県職員行動指針：管理監督者の意識啓発を図る1項目を追加 内部通報制度：外部調査員（弁護士）が直接調査できる制度に改正し調査力を強化 働きかけへの対応：働きかけに関する疑問について職員が相談できる「働きかけ外部相談員」（弁護士）を新たに設置 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 幹部職員を対象とした不祥事防止研修を実施（H20、H21 政策課題トップセミナー） 20年4月から不祥事防止推進員を配置して全職場249所属を訪問し、不祥事防止の観点から指導・助言（H20. 4. 18～H21. 3. 5） 一斉定期点検を大幅に見直し実施（点検期間：H20. 6. 1～H20. 9. 30） 不祥事防止対策の実施状況をホームページで公表（19年度分H20. 4） <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 幹部職員を対象とした不祥事防止研修を実施（トップセミナー、H21. 4. 24） 不祥事防止推進員を配置して教育・警察を除く全職場を訪問し、不祥事防止の観点から指導・助言（H21. 4. 22～H22. 3. 4） 一斉定期点検の実施（点検期間：H21. 6. 1～H21. 9. 30） 不祥事防止対策の実施状況をホームページで公表（20年度分H21. 4） <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員等不祥事防止対策協議会の意見を聴きながら、引き続き実効性のある不祥事防止対策を推進 	<p>(1)評点：③点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例が制定・施行されており、前々回評価段階で5点の評点を付けている。 条例施行後、職員の情報に対する意識が高まる等、不正行為に関する厳格な対応がなされるようになっていることも認められ、従来、不正行為として扱われなかつた行為も不正行為として顕在化しているが、顕在化することを通じて、職員が再発防止に向けた学習をすることができるようになったものと思われる。 平成21年度に県職員の不正経理問題が顕在化した。不正行為自体は条例制定以前に発生したものであり、今回の評価において評点に影響しないとする考え方もある。しかし、今回の不正経理問題は、到底看過できるものではない。県当局においても対応策を進めているが、再発防止のための仕組み作りにおいて民間企業における「財務報告に係る内部統制の構築」に比し、その実効性、有効性においてリスクとコントロールの認識に改善の余地があるものと思料される。 また、マニフェストに掲げられた監視委員会ではなく、「不祥事防止対策協議会」が設置されたことについて、不正防止・監視の機能として十分かどうか、効果が上がっているのか、疑問がある。 以上のことから、今後の改善への期待も含め、マイナス2点の評価とした。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 不祥事が発生した場合の再発防止のための内部統制の設計が全体レベルから各業務プロセスにおいてきちんとされているか、又その運用がきちんと実行されているか継続的に検証する態勢をビルトインすることが条例の有効性を高めることになる。不正防止の仕組みを倫理、組織、公表、懲戒等の対応に加え、予算のあり方や業務プロセスの整備等構造的な課題対応を継続していくことが重要である。 「不祥事防止対策協議会」が実効的に機能するよう運用を検討されたい。その他、今般の不祥事を糧として、条例の目的である不正行為の発生防止に向け、全庁を挙げた体制を構築することが不可欠である。

政 策 別 評 価 表 (条例一10)

条例10（知事多選禁止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>幅広い権限を有する知事が長期にわたり在任することによって、独善的な組織運営、人事の偏向、議会との癒着などの弊害が生じるおそれがあります。こうした弊害を防止し、清新で活力ある県政を確保する民主政治のルールとして知事の在任を連続3期までに制限する条例の制定をめざします。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 (取組施策10：自治基本条例等の制定に向けた取組み)</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」を制定した（19年度）（未施行）。 <19年度> • 八都県市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明（H19.5.30）。 • 菅総務大臣（H19.5.31）、塩崎官房長官（H19.6.4）に要望。 • 平成19年9月県議会定例会において「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が成立（H19.10.12）し、公布（H19.10.19、施行日については地方自治法等関係法令の改正を踏まえ、改めて条例で定める）。 • 本条例成立以降、首相官邸、総務大臣、各政黨の政策担当者、政府の地方分権改革推進委員会の委員に対し、知事から直接、条例の成立や県議会の決議を報告するとともに、早期に法制化されるよう要請。 • 「第33回県・横浜・川崎三首長懇談会」の共同声明として「首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現」を表明（H19.10.18）。 • 「第52回八都県市首脳会議」にて「首長の在任期間の制限に関する意見」として、関係法令の改正について改めて意見表明（H19.11.12）。 • 「政府主催全国都道府県知事会議」にて、知事が福田総理大臣に対し首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正について要望（H19.11.14）。 • 「自由民主党政務調査会選挙制度調査会・総会」にて、知事から自民党国會議員に対し「各自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる地方分権型の制度として法制化すべき」との意見を述べた（H20.1.23）。 <20年度> • 「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」で、地方の自主性、自立性を高めるため、首長の多選を条例により制限できることを法律に明文化することを最重点事項として要望（H20.5）。 • 八都県市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明（H20.4.21、11.12）。 <21年度> • 「平成22年度国の施策・制度・予算に関する提案」で、地方の自主性、自立性を高めるため、首長の多選を条例により制限できることを法律に明文化することを最重点事項として要望（H21.5）。 • 八都県市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明（H21.4.23、11.18）。</p> <p>(2) 今後の予定その他 • 引き続き、国の動向を注視するとともに、本条例の早期施行をめざし、あらゆる機会を捉えて、首長の在任期間の制限が、地方自治体の自主性を尊重し条例に委ねられる地方分権型の制度として法制化されるよう、強く要望していく。</p>	<p>(1)評点：4点／5点満点 【理由】 • 前々回の評価段階からの進展は特になく（平成19年度、条例制定済み・未施行＝施行時期未定）ことから、前回の評価理由をそのまま踏襲する。 • 首長の多選を条例で制限できるよう継続的に国に働きかけていることは、現段階でできる対応として評価できる。</p> <p>(2) 今後の課題その他 • 本条例が制定されたことで、社会における首長の多選に対する問題意識は確実に高まったといえ、他の自治体でも多選制限（自肃）条例を制定する動きがみられる。ただし、多選を禁止することについては消極的な見解が強いことから、引き続き、本県が中心となって、法制化に向けた働きかけを強めることを期待したい。 • また、平成22年1月に県が国に提案した「地方自治基本法」の制定に向けた動きは、長の多選制限も包含する地方自治の組織及び運営に関する大転換ともなりえることから、引き続き法律制定に向け、国等に働きかけるとともに、動向を注視する必要がある。</p>

政 策 別 評 価 表 (条例－11)

条例11（自治基本条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>本格的な地方分権時代を迎えるにあたり、県が県民の信託に基づく広域自治体としての役割を果たすために、「神奈川県の憲法」として、県政運営の原則、県議会の役割、県民の県政参加・県民投票制度、市町村の県政参加等のしくみを明確にする条例の制定をめざします。なお、条例提案までに、県民、NPO、市町村等のご意見を十分に聴き、反映させます。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 (取組施策10：自治基本条例等の制定に向けた取組み)</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県自治基本条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県自治基本条例検討懇話会(H17.10設置)の報告書をもとに、地方分権フォーラムを開催し、県民との意見交換を行うなど県民や市町村に対して意見募集等を実施。 ・19年9月県議会に、「神奈川県自治基本条例（仮称）」第一次素案を報告。 ・条例素案をもとに、県内5箇所（相模原、大和、横浜、松田、藤沢）で地方分権フォーラムを開催するとともに、ワークショップを2回開催。県民や市町村等からの意見募集等を実施(H19.10~11)（意見総数703件）。 ・20年2月県議会に「神奈川県自治基本条例（仮称）」第二次素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第二次素案について、地方分権フォーラムなど県民・市町村参加を実施(4~11月)。 ・「神奈川県自治基本条例」第二次素案（修正版）を20年6月県議会に報告。（7月） ・県議会が学識経験者から意見聴取。（9月） ・「神奈川県自治基本条例」第二次素案（修正版<条文イメージ>）を20年9月県議会に報告。 ・「神奈川県自治基本条例」条文イメージを県議会に報告。（11月） ・県議会12月定例会に条例案を提案（継続審査） ・県議会2月定例会で可決・成立 <p><平成21年度></p> <p>県民集会や地方分権出前講座など多様な参加機会を通じて、県民・市町村に条例の趣旨・内容を広く周知した。</p> <p>(2) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発（県民フォーラムや出前講座の実施）、職員研修の実施。関連制度・手続に係る取組状況の公表。 	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に条例が制定・施行（平成21年3月27日）された。自治基本条例が、都道府県で初めて制定され、施行されたことは意義深い。 ・前回評価で減点対象となった県のかかわりについて、県民集会や出前講座などの県民の参加機会を設けて条例の周知を図ったこと、県民投票制度について、「あり方検討会」を設置するなど検討が進められたことなど、一定の評価ができる。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例は県民の理解が欠かせないため、普及啓発活動が極めて重要であり、継続的な取組みが肝要である。 ・本条例が真の自治基本条例となるよう、実効性のある取組みが不可欠である。とりわけ「議会基本条例」との連携・相乗効果が期待される。 ・自治基本条例に規定されている市町村への権限移譲、市町村の県政参加、民間公共活動との連携協力の具体的な施策を講じるなど、条例が絵に描いた餅にならないよう県全体での取組みが不可欠である。 ・平成22年1月に県が国に提案した「地方自治基本法」の制定に向けた動向については、自治基本条例に少なからず影響を及ぼすと思われることから、注視する必要がある。

政 策 別 評 価 表（条例一参考）

(条例サンセツシステムの導入)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>たえず時代に適合した条例とするため、一定期間ごとに、県の条例（政策的条例）の施行状況などを評価し、有効なものは存続させ、社会状況に合わなくなつたものや目的を達したもののは改正または廃止する「サンセツ」の制度を導入します。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (II-3 「業務プロセスの改革」) •「II-3(2) 条例や制度等の見直し」の取組項目「一定期間を経過した条例の見直しの実施」</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定した。</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例の現況を把握するため、条例の性質や法令との関係などについて、条例調査を実施 (H19.5, H19.9)。 ・条例調査の調査結果を踏まえ、さらに規定の内容を詳細に把握するとともに、条例見直しの仕組みに対する意見交換を行うため、県民生活に関連が深い条例の所管課を中心にヒアリングを実施 (H19.11)。 ・ヒアリングの結果も踏まえて作成した条例見直しの仕組みの素案(たたき台)について、各部局へ意見照会を実施 (H19.12～H20.1)。 ・20年2月県議会に、「条例見直しの仕組み」(案)を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県条例の見直しに関する要綱を制定 (H20.4.1 施行)。 ・20年6月県議会定例会において、県民の権利を制限し、又は義務を課す規定を含む条例など計82条例について、見直し規定を設ける条例改正を提案し、可決施行。 ・22年3月末までに見直す旨を規定…72条例 ・条例の施行日から5年を経過するごとに見直す旨を規定…10条例 ・20年度においては、22年3月31日までに見直しを行う条例(297条例)のうち概ね半数(150条例)の見直しが終了。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年6月県議会定例会において、20年度に見直しを行った条例で改正等が必要なものうち、見直し規定の更新等、共通的な事項について、所要の改正等を行う必要がある13条例について、一括して改正等を提案し、可決施行。 <ul style="list-style-type: none"> ・見直し規定の改正…7条例 ・引用条項等の整理…5条例 ・既に役割を終えた条例の廃止…1条例 ・22年3月31日までに、297条例の見直しを完了 	<p>条例は制定した段階で完結ではなく、いかに適正に運用し、地域課題の解決を図っていくかが重要である。こうした視点から、条例の見直しをシステム化することは意義深い。</p> <p>本項目は、条例宣言の直接の対象ではないが、条例の有効性、効率性等を確保するための先進的な対応として評価できるので、条例のマニフェスト評価に準じて検証した。</p> <p>なお、仮に評価点をつけるとすれば、以下の理由により「5」点となる。(前回と同文)</p> <p>(1)評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定(平成20年4月1日施行)し、全庁的に条例の見直しをすることとした。特に重要な既存条例82件について、条例改正により見直し規定を設けた(平成20年6月)。 ・平成21年度中に全297条例の見直しを完了するとともに、平成20年度に見直しを行った条例中13条例の改正が実現した。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に見直しを行った条例についての改正等の対応を適切に行われたい。 ・平成20・21年度で県条例すべての見直しが終了したが、条例を取り巻く環境は常に変化するので、一定期間経過後、改めて全条例を見直すなど、継続的なメンテナンスが大切である。

分野別評価表（I 人づくり）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点：4点（5点満点）	
政策1 県立学校の施設再整備	4点	・「まなびや計画」は着実に実施されている。	・耐震補強工事は可能な限り前倒しで進めていくべきであり、また、分教室設置目標を早急に実現し、さらなる充実が求められる。	【理由】 ・分野別全体の評点は昨年度から1点上がり4点になった。8の政策の半分で昨年度より評点が上がっており、着実に進展しているといえる。 しかしながらその一方で、内容が前年同様に留まる政策も見受けられた。	・政策1の県立学校の施設再整備には、耐震補強工事といった緊急性の高い施策が含まれており、事業計画の前倒しは是非必要である。
政策2 教育行政のシステム改革	3点	・前回評価時と比べ、特筆すべき进展は見られない。	・教育委員会の情報公開や公立・私立の連携事業について、一層の推進が求められる。		・政策3新しい県立学校づくりでは、特別支援体制の充実など施策の実施にあたっては、アウトカム指標が必要と思われるものもある。
政策3 新しい県立学校づくり	4点	・モデル校におけるクリエイティブスクールの本格導入は評価できる。 ・特別支援教育の充実については実証が得られず、バウチャーリー制度の具体的検討の痕跡が見られない。	・障害者が自立するために何をすべきかを考えた策を打ち出す必要がある。		・政策4の教員の人材確保と育成は昨年度と同じ評点であるが、教員採用特別選考の受験資格年齢制限撤廃、身体障害者選考枠導入など多様な人材を確保する取組みが行われ、特別選考枠採用実績も全体で30%を占めるなど増加しており評価できる。
政策4 教員の人材確保と育成	4点	・教員採用特別選考の受験資格年齢制限撤廃（20年）、身体障害者選考枠導入（21年）など多様な人材を確保する取組みを大きく評価したい。	・「かながわティーチャーズカレッジ」講座の平均参加率は61.4%と高くなく、さらに4割の講座で参加率が50%を切っている。魅力ある講座運営が望まれる。		・政策4では、教員の懲戒処分数が増加している。意識改革の徹底が必要である。
政策5 良き市民となるための教育	4点	・ボランティア活動およびインターンシップ体験とともに体験生徒数が増加している。また、TOEIC等受験者数が大きく増加した。	・22年度参議院選挙では全ての県立高校で模擬投票を実施する予定である。今後の実施推移を注視したい。		・政策8のいじめ・不登校・児童虐待緊急対策の「学校緊急支援チーム」はいじめに即応する対策チームとなっておらず、運用実績も少ない。いじめ・不登校・児童虐待発生件数は20年度それぞれ4,088件、13,205件、1,764件と依然として高い水準である。
政策6 スポーツ振興と部活動活性化	4点	・県立高校における文化部入部率が大きく増加した。運動部入部率、全国大会出場率も小幅ながら増加がみられる。	・「部活動エキスパート指導者派遣事業」「部活動支援学生ボランティア事業」は、ともに事業規模を拡大していない。今後より一層の充実を期待したい。		
政策7 地域ぐるみで子育て支援	3点	・子育て支援に熱心に取り組む認証事業者数は165となり目標を64%達成した。事業所内保育施設設置促進事業費補助を開始するなど地域ぐるみで子育て支援を行う取り組みを着実に行っている。	・子育て支援策が効を奏しているかの評価には、子育てに関わる世代が「子育てしやすい」と感じるか否かの満足度調査が必要だろう。		
政策8 いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	3点	・「学校緊急支援チーム」の21年度派遣数は14件と依然として低い水準にとどまっている。	・多様な対策がとられているが、特効薬となっていない。特に不登校数は20年度小中学校で全国ワースト1位となっている。		
平均点	3.6	—	—		

政 策 別 評 価 表 (1-1)

政策1（県立学校の施設再整備）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 子どもたちが安全で快適に学習できる環境を整備するため、すべての県立学校の耐震診断を完了させ、建替えや改修などにより、耐震化や老朽化対策を進めるとともに、不足している養護学校の整備などを、「まなびや計画」（県立教育施設再整備10か年計画）により実行します。</p> <p>【目標】 ○すべての県立学校 176 カ所について耐震診断を完了。 ○養護学校を3校新設（着手）、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置。</p> <p>【具体的な方策】 ①県立学校の耐震化 ②地域への施設開放の促進</p> <p>【期限】 ○2007年度に「まなびや計画」の第1ステージ整備計画を策定。 ○2010年度までに着実に計画を推進。</p> <p>【財源】 ○県債発行額抑制の範囲内で、基本的には既存財源で対応（10年間で、約1,000億円）。 ○ただし、新たな財源確保に努め、民間活力の導入なども検討します。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断等（目標、方策①）…構成事業5「『県立教育施設再整備10か年計画』（まなびや計画）の着実な推進」に取組内容「耐震化対策の実施」及び「県立教育施設における耐震診断の実施」 ・特別支援学校の新設等（目標）…構成事業4「特別支援学校の整備などによる学習機会の確保」の取組内容「特別支援学校の設置」「特別支援学校分教室の設置」 ・地域への施設開放（方策②）…主要施策440「地域教育コミュニティづくりの推進」の記載「学校の人材や施設を活用することにより、学校と地域社会との交流を進める」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○耐震診断については、校舎棟は18年度に完了。体育施設（体育館等）は20年度に完了（18年度55棟、19年度50棟、20年度43棟）。S造実習棟等は20年度25棟実施。 以上で県立学校の主な建物の耐震診断は完了。</p> <p>○養護学校等3校新設、分教室9カ所新設（いずれも着手を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①金沢養護学校は、20年3月校舎完成、4月新校舎で本格開校。②横須賀方面特別支援学校は、改修工事の設計業務委託完了（21.3）、改修工事に着手。③相模原方面特別支援学校は、基本・実施設計完了（21.3）、既存建物除却工事着手（20.12）、グラウンド造成工事の基本設計完了（21.3）、校舎新築工事に着手。 19年度は3カ所の分教室（金井高校、有馬高校、津久井浜高校）に所要の工事を実施（20年4月運営開始）。20年度は3カ所の分教室（元石川高校、瀬谷西高校、住吉高校）に所要の工事を実施（21年4月運営開始）。21年度はH22年4月に開設する3分教室（横浜平沼高校、生田東高校、相模向陽館高校）に所要の工事を実施 <p>(2)具体的な方策の取組み</p> <p>①・「まなびや計画」に沿った耐震診断等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策工事を実施（19年度19棟、20年度17棟）、そのほか特別支援学校の整備等を実施。（耐震診断、養護学校の整備→目標） H21耐震補強工事では、当初計画の13棟に2棟を前倒しして着手した。 </p> <p>②・県立高校改革推進計画前期計画の中で、建替え校においては、地域への開放施設を想定し、図書室、視聴覚室、多目的教室等を開放しやすい施設配置として整備を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 県民に、学習・文化・スポーツ活動の場として活用してもらうため、授業や部活動等の学校教育活動や、耐震工事・改修工事等による施設整備状況等、学校運営に支障がない限り、会議室や運動場など県立学校施設を地域へ開放（H19:160校（県立学校数の90.9%）、H20:155校（90.6%）、H21:154校（91.1%）） </p> <p>(3)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原方面特別支援学校の整備を推進する（23年度開校予定）。 引き続き分教室の設置を推進する（14校）。 	<p>(1)評点：4点／5点満点 【理由】 ・「まなびや計画」は着実に実施されているようであり、耐震補強工事の前倒しも評価できる。分教室設置等も含め、これらは速やかに達成すべき施策であることから、22年度の推進を確認する必要があるため、今回の評点は少数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：5点（県立学校の耐震診断完了） 目標②：4.5点（養護学校3校新設5点、分教室9校90%達成4点） =目標平均4.8点</p> <p>方策①：4点（「まなびや計画」に沿った実施を行っている。） 方策②5点（施設開放が継続し、充実している） =方策平均4.5点</p> <p>*平均点=4.7点</p> <p>(3)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「まなびや計画」を今後も着実に実施し、耐震補強工事は可能な限り前倒しで進めていくべきである。また、分教室の設置を早急に達成させ、さらなる充実を図るべきである。 必ずしも公共施設が十分に整備されていない現状のもと、学校施設の開放は住民福祉向上の観点から推進・継続が求められる。 健常者とより多くの交流がもてる特別支援学級への対策が完全にぬけているため、障害児の可能性をつまぬよう、対策を構築すべきである。

政 策 別 評 価 表 (1-2)

政策2（教育行政のシステム改革）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 教育委員会や学校の情報公開を徹底し、県立学校の第三者評価を実施します。校長の権限強化や市町村への権限移譲を進め、地方分権や学校現場の自律化の視点に立った教育行政のシステム改革を実行するよう、教育委員会に働きかけます。さらに、公立高校と私立高校との連携の強化を図ります。</p> <p>【目標】 ○教育委員会の情報公開の徹底。 ○すべての県立学校の授業公開・外部評価の実施。 ○公立高校と私立高校とが連携した協調事業の充実。</p> <p>【具体的方策】 ①教育委員会の情報公開の徹底 ②県立学校の情報公開と「外部評価制度」の導入 ③「校長先生社長論」の実践 ④市町村への権限移譲 ⑤公立高校と私立高校の連携の強化</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔教育委員会の情報公開〕 (III-2 「県民から信頼される県行政の実現」) 地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施〔市町村への権限移譲（方策④）〕 (施策6 「国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減」ほか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会の情報公開（目標、方策①）…行政システム改革基本方針の「III-2 (1) 県民に開かれた行政」の取組項目「教育委員会の情報公開の徹底」 ・ 県立学校の学校評価（目標、方策②）…構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の取組内容「新たな学校評価システムの導入・拡大」 ・ 校長の自主的な学校運営を支えるシステムづくり（方策③）…構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の説明「自主的・自律的な学校経営」のための「学校支援体制の整備」 ・ 公立高校と私立高校の連携の強化（目標、方策⑤）…構成事業6「公立高校と私立高校の連携強化」 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会の情報公開→方策① ○授業公開・外部評価→方策② ○公立高校と私立高校の連携→方策⑤ <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・教育委員会会議の公開の拡大 (H19～) <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会HPで広報の充実（学校訪問結果を「教育委員会委員の活動」で紹介、インターネット版「月刊教育かながわ」で情報提供 (H20～21.12)。22年1月から同誌の学校紹介コーナー「がっこう最前線」をトップページに。 ・「教育長記者連絡会」を通しての積極的な情報提供 (H19～) ・tvkテレビの「かながわ教育インフォメーション」コーナーの設置 (H19～)、リーフレット「かながわの教育」の配布 ・インターネット版「かながわの教育」をホームページに掲載 (H21) ②・「新たな学校評価システム開発研究会」を設置 (19.6) し検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度に一部の県立学校における第三者評価システムに係る試行。 ・学校目標及び学校評価の報告を学校要覧及び学校ホームページ掲載。 ・「新たな学校評価システム実践研究校」として、神奈川総合、横浜桜陽、金利谷の3校を指定(19.5)し、学校の第三者による外部評価を踏まえた新たな学校評価システムの実践研究・報告書作成。(21.3) ・各学校は20年度より学校関係者評価（保護者、学校評議員等）を実施。 ・すべての県立特別支援学校で、学校へ行こう週間や研究授業等の一環として授業公開を実施 (H19, H20, H21)。 ③・校長が必要とする人材を公募することで、校長の人事に関する権限を強化し、特色ある学校づくりを支援。 ④・校長の考え方や学校事情に合った節割り予算配分で校長の予算裁量権を拡大。 ⑤・政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直し等を国へ要望、全国知事会等でも要望。地方分権改革推進委員会の第1次勧告(20.4)で「市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編制・教職員定数の決定に係る事務について、「中核市」まで先行して移譲」とされた。地方分権改革推進要綱(20.6)でも同旨の決定。 ・本県から、政令指定都市を有する道府県及び横浜・川崎の教育委員会に連名で国に「政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し」についての要望を提出する提案を行った結果、賛同を得た道府県教育委員会及び県内の政令指定都市教育委員会の連名で国へ要望 (H22年3月)。 ⑥・「神奈川の高校展」として、全公立展、全私学(中・高)展、公私合同説明・相談会、「公私共通ガイドブック」配布(H19, H20, H21)。 ・「ボランティアパスポート」の配布(H19 県立41,000部、私立25,100部、H20 県立41,000部、私立24,000部、H21 H20と同数配布)など。 ・公立高校教員研修への私立高校教員の参加(H19, H20, H21) ・県立高校教員の私立高校派遣 4校4人 (H19, H20, H21)、県立高校と私立高校で教員の相互交流1組実施 (H19, H20)。 <p>(3) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国への提案、他自治体等と連携した国への働きかけ 	<p>(1) 評点：3点／5点満点 【理由】 前回評価時と比べ、継続性はあるが、特筆すべき進展が見られなかったので、小数点以下は切り捨てた。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：4点（会議の議事録公開その他の広報活動は継続されているが、それ以上の特筆すべきものは見当たらない。前回評価と同様） 目標②：3.5点（授業公開は5点、外部評価は、研究校での実施及び第三者評価システムに係る試行については評価できるが、目標への到達度を考慮して2点） 目標③：3点（継続されているが充実したとは言い難い。前回評価と同様） =目標平均：3.5点 方策①：4点（目標①） 方策②：3.5点（目標②） 方策③：4点（継続しているが、公募実施校及び応募者が21年度に減少している。予算配分の点も併せて推移を見守る必要があり、前回同様の評価とした） 方策④：2点（新たな要望を評価） 方策⑤：3点（目標③） =方策平均：3.3点 *平均点 3.4点</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の情報公開につき、会議の議事録公開等は継続されているが、行政情報公開の時代にあって、これらはむしろ最低限の事項である。県民からの情報公開請求への対応等、情報公開の進展を確認するための多角的な視点が必要である。 ・公立・私立高校の連携事業については前年同様ではなく、拡充を目指すべきである。 ・「外部評価制度」の運用を間違えると、評価側に当事者である生徒や保護者ははいつているが、先生がはいつていないため、双方向性がないためにバランスが崩れ、目的とされた、教育環境となる恐れがあると懸念される。 ・「校長先生社長論」の実現のためには、校長先生のマネジメント教育等も平行して行う必要がある。また、権限の強化される部分が不明確なところがあるため、明確にしていただきたい。 ・より現場に近い市町村への権限移譲の実現は、教育現場との密接にかかわる可能性があり、期待したい。

政 策 別 評 価 表 (1-3)

政策3（新しい県立学校づくり）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 地域に開かれた教育を進めていくため、県立高校のモデル校として「地域協働高校」を開設します。養護学校の新設などにあわせ、特別支援教育の充実を図ります。また、バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの導入を検討します。</p> <p>【目標】 ○「地域協働高校」モデル校を開設。 ○県立高校の図書室やホールなどの開放を推進。 ○養護学校を3校新設（着手）、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置（再掲）。</p> <p>【具体的方策】 ①「地域協働高校」づくりの推進 ②図書室などの地域開放 ③養護学校の新設（再掲）と特別支援教育の充実 ④バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの検討</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」、20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域協働高校づくり（目標、方策①）</u> …戦略プロジェクト21の構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の取組内容「地域と協働・連携した学校づくりの推進」 ・<u>特別支援教育の充実（方策③）</u>…戦略プロジェクト20の構成事業5「支援教育の総合的な推進」の取組内容「障害のある子どものための相談・支援体系化協議会の開催」 ・<u>バウチャー制度（方策④）</u>…戦略プロジェクト21の構成事業7「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくりの検討」 ・<u>図書室などの地域開放（目標、方策②）</u> ・<u>養護学校の新設（目標、方策③）</u> →政策1 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域協働高校→方策① ○地域開放→政策1 ○養護学校等の新設→政策1 <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・保護者・地域住民等との協働・参画による新しいタイプの学校づくりとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設立に資する研究を行うため、「コミュニティ・スクール設立推進研究会」を設置。（19.6設置、3回開催） ・H19・20年度田奈高校、釜利谷高校がコミュニティ・スクールの制度を活かした地域との協働・連携による学校づくりの研究。 ・「学習意欲を高める全日制課程の新たな学校のしくみづくり～クリエイティブスクール～」基本計画案（H19.6）、実施計画公表（H19.12）。20年度は、21年度のクリエイティブスクール本格導入（学校運営協議会（仮称）の設置、キャリア教育センターの設置等）に向けて取り組む。21年度本格導入。 ②→政策1 ③・養護学校の新設等→政策1 <ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある子どものための相談・支援体系化推進協議会」（20年度名称変更「広域特別支援連携協議会」）を組織し、「神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会」（保健福祉部）と合同開催により、福祉・保健・労働・医療等の関係機関と連携を図った。子どもたち一人ひとりのニーズを踏まえた支援体制整備を推進。 ④・すべての子どもに等しく、自らが選択できる学びの機会（チャンス）を保証するとともに、自主的・自律的な学校経営をめざすための取組みを幅広く研究・検討するため「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくり研究会」設置（19.2・7回開催）（委員：学識経験者等5名）、21年3月研究報告（提言） <p>(3) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくり研究会」の研究報告（提言）をもとに、府内で組織する研究チームにより、実践に向けた検討を行っていく。 	<p>(1) 評点：4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校におけるクリエイティブスクールの本格導入は評価できる。 ・特別支援教育の充実については効果の実証が得られていない。バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの検討についても、学識経験者による研究報告が行われたのみで、具体的な検討の痕跡が見られないことから、小数点以下を切り捨てた。 <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：5点（クリエイティブスクール本格導入） 目標②：5点（政策1方策②） 目標③：4.5点（政策1目標②） =目標平均4.8点 方策①：5点（目標①） 方策②：5点（目標②） 方策③：3.8点（養護学校新設4.5点（分教室未達成を考慮）、特別支援教育の充実3点（前回評価時から特に進展なし） 方策④：2点（前回評価時から特に進展なし） =方策平均4点 *平均点=4.4点</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育や体制の充実など、県民ニーズをどのように吸い上げ、政策によりどのような成果が出たのか（満足度の変化など）、アウトカム指標が必要であろう。 障害者の社会的自立は、当事者にとって大きな目標である。そのためには、『一人ひとりのニーズに対応する』ことは過度にやらず、自立するために何をすべきか考えた策を打ち出す必要がある。 ・「バウチャー制度」は運用を間違えると、よりよい教育環境は生まれない。『権利を主張し、義務を全うしない』生徒や保護者を生まぬよう、対策が必要である。

政 策 別 評 価 表 (1-4)

政策4 (教員の人材確保と育成)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県立高校の教員としてすぐれた人材を確保するため、採用システムの改革や教員をめざす学生などを対象とした「かながわティーチャーズカレッジ」を創設するとともに、教員の人材育成の充実を図るために、総合教育センターの抜本的改革により「かながわティーチャーズアカデミー」を開設することなどを教育委員会に働きかけます。</p> <p>【目標】 ○「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設。 ○総合教育センターの改革による「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設。</p> <p>【具体的方策】 ① 「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設や社会人経験者等の採用拡大・試験見直しで優秀な教員採用 ② 「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設と教員意欲喚起のための公募ポスト充実 ③ 教員不祥事防止対策の徹底</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト2.1「かながわの学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔教員不祥事防止対策〕 (III-5「県民から信頼される県行政の実現」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)(目標、方策①)…構成事業1「高い指導力と意欲をもつ教職員の確保・育成」の取組内容「大学と連携した教員志望者のためのオープン型カレッジの開設と採用前研修の充実」 ・「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)(目標、方策②)…構成事業1の取組内容「総合教育センター機能の見直しによる教職員の人材育成拠点の再整備」 ・不祥事防止対策の徹底(方策③)…基本方針の「III-2(5)県の自律性の向上」の取組項目「教職員事故・不祥事防止対策の徹底」 	<p>(1)目標の達成状況 ○「かながわティーチャーズカレッジ」(仮称)→方策① ○「かながわティーチャーズアカデミー」(仮称)→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み</p> <p>①・教員志望者を対象に「かながわティーチャーズカレッジ」を創設し、「かながわ教育学講座」、学校現場を体験する「実践力向上講座」、相談等を行う「ほっと・コンサルタント」を開設(20年度)。 ・「かながわティーチャーズカレッジ」受講登録者数:20年度192人、21年度142人(全13回講座の平均参加率61.4%)。 ・「新規採用予定者研修」について、日数を増やすなどの充実を図り、「フレッシュティーチャーズキャンプ」として開設(20年度)、参加者数:20年度1,204人、21年度398人。 ・教員採用特別選考に身体障害者選考枠(10人程度)および身体障害者大学推薦制度を導入した(22年4月1日教員採用者1,358人のうち特別選考採用者数412人(30.3%))。</p> <p>②・総合教育センターが実施する教員基本研修において、新たに2年経験者、25年経験者研修を新設し、研修事業全体の見直し及び充実・学校内における教職員の人材育成(OJT)への支援や、教員が教材・教具を作成するための機器をそろえた教材工房を新設するなど、カリキュラム開発センターのリニューアルを図る。また、学校現場で活きる実践的研究、専門的な相談内容への対応を進める。 ・教職員が自ら応募することにより教職員の自主性及び意欲の向上を図ることを目的として17年度より実施している「県立学校人事異動に関する教職員公募制度」を引き続き実施(21年度35人異動)(公募実施校数・募集者数・応募数:19年度118校、247人、177人、20年度:124校、249人、129人、21年度:98校、183人、64人)</p> <p>③・教職員一人ひとりの意識の向上に向けた「教育委員会事故・不祥事ゼロ運動」の推進。全所属で「不祥事ゼロプログラム」を策定・実施・検証 ・「不祥事ゼロプログラム」を各学校等のホームページに掲載し、県民向けに公表 ・職員啓発資料の定期的な配布、不祥事ゼロプログラム事例発表会、部局研修(コンプライアンス体制整備、個人情報等管理)等の実施 ・県立学校財務事務調査指導、行政事務調査指導 ・懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)数:19年度19人(9,3,3,4)、20年度19人(5,8,3,3),21年度26人(10,3,10,3)</p> <p>(3)今後の予定その他 ・「かながわティーチャーズカレッジ」、「フレッシュティーチャーズキャンプ」の運用実績を検証し、充実を図る。</p>	<p>(1)評点 : 4点／5点満点 【理由】 ・教員採用特別選考の受験資格年齢制限撤廃(20年度)、身体障害者選考枠導入(21年度)など多様な人材を確保する取組みが行われ、特別選考枠採用実績も増加しており評価できる。しかし一方で、教員の懲戒処分数は増加している。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点(開設) 〃②: 5点(開設) =目標平均: 5点</p> <p>方策①: 5点(ティーチャーズカレッジ創設5点(目標①)、採用拡大・試験の見直し:特別選考受験資格年齢制限撤廃・身体障害者選考枠の導入等5点) 〃②: 4点(総合教育センターの機能見直し5点(目標②)、公募ポスト充実(前年度比実施校数26校減、募集数66人減、応募者数65人減、異動数39人減:3点)) 〃③: 3点(懲戒処分者数は増加した。) =方策平均: 4点 *平均点=4.5</p> <p>(3)今後の課題その他 ・「かながわティーチャーズカレッジ」講座平均参加率は61.4%と高くなく、4割の講座で参加率が50%を切っている。魅力ある講座運営が望まれる。 ・教員の懲戒処分数が増加している。意識改革の徹底が必要である。</p>

政 策 別 評 価 表 (1-5)

政策5（良き市民となるための教育）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 社会の一員として豊かな人間性を身につけた若者を育てるために、県立高校の生徒による地域貢献活動などをより一層推進するとともに、インターンシップの拡充により就業体験の充実を図ります。さらに、政治参加に関する意識を高める模擬投票の体験など「良き市民となるための教育」を充実します。また、コミュニケーション英語や国際関係などの知識を学ぶ機会を増やし、国際人を育てる教育も充実します。</p> <p>【目標】 ○地域貢献活動などを学校教育の一環として単位認定。 ○モデル校における模擬投票の実施。</p> <p>【具体的方策】 ①地域貢献活動などの推進 ②インターンシップによる就業体験の充実 ③「良き市民となるための教育」の充実（模擬投票の実施と経済・金融教育、消費者教育の充実） ④「国際人教育」の充実（TOEIC等の受験奨励とスピーチコンテスト等の拡充）</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動（目標、方策①） …構成事業3「次世代を育むキャリア教育の推進」の説明「地域貢献・ボランティア活動の充実」、取組内容「県立学校におけるボランティア活動推進拠点校」 ・就業体験の充実（方策②） …構成事業3の説明「総合的なキャリア教育を推進」、取組内容「インターンシップを体験した生徒実績のある県立高校」 ・良き市民となるための教育（目標、方策③） …構成事業3の説明「政治参加の意識を高める教育」 ・国際人教育（方策④） …構成事業4「これからの中学生に対する教育の推進」の説明「実践的英語コミュニケーション能力の向上や国際理解教育を推進するための取組み」 	<p>(1)目標の達成状況 ○地域貢献活動→方策① ○模擬投票→方策③</p> <p>(2)具体的方策の取組み</p> <p>①・すべての県立高校において学校教育活動に位置づけ、年間計画に基づいた地域貢献活動を実施。 ・県内の高校が一斉に地域貢献活動に取り組む「地域貢献デー」の取組み ・ボランティアパスポートの配付や、高校生ボランティアセンターの設置など、高校生等のボランティア活動支援体制づくりを推進。 ・地域貢献活動等の活動体験発表などを行うボランティアフォーラムの開催 ・19年度は県立高校4校、20年度は9校、21年度は13校を「ボランティア活動推進拠点校」として指定し、各地域におけるボランティア活動を推進。 ・ボランティア活動を単位認定 (H21:130校) ・ボランティア活動を行った生徒数 (H20:15,596人, H21:18,312人)</p> <p>②・20年度は県立高校において、インターンシップの受入先拡大を担うキャリアアドバイザーを23校に23名、6ヶ月間配置するとともに、地域での取組充実のために、インターンシップ地域連絡協議会を県内10地域にて開催。21年度はキャリアアドバイザーを13校に13名配置、インターンシップ地域連絡協議会を県内10地域にて開催。 ・全県立高校で体験活動等を取り入れた「キャリア教育実践プログラム」を作成し、全県立高校でH20年度から希望する生徒がインターンシップを体験できる体制づくりの推進。インターンシップ実施校（21年度96.5%）、インターンシップ体験生徒数（19年度6,915人、20年度6,499人、21年度6,893人） ・中学校を中心とする職場体験等の実施等キャリア教育を一層推進するため、キャリアスタートウィーク支援会議を開催。冊子「充実した職場体験の推進に向けて」を作成し、各関係機関に配付・活用促進。小・中学校教職員を対象に研修講座の開催。 ・第19回全国産業教育フェア神奈川大会において「キャリア教育体験発表会」を実施し、高校生とともに3校の中学生が発表 (H21.11)。「中学校職場体験、高校生・専門学校生インターンシップ体験発表会」で4校の中学生が発表 (H21.11)</p> <p>③・シチズンシップ教育実践研究校8校を指定(19.5)。H21に新たに3校を追加指定。 ・シチズンシップ教育実践研究校において、実践的なカリキュラムの開発を行うとともに、4校（深沢、相模原、相模原総合、金沢総合）において、19年度の参議院選挙の機会を利用して「模擬投票」を実施。・各実践研究校まとめをHPで公開。 ・全ての県立高校でシチズンシップ教育を推進するために、「シチズンシップ教育推進プロジェクト会議」を設置 (H21.9)</p> <p>④・英語教育スーパーハイスクール、国際英語教育重点推進校及び拠点校 (H19:20校、H20:19校、H21:19校) を指定。研究成果の共有を目的に「国際・英語教育に関する公開授業及び研究協議会」を実施 (20.1, 20.12) ・TOEIC、TOEFLの受験を奨励（受験者 19年度 2,782名、20年度 1,552名、21年度 5,103名）。県内の高校生を対象に英語スピーチコンテスト（参加者 19年度 64名、20年度 53名、21年度 46名）を実施。本県の優勝者は全国大会でも優勝 (H22.2)。 ・すべての県立高校に外国語指導助手を配置。 ・教員に英語授業実施を奨励し、生徒の英語力を向上させるため、Classroom English(授業中に使用される英語表現集)のリストを各校配信 (H21.9)</p>	<p>(1)評点 : 4点／5点満点 【理由】 ・ボランティア活動およびインターンシップ体験はともに体験生徒数が増加している。 ・TOEIC等受験者数が大きく増加したことを見た評価したい。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：5点 (90.3%の県立高校で単位認定実施) 〃②：5点 (模擬投票実施) =目標平均：5点</p> <p>方策①：5点（目標①） 〃②：4点 〃③：4点（模擬投票の実施5点、経済・金融教育、消費者教育の充実：3点） 〃④：3点（TOEIC等受験奨励（受験者数前年比3.3倍増）4点、スピーチコンテスト参加者減2点） =方策平均：4点 *平均点 = 4.5</p> <p>(3)今後の課題その他 ・21年度衆議院選挙の模擬投票は、夏休み中ということで残念ながら実施できなかった。しかし、22年度参議院選挙では全ての県立高校で模擬投票を実施する予定である。今後の実施推移を注視したい。</p> <p>・21年発足の「シチズンシップ教育推進プロジェクト会議」により県立高校全体にシチズンシップ教育が普及することを期待したい。</p>

政 策 別 評 値 表 (1-6)

政策6（スポーツ振興と部活動活性化）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 スポーツ選手によるネットワークを形成するとともに、「かながわスポーツの日」を新設し、スポーツ振興を図ります。また、「かながわ部活動ドリームプラン21」にもとづき、部活動エキスパート指導者の派遣やボランティアの拡充などにより、部活動に取り組みやすい環境を整備し、部活動の加入率を向上させます。</p> <p>【目標】 ○かながわアスリートネットワークを創設。 ○「かながわスポーツの日」「部活動の日」の創設。 ○県立高校における部活動加入率を、運動部で43.2%（2006年度）から50%に、文化部で21.0%から25%に向上。 ○全国大会への出場率を33%に向上。</p> <p>【具体的方策】 ①かながわアスリートネットワークと「かながわスポーツの日」の創設 ②外部専門家による特別講習会の開催 ③部活動エキスパート指導者や支援ボランティアの充実 ④「部活動の日」の創設</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト26「文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり」）</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>かながわアスリートネットワーク</u>、「かながわスポーツの日」（目標・方策①）…構成事業4「健康なくらしに根づき夢と活力を生むスポーツ活動の推進」の取組内容「県民スポーツ週間（日）の実施」（年度別計画の記載「かながわアスリートネットワーク（仮称）の創設」） • <u>県立高校における部活動加入率（目標）</u>…目標④「県立高校の部活動の入部率（運動部50%、文化部25%）」 • <u>全国大会への出場率（目標）</u>、外部専門家による特別講習会の開催（方策②）、部活動エキスパート指導者や部活動支援学生ボランティアの充実（方策③）、「部活動の日」の創設（方策④）…構成事業6「部活動の活性化」の説明「『かながわ部活ドリームプラン21』に沿った様々な取組み」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かながわアスリートネットワークの設立（発起人19名）（H20.1） • 協働事業の開催、総会開催（登録者60名）（H21.10） ○「県民スポーツ週間」を設置（H20.1）（体育の日の前後各1週間） 「かながわ部活の日」は20年度に創設。 ○運動部入部率42.7%、文化部入部率22.6%（H20.5.1現在） 43.6%、文化部入部率25.1%（H21.5.1現在） • 「学校の特色となる運動部活動」実践校9校が、部活動に参加しやすい環境整備と多様な欲求に応じた新しい部活動の実践に取り組んだ。また、取組を冊子にまとめ、県内中学・高校に配布、ホームページに公開した。 • 「文化部専門家講演事業」として、各分野からスペシャリストの専門家を招聘し講演会を開催することで、入部率の向上を図った。 • 「部活動インストラクター」として非常勤の嘱託員の配置を拡大。 • 「かながわ部活ドリーム大賞」を創設し、全国大会出場の実績をあげた学校・部活動を表彰することにより、チームや個人の意識を高めた。 ○全国大会への出場率 19年度 26.7%、20年度 27.4%、21年度 28.7% <p>(2)具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・県民スポーツ週間の設置記念イベントとしてシンポジウム、スポーツ教室を開催。（20年度） • 県民スポーツ週間（21.10.3～18）には中央イベント、県立スポーツ施設無料開放を開催し、様々なスポーツ体験コーナーを実施（アスリートネットワーク、スポーツの日→目標） ②・指導者を対象とした「かながわ部活ドリーム講習」を開催。 (19年度1回、20年度2回、21年度は保福大教授と県警関係者の2回) • 運動部活動指導者の指導力の向上及び生徒の部活動への興味関心の高揚を図った。 ③・「部活動エキスパート指導者派遣事業」を創設し専門的な指導力を有する指導者（コーチ、トレーナー等）28名を派遣する環境整備（20年度～）。 • 「部活動インストラクター」派遣者数 20年 1,430人、21年 1,419人。 • 「部活動支援学生ボランティア事業」教員志望生を部活動指導に受入（19年度11校13部14名、20年度18校26部31名、21年度10校10部10名）。 ④・「かながわ部活の日」を20年度に創設、学校ごとに「部活総点検の日」と「入部奨励、部活振興、交流の日」を各校の取組みに位置づけるため、各校の取組み概要等を把握した。 <p>(3)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「かながわ部活ドリームプラン21」の推進計画の5つの戦略プロジェクト「しなやかファイブ」に基づき、運動部だけでなく文化部も含めた学校における部活動の一層の活性化の推進に向けた取組みを行う。 	<p>(1)評点 : 4点／5点満点 【理由】 ・部活動の加入率、全国大会への出場率は、文化部入部率を除き伸び幅は小さいが増加しているため、全体で4点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：5点 〃②：5点 〃③：3点（2006年度数値を基準とした目標達成率は運動部6%（1点）、文化部100%（5点）） 〃④：1点（過去5年間全国大会出場率28%を基準とした目標達成率は14%） =目標平均：3.5点</p> <p>方策①：5点（目標①・②） 〃②：4点 〃③：3点 〃④：5点（目標②） =方策平均：4.3点 *平均点=3.9</p> <p>(3)今後の課題その他 ・部活動加入率は平成21年5月1日現在の数値で評価した。</p> <p>・「部活動エキスパート指導者派遣事業」「部活動支援学生ボランティア事業」とともに、事業規模は拡大していない。今後より一層の充実を期待したい。</p>

政 策 別 評 価 表 (1-7)

政策 7 (地域ぐるみで子育て支援)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 次代のかながわを担う子どもたちを健やかにはぐくむため、家庭の力、地域の力が発揮できるよう、公募による「子育て支援プロジェクト50」の実現や、企業等における子育て支援の促進など、地域の人々総ぐみで子育てに関わる仕組みを整えます。また、産科医師などの確保により、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。</p> <p>【目標】 ○「子育て支援プロジェクト50」の公募と実現支援。 ○子育て支援に熱心に取り組む認証事業所400社。</p> <p>【具体的方策】 ①「子育て支援プロジェクト50」の実現 ②企業などによる子育て支援促進 ③子育て支援NPOとの協働 ④産科医の確保、潜在助産師の活用支援（後掲）</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト16「子ども・子育て支援のしくみづくり」)</p> <p>・ <u>子育て支援プロジェクト50（目標・方策①）、子育て支援のネットワークづくり（方策①）、子育て支援NPOとの協働（方策③）</u>…構成事業2「子ども・子育て支援のための行政と民間の連携・協働の推進」の説明「団塊の世代など中高年世代を含む幅広い世代による子ども・子育て支援活動の促進を図るとともに、行政と民間及びNPO相互の連携・協働を推進」、取組内容「『子ども・子育て支援プロジェクト』の公募・実現支援（計50件）」</p> <p>・ <u>企業などによる子育て支援（目標・方策②）</u>…目標①「子ども・子育て支援に取り組む認証事業者の数800者（うち中小事業者400者）」、構成事業3「事業者などの子ども・子育て支援活動の促進」の説明「企業などの事業者や商店街等による子育て支援への取組み・活動を促進するため、専門家の派遣や活動の表彰」</p> <p>・ <u>産科医の確保等（方策④）</u> →政策13</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○子育て支援プロジェクトについては、19年度2事業、20年度15事業、21年度15事業を公募し実現を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援プロジェクト検討会議を設置し、事業実施状況のヒヤリングを踏まえて、支援や評価、普及方法について検討とともに、事業の選考を実施（委員のうち2名は公募委員） <p>○子育て支援に熱心に取り組む認証事業所→方策②</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>①・モデル事業→目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援活動アドバイザー（4名）により、各事業の実現を支援 ・シニア世代等次世代育成支援活動促進事業により、「子育て応援団体サポート講習会」の実施及びシニア世代等による子育て支援活動の手引きを作成 ・中高年世代を含めた子ども・子育て支援活動団体の交流を推進するため、子ども・子育て支援フォーラムを開催 ・NPO相互や企業、行政との連携を促進するため、子育て活動情報交換会を開催（21年度） <p>②・認証事業者の愛称を公募し、かながわ子育て応援団に決定（19.8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証制度開始（19.10～）、説明会開催や事業者訪問等 ・中小企業の認証取得支援のため社会保険労務士を派遣（19.9～） ・子ども・子育て支援推進条例15条に基づく認証取得：19年度31事業者、20年度108事業者、21年度165事業者 ・かながわ子ども・子育て支援大賞等の表彰を実施（H19、H20、H21） ・院内保育施設に対する運営助成（H19:104箇所、H20:108箇所、H21:115箇所）、事業所内保育施設設置促進事業費補助の開始（21年1件） <p>③・地域の子育て支援関係者を対象とする研修（児童虐待予防、子ども・子育て支援研修など）の実施（19年度4コース、20年度3コース、21年度各3コース）</p> <p>・子ども・子育て支援交流フォーラム開催（19年度2回、20年度1回、21年度各1回）</p> <p>・子ども・子育て支援プロジェクト事業の実施団体交流会（20年度）</p> <p>・「かながわ子ども・子育て支援大賞」表彰団体や応募団体の活動事例集を作成・配布（20年度）</p> <p>・県提案型協働事業「企業等の子ども・子育て支援の取組み応援事業」（ままとんきっつ(H19)、さがみはら教育応援団(H20)、神奈川子ども未来ファンド(H19～20)）の実施。</p> <p>・NPO相互や企業、行政との連携を促進するため、子育て支援活動情報交換会を開催（21年度2回）</p> <p>④ 政策13</p>	<p>(1)評点：3点／5点満点</p> <p>【理由】 ・子育て支援に熱心に取り組む認証事業所数は前年度から57増加、事業所内保育施設設置促進事業費補助の開始など地域ぐるみで子育て支援を行う取り組みを着実に行っていている。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：3点（32事業実施、達成率64%）</p> <p>〃②：3点（認証事業者165、達成率41%）</p> <p>=目標平均：3点</p> <p>方策①：3.5点（子育て支援プロジェクト目標①：3点、子育て支援ネットワーク作り等：4点）</p> <p>〃②：3点</p> <p>〃③：4点</p> <p>〃④：4点（政策13方策②）</p> <p>=方策平均：3.6点</p> <p>*平均点=3.3</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <p>・子育て支援策が功を奏しているか否かの評価には、子育てに関わっている世代が「子育てしやすい」と感じているか否かの満足度評価が必要だろう。</p>

政 策 別 評 価 表 (1-8)

政策8 (いじめ・不登校・児童虐待緊急対策)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 深刻的ないじめ・不登校・児童虐待の根絶をめざし、総合的な対応を図るため、「いじめスワット（緊急）チーム」の新設、「青少年サポートプラザ」の充実、児童相談所の体制の一層の強化、NPOなどと協働した子どもたちの居場所づくりなどを強力に進めます。また、子どもを支える行政・NPOなどが協働する子どもサポートネットワークを強化します。</p> <p>【目標】 ○児童相談所職員30名を増員（2007年度の増員を含む）。 ○公募スタッフを含めた「いじめスワットチーム」を結成。 ○子どもサポートネットワークを形成し、児童虐待・いじめ等の未然防止の体制を整備充実。</p> <p>【具体的な方策】 ①「いじめスワット（緊急）チーム」の新設 ②いじめ・不登校等総合対策緊急プロジェクトの実施 ③児童相談所など児童虐待に即応する総合体制の強化 ④地域における居場所づくりの充実 ⑤子どもサポートネットワークの推進 ⑥子どもの見守り事業の展開</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1-6「子ども・子育て支援のしくみづくり」、1-7「支援を必要とする子ども・家庭への総合的な対応」、1-8「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」、1-9「不登校、いじめ、暴力行為への総合的な対応」)</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔児童相談所の体制強化〕(II-4「職員の効率的な配置」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>いじめスワットチームの新設（目標、方策①）</u>…戦略プロジェクト1-9の構成事業4 ・<u>いじめ・不登校等総合対策緊急プロジェクト（方策②）</u>…戦略プロジェクト1-9の構成事業3、4 ・<u>児童相談所の体制強化（目標、方策③）</u> …基本方針の「II-4(1)職員の重点配置・効率的配置」の取組項目「児童相談所への職員重点配置（30名増員：2006（平成18）年度当初比）」、戦略プロジェクト1-7の構成事業1 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域における居場所づくり（方策④）</u>…戦略プロジェクト1-8の構成事業3、戦略プロジェクト1-9の構成事業5 ・<u>子どもサポートネットワーク（方策⑤）</u> …戦略プロジェクト1-6の構成事業2 ・<u>子どもの見守り事業の展開（方策⑥）</u>→政策9 	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所職員を30名増員（19年度以降） ○・指導主事、臨床心理士、児童福祉司等で構成する「学校緊急支援チーム」創設（19.7）、20年度は経験豊富で意欲のある教員OBも加わる。19年度14件、20年度12件、21年度14件出動 ・私立学校に対しては「いじめ対策チーム」を組織。 ○・「神奈川県子ども・子育て支援推進協議会」に「子どもサポートネットワーク部会」を設置し、関係機関等の取組み状況について情報交換を行うなど連携体制を強化。 ・子どもサポートネットワークフォーラムを開催（講演、活動報告、意見交換） (20年度) <p>(2)具体的な方策の取組み</p> <p>①→目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ②・青少年サポートプラザに自立支援コーディネーターを配置して相談体制を充実(H19)及び公的相談機関の職員やNPOスタッフ等を対象とした研修会等を開催。相談機関の情報を総合的に提供する「青少年相談支援情報サイト」を開設(H20) <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ110番」(24時間受付)実施。(H19: 964件、H20: 828件、H21: 714件(12月末)) ・スクールカウンセラーを、県内の全公立中学校（政令市域等を除く）217校、中等教育学校2校に配置。県立高校は拠点配置校に配置(H19: 40校、H20: 45校、H21: 48校)。 ・中1ギャップに対応するため、少人数学級を実施(H19: 14校、H20: 27校、H21: 35校)。 ③・19年度に20名、20年度に10名、計30名の専門職員増員。児童福祉司、児童心理司、保健師等の増員によりチームアプローチを強化。 ・情報ネットワークシステムの整備（児童記録等の情報共有化及び適時・的確な進行管理による事故防止対策） ・中央児童相談所に虐待対策支援課を設置し、専門支援機能を強化。 ④・フリースペースを運営するNPO等助成(H19: 21事業、H20: 26事業、H21: 24事業) <ul style="list-style-type: none"> ・学校・フリースクール等連携協議会、不登校相談会、フリースクール見学会など開催。20年度は不登校児童・生徒への支援のあり方などを考えるシンポジウム開催。 ・個別学習教材を作成し、その教材の活用を通して不登校児童・生徒への支援充実に資する「スマールステップ学習支援事業」を実施。 ⑤→目標 ⑥→政策9 <p>(3)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校不登校生徒等単位認定プログラム作成事業（22年度～） 	<p>(1)評点：3点／5点満点 【理由】 ・「学校緊急支援チーム」の21年度派遣数は14件（全て児童・生徒の事故に関係した出動）と依然として低い水準にとどまっている。いじめ・不登校・児童虐待については、多様な対策がとられていることは評価できるが、不登校・児童虐待は増加し続けている。特に不登校数は20年度、小中学校で全国ワースト1位となったことから3点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：5点 〃②：4点（学校緊急支援チームは創設されたがいじめに即応する対策チームとなっていないことおよび、運用実績が少ないとから1点減点した） 〃③：3点 =目標平均：4点</p> <p>方策①：4点（目標②） 〃②：4点 〃③：4点 〃④：3点 〃⑤：3点 〃⑥：4点（政策9方策②） =方策平均：3.7点</p> <p>*平均点＝3.9</p> <p>(3)今後の課題その他</p> <p>・いじめ・不登校・児童虐待緊急対策は、発生件数の減少をもって評価すべきである。各年度発生件数は翌年7月公表のため、1年遅れの評価となる。それぞれの発生件数は以下のとおり、いじめは前年比1割弱減少したものの、不登校・児童虐待は依然として増加傾向にあるといえる。 いじめ：⑦2,019⑧5,580⑨4,474⑩4,088、 不登校：⑦12,312⑧12,524⑨12,917⑩13,205、児童虐待：⑦1,239⑧1,339⑨1,438⑩1,764</p>

分野別評価表（Ⅱ 安心な暮らし）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等		
政策9 日本一の治安の実現	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・刑法犯認知件数と交通事故死者の減少はマニフェストの達成として高く評価できる。 ・刑法犯のなかでも、ひったくり等の認知件数は増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き安全・安心な暮らしを確保するための施策展開が必要。警察官が増員されているが、人員配置を加味した検挙率・効果を検証していく必要がある。 	評点：3点（5点満点）	<p>・県民の「くらしの安心」を確保することは、地方自治体の第一次的な任務である。県の重要課題の1つとして、即効性の期待できない施策であっても粘り強く継続してほしい。</p>
政策10 基地対策の着実な推進	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境特別協定を開拓策として日米地位協定の見直しを働きかける知事の積極姿勢は高く評価される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木基地空母艦載機の移駐に向け、予算措置の段階から、具体的な施策展開へ踏み出す努力を継続すべきである。その他の国への働きかけも粘り強く継続すべきである。 	<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回評価と比べ、5つの政策で評点を上げており、総論的には着実に政策を推進していると評価することができる。 	<p>・県独自の施策のみでは目標達成が困難なものもあるが、継続的に取り組んでいる。</p>
政策11 がんに負けない神奈川づくり	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・全国初の禁煙条例の制定、「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進、重粒子線治療装置の導入の取り組みは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合整備、重粒子線治療装置の設計、着手は平成22年度以降に位置づけられており、慎重に推移を見守る必要があると同時に、専門職の確保など課題は多い。 		<p>・実施された政策の効果を検証する工夫が必要である。特に、市町村が実施する事業との関係においては、当該市町村に協力を求め、効果の検証をはかる必要がある。</p>
政策12 県立病院改革で医療の向上	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院の地方行政独立法人化とリハビリテーションセンター再編整備の進捗は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院の独立行政法人化による予算の組み替えの推移、医療の質の向上を見守る必要がある。 		<p>・評価のためのデータが入手できない項目があるが、マニフェストとして掲げた以上は、その評価に資するためのデータは是非必要であり、可能な限り収集を求める。</p>
政策13 介護人材育成と産科医療充実	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医減少の歯止め・増員転換については、2004年時点から微増に留まり、助産師・看護職員の増加については前回評価時において目標から遠い状態にあったこと、及びこれらのデータ分析の遅れについてマイナス評価される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県独自の認定制度」について積極的に広報し、認知度を上げて運用にのせる努力が必要。 ・介護現場における低賃金・重労働問題の解決や、地域支援機構の課題に取り組む必要がある。 		
政策14 高齢者の介護充実と虐待防止	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護相談員の育成は評価される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを設置した効果を数値等の指標をもとに検証する必要がある。 		
政策15 障害者の地域生活支援	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業のための研修実施は評価できるが、その他は現状をみすえた取り組になっているかは疑問。 ・市町村の日中一時支援事業の状況把握がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の難しさを把握しなければ中小企業支援に結びつかず、また、幼い頃から将来の自立を目指さなければ、障害者の自立に限界ができる。県外の先進事例の研究に取り組むべきである。 ・市町村の現状を把握し、視野を広げた抜本的な見直しが求められる。 		
平均点	3.1点				

政 策 別 評 價 表 (2-1)

政策9（日本一の治安の実現）

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 安心して暮らせる日本一の治安を実現するために、県民の自主防犯活動や交通安全活動へ支援を充実し自主防犯活動団体数 2000 団体・20万人参加を目指します。県民・企業・県・警察が一体となって安全・安心のまちづくりを推進し、犯罪発生件数を 10 万件以下に抑えます。また、子どもや高齢者の見守りを充実するとともに、消費者被害の未然防止対策を強化します。さらに、犯罪被害者とその家族を支援するための条例を制定します。</p> <p>【目標】 ○自主防犯活動団体数 2000 団体・20万人参加。 ○犯罪発生件数を現在の 12 万件から 10 万件以下に抑制。 ○交通事故年間死者数を 200 人以下に抑制。</p> <p>【具体的方策】 ①自主防犯活動への支援の充実 ②子どもや高齢者の見守り事業の展開（一部再掲） ③消費者被害の未然防止対策 ④くらし安全・安心サポーター制度の創設 ⑤「犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定（再掲）</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心してくらせる地域社会づくり」、15「安全で安心な県民生活の確保」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自主防犯活動への支援（目標、方策）</u> <ul style="list-style-type: none"> ①…戦略プロジェクト13の構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の説明「自主防犯活動の立ち上げ、リーダーの養成、活動団体のネットワーク化などの支援制度を充実」、取組内容「自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化」(2010年度 2,000 団体 20万人) ・<u>犯罪発生件数（目標）</u>…戦略プロジェクト13の目標「刑法犯認知件数」(2010年 99,500 件) ・<u>交通事故年間死者数（目標）</u>…戦略プロジェクト13の取り組む事業の記載「交通事故防止対策を強化する」 ・<u>子どもや高齢者の見守り事業（方策②）</u>…戦略プロジェクト13の構成事業2「犯罪から子どもを守る対策の強化」の取組内容「スクールサポーター制度の導入推進」「子どもも安全ネットワークの構築」、構成事業5の説明「防犯協定の締結による事業者団体などと連携した活動」 ・<u>消費者被害の未然防止（方策③）</u>…戦略プロジェクト15の構成事業5「消費者被害の未然防止と救済」 ・<u>くらし安全・安心サポーター制度（方策④）</u>…戦略プロジェクト13の構成事業5「リーダーの養成」 ・<u>犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定（方策⑤）</u>→条例4 	<p>(1) 目標の達成状況 ○自主防犯活動団体 2,025 団体 活動者数 195,623 人(H22.1現在) ※H21.3より 228 団体、20,132 人の増 ○平成 21 年の刑法犯認知件数 98,216 件（前年比▲15,340 件） ○平成 21 年の交通事故死者数は、176 人（前年比▲13 人）で 7 年連続の減少。昭和 23 年統計を取り始めて以降の最少記録更新。</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・防犯に係る情報の収集・発信、相談の拠点として「安全・安心まちづくりセンター」を開設(H19.6.1) ・自主防犯活動団体への支援として、事故給付金(H19:11 件、H20 年:9 件、H21.1 末現在:4 件)、団体事業補助金:157 団体に補助(H19:73 団体、H20:54 団体、H21:30 団体)、パイロット事業補助金 5 団体に補助、市町村防犯活動拠点設置事業補助金 2 市に補助 ・自主防犯活動のネットワーク化への支援として、県民フォーラム(H19、H20)、安全・安心まちづくり活動交流会(H19.10.20、H20.3.22)県内 8 地域における交流会等の開催 (19・20・21 年度) ・団体が行う防犯パトロールや防犯教室等への警察官の参加。 ②・神奈川県ケーブルテレビ協議会（加盟 14 社、H19.5）、社団法人神奈川県自動車整備振興会（加盟約 3,065 事業所、H19.7）、リコータクノシステム株式会社神奈川支社(H20.1)、NPO 情報セキュリティフォーラム、株式会社NTTドコモ神奈川支店、KDDI 株式会社 (H22.2) と地域安全協定 ・スクールサポーター 53 人在県内 53 警察署(横浜水上警察署を除く)に配置(H19.4~) ・子ども犯罪から守るための情報（声かけ事案、不審者情報、ちかん等）を電子メールで知らせる子ども安全情報システムの運用開始 (20.10.1~) ③・かながわ中央消費生活センターの相談機能に加え、19 年度からメール相談を実施したほか、NPO に委託し、祝日や夜間（週 1 日）電話相談及びメール相談を開始。21 年度から、県が直接相談員を 4 名増員し、土・日・祝日の相談時間を延長し、夜間の相談を週 5 日に拡大。メール相談 (H19: 257 件、H20: 353 件、H21: 267 件) 夜間相談 (H19: 256 件、H20: 265 件、H21: 1,537 件) 休日相談 (H19: 2,021 件、H20: 1,435 件、H21: 1,854 件) ※21 年度は 21.12 末現在 ④・自主防犯活動団体のリーダーの育成のための講座を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくり公開講座（リーダー養成講座）基礎及び応用コース：応用コース修了者 (H19:37 人、H20:25 人 H21:28 人) ⑤→条例4 	<p>(1)評点：4点／5点満点 【理由】 ・刑法犯認知件数の減少（検挙率は向上）、及び交通事故死亡者数の減少はマニフェストの達成として高く評価される。 ・全体的に順調に進んでいるが、刑法犯のなかでも、ひったくり等の認知件数は増加しているものもある。犯罪防止策の継続と推進への期待を込め、今回は小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：4点（団体数目標達成・参加人数が目標の約 93%達成） 目標②：5点（目標達成） 目標③：5点（目標達成） 目標平均=4.7点 方策①：4点（自主防犯活動への支援事業が継続的に行われているが、一部縮小傾向にある） 方策②：4点（高齢者の見守り事業が不明・地域安全協定締結の拡大は評価） 方策③：4点（消費生活相談員に対する研修対象の拡大（戦略プロジェクト15構成事業5記載）が不明・夜間、休日相談件数が飛躍的に増加した点は運用面で評価） 方策④：4点（リーダーの育成が継続して行われているが、養成講座修了者数が少ない） 方策⑤：5点（条例施行・支援のワンストップを実現するサポートステーションの設置・運用は高く評価） 方策平均=4.2点 *平均点=4.5点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・引き続き県民の安全・安心な暮らしを確保するための施策展開が必要。警察官が増員されているが、人員配置を加味した検挙率・効果を検証していく必要がある。</p>

政 策 別 評 價 表 (2-2)

政策10（基地対策の着実な推進）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川県は、沖縄に次ぐ全国第二の基地県といわれ、これまでも「県是」として、米軍基地の整理・縮小及び返還の促進、349「基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保」 ・主要施策333「災害時広域応援体制」</p> <p>【目標】 ○NLP等による騒音被害の軽減に向けて厚木基地の空母艦載機の移駐を早期実現。 ○横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備。 ○相模総合補給しようなどの基地の一部返還の推進。 ○災害時における米軍基地との連携を強化。</p> <p>【具体的方策】 ①基地縮小に向けての自治体間連携とトップ交渉 ②基地周辺の安心・安全の確保</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (主要施策) ・主要施策348「基地の整理・縮小及び返還の促進」、349「基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保」 ・主要施策333「災害時広域応援体制」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○厚木基地の空母艦載機の移駐に向けた経費が引き続き国に予算に措置された。 ○国は、原子力艦による異常な放射能漏れを確認するモニタリングポストを4基から10基に増設するとともに、原子力艦放射能調査専門官の常駐するモニタリングセンターを設置(H20.9)した。また、原子力空母の機関室内でトラブルが発生したとの想定に基づき日米訓練が19年から毎年行われ、県も参加。 ○相模総合補給廠一部返還に向けた調査設計や工事などの関連経費が国予算に措置された。H21年5月には富岡倉庫地区が全部返還された。 ○伊勢原市総合運動公園で行われた「神奈川県・伊勢原市合同総合防災訓練」において、はじめて在日米軍が参加(H19.9)。知事が在日米海軍司令部のケリー司令官と面会し、防災に関する協定について基本合意(H19.10)。都道府県レベルでは初めて、在日米海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」を締結(H20.2)。在日米陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米陸軍との覚書」を締結。(H20.6)</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・知事が「米軍基地問題に係る要望書」を防衛・外務大臣等に提出(H19) ・知事が涉外知事会会長として、シーファー駐日米国大使に日米地位協定の見直しを要望(H19.8) ・知事が「キャンプ座間の在日米陸軍司令部改編に係る情報提供及び地元意向尊重等について(緊急要望)」を防衛大臣に提出(H19.12) ・知事が「厚木基地の空母艦載機の移駐及び恒常的訓練施設の確保の早期実現等について(要望)」を防衛大臣に提出(H20.2) ・知事が「基地対策の推進」に係る国への要望を防衛・外務大臣に提出(H20) ・知事が涉外知事会の会長として、ズムワルト首席公使に面会し、日米地位協定の見直しを要望(H20.8) ・知事が訪米し、国防総省のセドニー国防次官補代理と面会して、日米地位協定の見直しなどを提案(H21.1) ・知事(副知事)が「基地対策の推進」に係る国への提案を防衛・外務大臣に提出(H21) ・神奈川県基地関係県市連絡協議会で「基地問題に関する要望書」を外務大臣、防衛大臣等に提出(H21.7) ・知事が涉外知事会の会長として、ズムワルト臨時代理大使に面会し、日米地位協定の見直しを要望(H21.7) ②・知事が在日米海軍司令部のケリー司令官と面会し、防災に関する協定について基本合意(H19.10) ・都道府県レベルでは初めて、在日米海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」を締結(H20.2) ・在日米陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米陸軍との覚書」を締結。(H20.6) ・20年9月1日に実施した県・横須賀市合同防災訓練で、在日米軍が現地訓練に参加した。20年12月16日に、国、県、市に加え、在日米海軍が参加した原子力空母に係る日米合同訓練を実施。 ・21年9月29日に、日米両国政府、横須賀市、神奈川県が参加し、原子力空母に係る日米合同訓練を実施 ・21年11月4日～8日、知事が涉外知事会の会長として、副会長の沖縄県知事とともに訪米し、米政府高官等に日米地位協定の見直しと環境特別協定の締結について意見交換</p>	<p>(1) 評点：4点／5点満点 【理由】 ・基地問題は県民にとって重要な問題であるとともに、その解決に向けて地方公共団体ができることは限られているが、そのような中、環境特別協定を開策として日米地位協定の見直しを働きかける知事の積極姿勢は評価されるので、小数点以下を繰り上げた。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：2点（移駐について予算化が継続） 目標②：4点（日米訓練実施の継続を評価） 目標③：3点（富岡倉庫地区の全部返還を評価） 目標④：4点（進捗不明確のため前回同様の評点） =目標平均：3.3点</p> <p>方策①：5点（トップ交渉への知事の継続した積極姿勢を評価） 方策②：4点（合同訓練の継続、環境特別協定を開策とした日米地位協定の見直しへの動きを評価） =方策平均：4.5点</p> <p>*平均点：3.9点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・厚木基地空母艦載機の移駐に向け、予算措置の段階から、具体的な施策展開へ踏み出す努力を継続すべきである。その他の国への働きかけも粘り強く継続すべきである。</p>

政 策 別 評 價 表 (2-3)

政策 1.1 (がんに負けない神奈川づくり)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 がん予防の一環として受動喫煙から県民を守るための「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定や、「がんへの挑戦・10か年戦略」の着実な実施、重粒子線治療装置を含む県立がんセンターの総合整備の実現により、神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。</p> <p>【目標】 ○「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定。（再掲） ○2013年度までのオープンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。 ○「がんへの挑戦・10か年戦略」（第2ステージ（2007年度～2010年度））の推進。</p> <p>【具体的方策】 ①「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定（再掲） ②「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進 ③県立がんセンターの総合整備 ④神奈川がん臨床研究・情報機構の推進</p> <p>【期限】 ○県立がんセンターの整備については、2013年度までのオープン。 ○その他は、2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○県立がんセンターの整備は、PFI手法などで民間資金を導入。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト1「安心してくらせる地域保健・医療体制の整備」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進（目標、方策②）</u>…めざすすがたの記載「神奈川県民のがんによる死亡率の低下に向け、『がんへの挑戦・10か年戦略』の着実な推進が図られ、がんの予防、早期発見のための対策や住み慣れた地域で質の高いがん医療が受けられる体制の整備が進められています。」 ・<u>県立がんセンターの総合整備（目標、方策③）</u>…構成事業1「がん医療体制の整備」の取組内容「県立がんセンターの機能強化」の内容「総合整備の実施」「重粒子線治療装置の導入」 ・<u>神奈川がん臨床研究・情報機構の推進（方策④）</u>…構成事業1の説明「がん臨床研究・情報発信事業を実施」 ・<u>「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定（目標・方策①）</u> →条例1 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定→条例1 ○県立がんセンターの総合整備→方策③ ○「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進→方策② <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①→条例1 ②・「がんへの挑戦・10か年戦略」改訂計画（神奈川県がん対策推進計画）」を策定（20.3）し、予防、早期発見（検診）、医療、緩和ケアの4本柱で各事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・予防・喫煙防止リーフレット、禁煙担当者育成の研修会開催等 ・早期発見・検診受診の普及啓発、検診機関の検診機器整備に対する助成等 ・医療…がん診療連携拠点病院の整備（12か所）及び拠点病院の機能強化、「神奈川がん臨床研究・情報機構」によるがん研究、緩和ケア医療の推進に向けた緩和ケア研修会の実施等 ・緩和ケア…ターミナルケア人材育成のための研修会開催、ターミナルケア地域連携のためのモデル事業実施 ・21年度は「がんへの挑戦・10か年戦略」の中間評価を実施、戦略に掲げた目標の達成度や施策の取組状況を評価し、併せて、がん対策における課題について検討を行い、後半期間の計画の推進に反映 ③・重粒子線治療装置の導入について、人材育成の支援や装置の普及促進に向けた仕組みを創設するよう国への要望を実施。平成21年5月には、保険診療の対象とする要望を追加。（平成19年7月、平成20年7月、平成21年5月） ・総合整備事業について、PFI法に基づく特定事業として選定（平成20年11月）し、入札公告を実施。（平成21年4月） ・大林組・ニチイ学館グループを落札者として決定（平成21年12月）し、特定事業契約を締結。（平成21年度） ・重粒子線治療装置の導入に係る基本構想を策定（平成21年3月）し、平成21年度に調査設計を実施。 ・また、放射線医学総合研究所と「研究・医療協力に関する協定」を締結。（平成21年4月） ④・患者の同意を得て、研究試料となるがん組織を年間600例を目標に収集（収集資料数2,010例（平成21年12月31日現在）） ・看護師によるがん電話相談を継続実施（19年度、20年度、21年度） ・県内の病院のうち、217病院に現況調査を行って回答が得られた病院（19年度55病院、20年度62病院、21年度63病院）について情報を提供 <p>(3) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合整備について、平成22年度以降に設計、本体工事と進み、平成25年度に新病院として供用開始予定。 ・重粒子線治療装置について、22年度以降に基本・実施設計を行い、その後、工事に着手し、26年度に治療開始予定。 	<p>(1)評点：4点／5点満点</p> <p>【理由】 ・全国初の禁煙条例の制定、「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進、重粒子線治療装置の導入への取組みは評価でき、小数点以下を繰り上げた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：4点（条例制定だが評価時に未施行）</p> <p>目標②：3点（方策③：進捗段階にて評価）</p> <p>目標③：4点（「がんへの挑戦・10か年戦略」の中間評価、課題検討から後半計画推進を評価。前回評価3点に1点プラス）</p> <p>=目標平均：3.7点</p> <p>方策①：4点（目標①）</p> <p>方策②：4点（目標③）</p> <p>方策③：3点（目標② 特定事業契約、重粒子線治療装置の基本構想策定と調査設計の実施、「研究・医療協力に関する協定」締結を評価）</p> <p>方策④：4点（継続的な活動を評価）</p> <p>=方策平均：3.8点</p> <p>*平均点=3.8点</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <p>・総合整備、重粒子線治療装置の設計、工事着手は平成22年度以後に位置づけられており、慎重に推移を見守る必要があると同時に、専門職の確保など課題は多い。また、禁煙条例の今後の運用についても、特例第2種施設への対応等の課題がある。</p>

政 策 別 評 價 表 (2-4)

政策 12 (県立病院改革で医療向上)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県立病院を独立行政法人として自立させ、経営の基盤を強化し、良質な医療サービスを提供します。リハビリテーション医療における県立病院の役割を見直し、質の高い医療サービスを提供できるよう、神奈川県総合リハビリテーションセンターの体制や施設の再編整備を進めます。県立がんセンターの総合整備の実現により神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。</p> <p>【目標】 ○県立病院の地方独立行政法人化の実現。 ○リハビリテーションセンターの再編整備。 ○2013年オーブンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。（再掲）</p> <p>【具体的な方策】 ①県立病院の改革と医療の質の向上 ②リハビリテーションセンターの再編整備 ③県立がんセンターの総合整備（再掲）</p> <p>【期限】 ○地方独立行政法人への移行については2010年度に実現。 ○リハビリテーションセンターの再編整備については2010年度までに着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○施設整備については、PFI方式など民間資金の導入。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、主要施策232「県立病院の機能整備」)</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔独立行政法人化〕 (I-3「多様な公的サービスの担い手の活用」)</p> <p>・<u>県立病院の独立行政法人化（目標、方策①）</u>…主要施策232「県立病院の機能整備」の記載「医療環境の変化や多様化する県民ニーズに対応するため、医療機能の充実を図るとともに、県立病院の経営基盤を強化し、良質な医療サービスを提供するため、地方独立行政法人化を検討します。」、基本方針の「I-3(2) 多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討」の取組項目「県立病院の地方独立行政法人化の実現に向けた検討」</p> <p>・<u>リハビリテーションセンターの再編整備（目標、方策②）</u>…戦略プロジェクト10の構成事業4「リハビリテーション推進体制の整備」の取組内容「神奈川県総合リハビリテーションセンターの再整備」</p> <p>・<u>県立がんセンターの総合整備（目標、方策③）</u> →政策11</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○県立病院の地方独立行政法人化→方策① ○リハビリテーションセンターの再編整備→方策② ○県立がんセンターの総合整備→政策11</p> <p>(2) 具体の方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・県立病院の地方独立行政法人化を含めた運営体制について「神奈川県立病院あり方検討委員会」を設置(H19.5.16) ・「神奈川県立病院あり方検討委員会」の報告書を踏まえて、平成22年度を目途に、指定管理者制度を導入した汐見台病院を除いた県立6病院について、一括して一般地方独立行政法人に移行する方針を決定(H20.3.28) ・地方独立行政法人への移行に向けた主な準備業務（地方独立行政法人の組織、人事、給与制度、財務会計制度に係る検討等）を実施（平成20年度～平成21年度） ・平成21年2月議会において地方独立行政法人定款を議決 ・平成21年12月議会において、地方独立行政法人中期目標及び法人設置のための関連議案を議決 ・総務省から一般地方独立行政法人設立認可を受けた後、平成22年4月1日付けで法人設立。 ②・神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討協議会の報告(H18.7)を県として整理するため、内部検討会議を設置し、総合リハビリテーションセンターの機能等について検討するとともに、施設規模を整理するために必要なサービス提供対象者数等の調査を実施。 ・再整備基本構想の策定にあたり、外部有識者からなる「神奈川県総合リハビリテーションセンター再整備基本構想策定委員会」を設置し(20.4) 報告書受領。(20.9) ・経営的、技術的な視点から、新病院の施設整備費の積算、事業収支の検討、比較分析等の調査(20.6～9) ・他県のリハビリテーションセンターの運営状況等のアンケート調査、現地調査を実施。(20.9～) ・既存施設の活用を含めた整備手法の検討をするため、既存施設の耐震性能、改修、更新の調査及び費用の算出を行うための調査を委託し実施(H21.4～H21.8) ・政策課題の議論の結果、現在の神奈リハ病院新館及び七沢学園居住棟を活用し、その近接地に神奈リハ病院を建て替えること、また七沢病院については、引き続き現施設で運営することが方針として認められる。(H21.11) ・リハセンター再整備基本設計費をH22当初予算に計上 ③→政策11 	<p>(1)評点：3点／5点満点 【理由】 ・県立病院の地方独立行政法人化とリハビリテーションセンター再編整備の進捗は評価できるが、他方で、医療の質の向上については把握できないことを考慮し、小数点以下は切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：4点（地方独立行政法人は2010年度に設立されたが、評価対象時期においては未達のため） 目標②：3点（既存施設調査・方針決定等、事業の進捗を評価） 目標③：3点（政策11、方策③）=目標平均3.3点</p> <p>方策①：3点（県立病院の改革につき独立行政法人化で4点、医療の質の向上は評価できず2点） 方策②：3点（目標②） 方策③：3点（政策11、目標③）=方策平均3点</p> <p>*平均点3.2点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・県立病院の独立行政法人化による予算の組み替えの推移を見守る必要がある。また、医療の質の向上につき、その把握に努めるべきである。</p>

政 策 別 評 値 表 (2-5)

政策 13 (介護人材育成と産科医療充実)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 介護現場の人材が意欲と生きがいを持って働くよう、大学等の教育機関や民間事業者との連携・協力により介護人材の総合的な教育システムをつくります。また、医療現場の産科医・助産師・看護師の不足に對して、就労環境の改善等に取り組み、県民が安心して出産や療養ができる体制をつくります。</p> <p>【目標】 ○介護専門職に関する県独自の認定制度をスタートさせ、毎年 3,000 人以上の介護職員を研修する体制を整備。 ○県内の医療機関に勤務する産科医の減少 (1998 年 419 人 ⇒ 2004 年 375 人 (▲44 人)) に歯止めを掛け、増員傾向に転換。 ○潜在的な助産師・看護師 (資格はあるが職務についていない助産師等) の再就職を含め、職員を 1.3 倍 (2004 年比) に増加。</p> <p>【具体的方策】 ①総合的な介護教育制度の整備と介護人材のキャリアパス支援 ②産科医の確保と潜在助産師、潜在看護師の活用支援 ③県立保健福祉大学の有効活用 【期限】 ○2010 年度までに実現。 【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト 1「安心してくらせる地域保健・医療体制の整備」、戦略プロジェクト 2「保健・医療・福祉人材の育成・確保」) ・総合的な介護教育制度の整備 (目標、方策①) …戦略プロジェクト 1 の構成事業 3 「保健・医療・福祉人材の現任者教育の充実と専門性の向上」の取組内容「研修実施体制の整備」の記載「県独自の認定研修の実施(2010 年度 3,000 人) と「人材育成に向けた研修実施の支援」 ・産科医の確保 (目標、方策②) …戦略プロジェクト 1 の取り組む事業の説明「産科医の減少に歯止めを掛け、増員傾向に転換させるなど産科医療の充実」 ・潜在看護師の活用 (目標、方策③) …戦略プロジェクト 1 の目標「県内の就業看護職員数(2006 年 56,514 人 → 2010 年度 75,000 人)」、構成事業 2 「保健・医療・福祉人材の確保・定着の促進」の説明「病院等の勤務環境の改善のため、院内保育施設への支援や研修事業」、取組内容「看護職員等の研修実施」 ・県立保健福祉大学の有効活用 (方策④) …戦略プロジェクト 1 の構成事業 3 に取組内容「県立保健福祉大学の施設・機能の活用」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○介護専門職に関する県独自の認定制度→方策① ○県内の医療機関(病院)勤務する産科医：2004 年 375 人 ⇒ 2008 年 382 人 ○助産師・看護師等看護職員…20 年 12 月末現在の看護職員業務従事者数 60,650 人</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・「県独自の認定研修」のしくみを検討 (H19) し、20 年度、21 年度に補完型認定研修 (基礎、専門、総合連携研修)、介護職員向け認定研修、潜在的有資格者向け研修のモデル事業を実施 ・「人材育成に向けた研修実施の支援」 H19 : 支援方策検討、H20 : モデル事業の実施、H21 : 複数事業所連携事業(139 事業所が共同研修を実施) ・「神奈川県介護支援専門員現任研修等支援会議」を開催。研修受講環境を向上するための調整 (H19 : 3 回、H20 : 2 回、H21 : 2 回) ② [産科医の確保] ・臨床研修医の産科選択の動機付けとなる研修講演を実施 ・出産・育児等で離退職した医師の再就業を支援、医師バンク開始 (20.3) ・地域の産科医療提供体制を確保するため、地域協議会を設置 ・国の緊急医師確保対策の取組みに基づき、20 年度から横浜市立大学医学部に神奈川県地域医療枠 (恒久的定員増 20 名) を創設 ・神奈川県産科等医師修学資金貸付条例 (20.10) を制定し、21 年度から横浜市立大学医学部に神奈川県指定診療科枠 (緊急臨時の定員増 5 名) を設け定員増を実施、さらに、「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき、平成 21 年度から県内の大学で計 35 名の定員増を実施。 ・勤務医の負担軽減への支援 (院内助産所等) ・県救急医療中央情報センターで周産期救急受入機関紹介業務を実施 [潜在助産師・看護師の活用] ・潜在助産師研修の再就業促進のための研修実施 (H19、H20、H21) ・潜在看護職員の再就業促進の研修実施 (H19、H20、H21) ・院内保育施設への支援として、19 年度 104 カ所、20 年度 108 カ所、21 年度 115 カ所の院内保育施設に対し運営費の一部を助成。県単独事業として、医療関係職員のニーズの高い病児保育・延長保育に対し、加算して助成 ③・肢体不自由児運動会、熟年健康体操教室、日本スポーツ栄養研究会・講習会、県理学療法士会新人教育プログラム、全国助産師教育協議会研修会等を実施。公開講座としてヒューマンサービス公開講座 (H19~H21) ・実践教育センターが実施する教育課程、研修の一部を、大学の施設・設備を活用して実施 (19 年度 : 13 回、20 年度 : 12 回、21 年度 11 回)。 (3) 今後の予定その他 ・22 年度から介護専門職に関する「県独自の認定研修」を本格的にスタート ・21 年度より、院内保育所施設整備費補助として、新規に開設する院内保育所の施設整備について助成を開始。(国庫補助事業)。</p>	<p>(1) 評点 : 2 点 / 5 点満点 【理由】 ・産科医減少の歯止め・増員転換については、2004 年時点から微増に留まり、助産師・看護職員の増加については前回評価時において目標から遠い状態にあったこと、及びこれらのデータ分析の遅れについてマイナス評価し、全体平均点から 1 点を引いた。 (2) 各目標・方策の評点 (+理由) 目標① : 3 点 (複数事業所連携事業を評価) 目標② : 2 点 (最新データは更新されていないが、2006 年 363 人からの増員傾向 (2008 年 382 人) を評価) 目標③ : 2 点 (平成 21 年度の県内就業看護職員数は不明。20 年 12 月 31 日時点では 60,650 人だが、目標の 75,000 人には遠く、前回同様の評価) =目標平均 2.3 点 方策① : 3 点 (目標①) 方策② : 4 点 (神奈川県指定診療科枠等の大学での学生定員増、院内保育施設支援、継続した研修実施を評価) 方策③ : 4 点 (継続的な講座実施を評価) =方策平均 3.7 点 *平均点 3 点 (3) 今後の課題その他 ・「県独自の認定制度」について積極的に広報し、認知度を上げて運用にのせる努力が必要。介護現場は低賃金・重労働によるところから介護離が進んでいるため、キャリアアップと並行してこの問題の解決や、地域支援策構築の課題に取り組まなければ、キャリアアップへの意識改革実現の可能性は低くなると懸念する。なお、数値目標をマニフェストに掲げた以上、その達成度をはかるため、統計データ等については適宜把握する必要がある。</p>

政 策 別 評 價 表 (2-6)

政策14(高齢者の介護充実と虐待防止)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 増加している高齢者介護を支えるため、サービス事業者の質の向上と介護保険施設を1.2倍に拡充し、定員数を52,000名まで引き上げ、入所待機者を減少させます。家族や介護施設における高齢者虐待を減らすため、通報や相談の体制を強化するとともに、介護オンブズパーソンのネットワークをつくります。</p> <p>【目標】 ○介護保険施設の定員数を1.2倍以上に拡充し、41,807名(2005年度)を52,000名(2010年度末)に増員。 ○ボランティア、NPO等を「かながわ介護オンブズパーソン(仮称)」として200名以上を認定。</p> <p>【具体的方策】 ①介護サービス事業者の参入支援と質の向上 ②介護保険施設のさらなる整備と運営支援 ③高齢者虐待の防止と相談体制の整備 ④「介護オンブズパーソン(仮称)」の認定</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト9「高齢者が安心してくらせるしくみづくり」)</p> <p>・<u>介護サービス事業者の参入支援と質の向上(方策①)</u>…主要施策213「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供」の記載「要介護者などが必要とするサービスの提供の確保と拡充に向けた取組み」、「相談・苦情処理体制の充実などサービスの質の向上と情報提供の充実」</p> <p>・<u>介護保険施設のさらなる整備と運営支援(目標、方策②)</u>…構成事業2「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備促進とサービス提供体制の質的な向上」の取組内容「特別養護老人ホームの整備(2010年度累計28,960床)」及び「介護老人保健施設の整備(2010年度累計20,176床)」</p> <p>・<u>高齢者虐待の防止と相談体制の整備(方策③)</u>…構成事業4「高齢者虐待の防止と認知症対策の推進」</p> <p>・<u>介護オンブズパーソンの認定(目標、方策④)</u>…構成事業1「地域ケア体制の充実」の説明「県民との協働で介護問題に対応するため、オンブズパーソンとの連携など新たな相談・苦情対応を行うしくみづくり」、取組内容「新たな相談・苦情対応のしくみづくり」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○介護保険施設の定員数→方策② ○かながわ介護オンブズパーソン→方策④</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>① 「かながわ福祉情報コミュニティ」で、介護保険指定事業所情報や介護保険指定事業者向け情報を提供。 (http://www.rakuraku.or.jp/)</p> <p>・神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて、介護サービス情報公表制度を運用。(http://center kaigo-kouhyou-kanagawa.jp/)</p> <p>・サービス事業者の指定及び事業者等の指定の更新にあたっては、19年10月1日以降に指定を受ける事業所について、指定申請等において管理者の立ち会いを求め、法令で定められた管理者の責務を適正に果たす旨の誓約書の提出を義務づけた。</p> <p>・各サービス提供事業者の指定基準の遵守状況を確認するため、事業者指導(集団指導、実地指導)を実施</p> <p>② 特別養護老人ホーム整備数 25,717床 (24,143) 介護老人保健施設整備数 18,544床 (17,410) 介護療養医療施設整備数 3,261床 (3,908) 合計 47,522床(45,461) ※H22.3末見込み()内は21.3末</p> <p>・施設職員に対する研修として、認知症介護指導者養成に係る研修、身体拘束廃止に係る研修等の実施</p> <p>③ 高齢者虐待防止関係職員研修(市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所対象)の実施 ・身体拘束廃止推進関係研修の実施 高齢者の権利擁護に関する研修、身体拘束廃止推進モデル施設養成研修、看護実務者研修、看護指導者養成研修など</p> <p>・認知症の普及啓発の講師となる人材(認知症キャラバンメイト)の育成(H19:197人、H20:220人、H21:234人)</p> <p>・保健福祉事務所において、認知症高齢者や高齢者虐待等の処遇困難事例についての検討会や研修会開催</p> <p>・「かながわ認知症コールセンター」の開設(平成22年1月4日)</p> <p>④ 介護相談員や市民オンブズパーソン等への助言・指導や改善提言を行う「かながわ介護アドバイザー」の創設準備会を設置し検討(H20) ・有識者に介護アドバイザーへの就任依頼(H20/3名 H21/+2名) ・介護相談員のネットワーク構築に向け、2箇所のモデル地区選定 ・地域におけるネットワークの構築に向けた取組みを推進。市町村の介護相談員定例会への介護アドバイザーの派遣(4回)等 ・介護相談員研修の実施 養成研修:52名受講、現任研修:260名受講</p>	<p>(1)評点: 3点／5点満点 【理由】 ・介護相談員の育成は評価される。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 3点(介護保険施設の定員達成率56%) 目標②: 3点(介護アドバイザー派遣、介護相談員研修実施を評価)=目標平均3点 方策①2点(進捗状況が不明) 方策②3点(施設ごとの達成率は図れず、介護保険施設定員数達成率56%で評価。目標①) 方策③4点(認知症キャラバンメイトの育成、かながわ認知症コールセンターの開設を評価) 方策④: 3点(目標②)=方策平均3点 *平均点=3</p> <p>(3)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを設置した効果を数値等の指標をもとに検証する必要がある。 ・高齢者介護には、地域支援が欠かせないため、地域でのノーマライゼーションの考えに基づく土壤づくりを並行して行う必要がある。その結果、介護前の水際対策となる可能性大。 ・保育園(子ども)を軸に、高齢者、障害者、子どもの親が交わるべきをつくり、地域社会活性化を図っている地域があるため研究する必要あり。 ・介護状態の進行を防ぎ9割の方の軽減策を成功させている県外の施設では、あえて負荷をかけ、生きがいをもたらせる『心の介護』を行っている。『介護充実』の定義をもう一度見直す必要がある。

政 策 別 評 價 表 (2-7)

政策 15 (障害者の地域生活支援)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 障害の有無にかかわりなく誰もが生き生きと暮らすことのできる地域社会をめざして、障害のある方の就労・活動・教育の場づくりを推進し、県内の障害者雇用を1.2倍に増やします。また、障害者自立支援法の運用については、障害者の方々の立場に配慮した円滑な対応を行うとともに、適切な評価を行います。</p> <p>【目標】 ○県内の障害者雇用率（事業所所在地別集計）1.6%を1.92%（1.2倍）に向かう。 ○障害者地域作業所の法定内移行を支援し、地域生活の拠点機能を充実。 ○グループホーム・ケアホーム（2005年実績3,083人）、ホームヘルプサービス（2005年実績180,260時間）を2010年度末に2倍（対（2005年実績比）に引き上げ。 ○養護学校等の就業率16%（2006年）を倍増。 【具体的方策】 ①特例子会社及び中小企業に対する支援 ②障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業の充実 ③障害者の地域生活移行の支援と障害者自立支援法の円滑な運用 ④障害のある子どもたちの教育機会や放課後等の生活の充実 【期限】 ○2010年度までに実現。 【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト7「就業支援の充実と産業人材の育成」、10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、16「子ども・子育て支援のしくみづくり」、20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」) <ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害者雇用率(目標)…戦略プロジェクト7の目標(2010年度1.92%)</u> ・<u>中小企業等に対する支援(方策①)…戦略プロジェクト7の構成事業2「障害者の雇用拡大と地域に密着した就業支援」の取組内容『障害者しごとサポートー』の配置</u> ・<u>障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業の充実(方策②)…戦略プロジェクト7の構成事業1「地域生活を支える福祉サービスの充実・発展」の取組内容「民間障害福祉施設の機能転換の推進」、構成事業2「就労・社会参加の促進」の説明「障害者の多様なニーズに対応する地域生活の拠点づくりの支援」</u> ・<u>養護学校の卒業生の就労支援(目標、方策②)…戦略プロジェクト20の目標「特別支援学校高等部卒業生の就職率(2010年度30%)」</u> ・<u>障害者の地域生活移行の支援(目標、方策③)…戦略プロジェクト10の目標「グループホームなどで生活する人(2010年度5,500人)」、「ホームヘルプサービスの支給時間数(338,000時間/月)」、構成事業1の説明「障害福祉サービスの充実に努めるとともに、…グループホーム・ケアホームの整備促進などの施策を取り組む」</u> ・<u>障害者自立支援法の円滑な運用(方策③)…戦略プロジェクト10の構成事業1の取組内容「障害者自立支援法への円滑な移行に関する評価」</u> ・<u>障害のある子どもたちの放課後等の生活の充実(方策④)…戦略プロジェクト16の構成事業6「小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供」の取組内容「障害児等の日中における活動の場の確保」(教育機会の充実→政策1)</u> </p>	<p>(1)目標の達成状況 ○障害者雇用率（事業所所在地集計）：1.75%（H21.6.1）、1.71%（H20.6.1）1.64%（H19.6.1） ○地域生活の拠点機能充実→方策② ○グループホーム・ケアホーム 3,849人（H19） 3,107人（H18） ホームヘルプサービス 201,934時間（H19） 194,122時間（H18） ○就労率 H19.3卒：25.9%、H20.3卒：25.2%、H21.3卒：23.9% <ul style="list-style-type: none"> ・川崎地区、相模原地区、平塚地区的3地区を指定し、8校で就労促進のための研究を実施し、各地区で研究報告会を実施（21.2）。 ・企業や関係機関と連携し、「生徒の職場体験実習」（H19：150名 H20：152名 H21：170名）、「県庁等での実習」（H19：14名 H20：13名 H21：15名）、「保護者の企業見学会」（H19：782名 H20：628名 H21：630名）「教員の実務研修」（H19：53名 H20：51名 H21：41名）「教員の清掃実技研修」（H19：23名 H20：24名 H21：26名）を実施。 ・就労した卒業生の職場定着のために「企業就労アフターフォロー研究委員会」（年4回）を実施。研究のまとめを作成（21.3）。 (2)具体的方策の取組み <ul style="list-style-type: none"> ①・「障害者しごとサポートー」を県内全域に配置（8地域16人） (H21支援件数延べ6,092件うち就職に結びついた件数154件) 1月末 ・障害者雇用特例子会社設立助成金（H19：2社、H20：0社、H21：2社） ・知的障害者職場指導員設置費補助（22.1 対象事業所数33、職場指導員数41） ・知的障害者のホームヘルパー2級の資格取得の支援を新たに実施（H21講座修了者11人） ・「障害者ジョブコーチ」養成を新たに実施（H21 講座修了予定28人） ②・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等の地域のさまざまな障害者を支援する事業所に助成等を行い、障害者の多様なニーズに対応。 ・障害者地域生活サポート事業として施設の有する機能を地域生活支援に活用、多様な住まい・日中活動の場を提供する事業に助成。「グループホーム等地域生活移行推進事業」「単独型短期入所促進事業」「地域交流等支援事業」「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」等 ・障害者地域作業所の移行先の一つである、市町村の「地域活動支援センター」整備事業に対する県単独補助制度を創設し、支援を行った。 ③・グループホーム・ケアホームの運営に対する支援及び建設、改修等に対する支援を市町村と共同で実施。整備促進を図った。 ・市町村の障害者自立支援給付事業に要する経費の一部を負担。 ・精神障害者退院促進支援事業については、政令市・中核市及び指定相談事業者等に委託し個別支援及び普及啓発活動、地域体制整備を推進 ・障害者自立支援法への評価実施に向け、府内及び外部関係者との調整や、障害者施策推進協議会において意見把握等を実施。 ④・教育機会の充実→政策1・障害児の放課後の居場所づくりを推進するため、市町村が実施する「日中一時支援事業」に対する補助を継続。 </p>	<p>(1)評点：2点／5点満点 【理由】 ・障害者就業のための研修実施は評価できるが、その他は現状をみすえた取り組みになっているかについては疑問があり、小数点以下を切り捨てた。 ・市町村の実施事業（日中一時支援事業等）の状況把握がなされていない。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：3点（達成率約47%） 目標②：2点（進捗状況不明のため前回同様） 目標③：2点（数値がなく、進捗不明確） 目標④：3点（就労率が低下したが、研修実績を評価） =目標平均2.5点 方策①：2点（中小企業の実態に沿った支援が進んでいない） 方策②：2点（目標②） 方策③：2点（進捗状況不明） 方策④：2点（市町村実施事業への補助の継続は評価できるが、推進になっているかは不明。教育機会充実のための方策として疑問） =方策平均2点 *平均点=2.3点 (3)今後の課題その他 ・試みはよいが、実態にそった支援になっているかが不明。障害者雇用の難しさを把握しなければ中小企業支援に結びつかない。また、幼いころから将来に向けた自立を目指さなければ、障害児は閉鎖され、守られた世界で生活するため、自立に限界ができる。県外地域における先進事例等の研究を推進すべきである。 ・「障害児の学童保育」が推進されているかは不明であり、「日中一時支援事業」のみに焦点を絞った政策では意味をなさない。もっと各市町村の現状を把握し、視野を広げた抜本的な見直しが必要である。</p>

分野別評価表（Ⅲ 経済）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点：3点（5点満点）	【理由】
政策16 インベスト神奈川で産業競争力強化	2点	・全体の平均点は昨年度を上回り2.5点であるが、2つの目標の達成度が低いため、小数点以下を切り捨てた。	・「リーマンショック」の影響は小さくないとはいえ、2つの目標の達成度は低い。何らかの対策が必要である。 ・「産業競争力強化戦略」は19年度に策定されているが、その着実な実施が課題である。		<ul style="list-style-type: none"> ・経済分野の諸政策は景気の動向に左右される部分が少なくない。とりわけ今回対象となった年度については「リーマンショック」の影響が推測される（たとえば、過去2年度は順調に推移していた若年失業率の改善が、一転して悪化の方向へと向かったことなど）。こうした状況においては、緊急的な施策が求められる。
政策17 羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	4点	・全体の平均は3.9点であり、前年度の3.1点から上昇した。連絡路事業で難航していた大田区との協議の場を設定したこと、方策については着実に進捗していると判断できることから、小数点以下を切り上げた。	・連絡路事業については新たな扉を開いた。着実な推進が望まれる。 ・戦略プロジェクトの「年度別計画」については、もう少しきめ細かな目標設定が必要である。		<ul style="list-style-type: none"> ・「強い経済分野」全体の平均点は、前年度3.00点から3.43点へと上昇した。政策17の評点が3点から4点へ、政策18のそれが2点から3点へ、そして政策21のそれが2点から3点へとそれぞれ上昇したことが要因である。ただ、政策16の評点が2に留まっていること、事業の効果については今後判断する部分が残っていることから、分野全体として4点の評価はできなかった。
政策18 高速交通ネットワークの整備	3点	・全体の平均は2.875点である。さがみ縦貫道路の一部開通などの進捗がみられるなどを考慮し、全体として1/2に達していると判断したため、小数点以下を切り上げた。	・道路については、国や高速道路会社による施行の部分が含まれているため、評価が困難な部分があるが、着実な進捗に期待したい。		<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標を掲げている際には、過去2年間同様達成度にばらつきがあるため、一部評価を下げる要因となっている。（たとえば、政策22における若年失業率の改善）
政策19 中小企業の支援強化と活性化	4点	・全体の平均は4.5点である。全体として順調に進捗しているといえるが、施策、事業の具体的な効果に期待し、小数点以下を切り捨てた。	・各事業の効果を具体的に示すことが必要である。 ・商店街などとの緊密な連携が期待される。		<ul style="list-style-type: none"> ・交通関連の施策が典型であるが、事業者、他府県等との連携、協力が前提となっているものについては、一層の連携が必要である。
政策20 かながわツーリズムの新展開	4点	・全体の平均点は4.5点である。観光客の着実な増加など高く評価できるが、具体的方策の効果については今後判断される部分が多いため、小数点以下を切り捨てた。	・順調な進捗であるが、方策の効果については最終年度の評価を待ちたい。		
政策21 地産地消とブランド化で農水産業振興	3点	・全体の平均点は3.6点である。目標の進捗状況が70%で3/4に達していないため、小数点以下を切り捨てた。	・2010年度において大型直売センターを3か所設置し、目標が達成されるよう期待する。 ・諸方策については、事業の効果を把握するよう努めることが必要である。		
政策22 産業人材育成と就職支援	4点	・全体の平均点は3.7点である。目標の達成状況は悪化したもの、方策は全体的に着実に進捗していると判断し、小数点以下を切り上げた。	・目標としている若年失業率の改善が、一転して悪化の方向へと向かったため、対応が急務である。 ・諸方策については、そのアウトカムを把握するよう務めていただきたい。		
平均点	3.43	—	—		

政 策 別 評 価 表 (3-1)

政策 16 (インベスト神奈川で産業競争力強化)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の地域経済を強化し、新たな雇用の場を創出するため、「産業競争力強化戦略」を策定し、これに基づき「インベスト神奈川第2ステージ」「神奈川R&Dネットワーク構想」「ベンチャー企業支援」などの重点プロジェクトを推進します。</p> <p>【目標】 ○県の政策による企業誘致数 200社。 ○新規求人件数年間 36.6万人(2005年度)を50万人に増加。</p> <p>【具体的な方策】 ①「産業競争力強化戦略」の策定 ②「インベスト神奈川 第2ステージ」の展開 ③「神奈川R&Dネットワーク構想」の推進 ④「ベンチャー応援強化プログラム」の推進</p> <p>【期限】 ○2007 年度に計画策定し同時に事業に着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」、2「強いベンチャー企業の育成と重点分野の振興」、3「産業集積の促進と海外との経済交流の推進」、7「就業支援の充実と産業人材の育成」)</p> <p>・<u>企業誘致数(目標)</u>…戦略プロジェクト3の構成事業1「『インベスト神奈川第2ステージ』の展開」の取組内容に「新たな産業誘致策の展開」(企業誘致件数を目標設定(4年間200件))</p> <p>・<u>新規求人件数(目標)</u>…戦略プロジェクト7の数値目標欄の記載「なお、産業振興関係のプロジェクトなどにより新規求人件数50万人(2010年度)をめざします。」</p> <p>・<u>「産業競争力強化戦略」の策定(方策①)</u>…実施計画(政策分野別)の産業・労働分野の施策の方向性の記述、「『産業競争力強化戦略(仮称)』を策定」</p> <p>・<u>「インベスト神奈川 第2ステージ」の展開(方策②)</u>…戦略プロジェクト3に構成事業1「『インベスト神奈川第2ステージ』の展開」</p> <p>・<u>「神奈川R&Dネットワーク構想」の推進(方策③)</u>…戦略プロジェクト1の取り組む事業の記述「「神奈川R&Dネットワーク構想」の本格的展開のため、構想推進体制として研究所などのネットワークの拡大・強化等に取り組む」</p> <p>・<u>「ベンチャー応援強化プログラム」の推進(方策④)</u>…戦略プロジェクト2の取り組む事業の記述「ベンチャー企業が次々と「生まれ・育ち・集う」環境の形成をめざす「ベンチャー応援強化プログラム」を推進」</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○県の政策による企業誘致数 19年度:30社、20年度:25社、21年度:22社</p> <p>○新規求人件数 32.3万人(18年度)、28.3万人(19年度)、23.9万人(20年度)、16.9万人(21年度)</p> <p>(2)具体的な方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・県内経済団体・関係機関等との調整等を経て、産業競争力強化戦略を策定(H19.8)し、推進体制を整備。19年度の取組みを「第1回かながわ産業活性化懇話会」(20.5)に報告。 ②・「施設整備等助成制度」を、中小企業支援に重点を置いた内容で見直しを行い、「第2ステージ」として受付開始(19.8)。 ・20年度は「企業誘致戦略 2008プロモーション 300」を掲げ、県内外の企業300社以上にプロモーション活動展開 ・知事による企業誘致セミナーを開催(H19,H20) ・大企業の助成申請期限を1年前倒し、21年3月で受付終了。中小企業の新規雇用に対する助成制度の要件を緩和 ・インベスト神奈川終了後の新たな企業誘致施策の検討を行い、新たな企業誘致施策の案を取りまとめ ・平成21年度は主に中小企業を対象とした知事による企業誘致セミナーを横浜市内で開催(平成21年8月5日)。 ・京都市・名古屋市等において、関西・中京地域の企業を対象とした商工労働部長による企業誘致プロモーションを実施(平成21年8月27日)。 ③・神奈川R&D推進協議会の開催3回(H19.5、H20.5、H21.5) ・神奈川R&Dシンポジウム2回、大企業保有技術の県内中小企業への移転51回、中小企業の技術の大企業での活用38回、产学研技術連携データベースの構築(登録データ2,898件) ・推進事業取組件数 113件、技術展示会の商談成立約7億円、県内大企業と中小企業との共同研究1件成立 ④・産業競争力強化戦略に位置づけ。 <ul style="list-style-type: none"> ・大学発・大企業発ベンチャーの創出として、モデルプロジェクト事業による支援やフォーラム(H20、H21)を実施。 ・「かながわベンチャー応援ファンド」による直接投資を促進。 ・ビジネスプラン実践講座など創業、新事業の創出促進のための事業環境の整備として各成長段階における適時適切な支援を実施。 ・インキュベート企業支援 H19:47社6人、H20:46社5人、H21:47社4人。 ・インキュベート施設の充実、かながわベンチャー応援ファンドによる投資、民間支援の活動等により19、20年度の都道府県別大学発ベンチャー企業数(累積ベース)が全国2位などの成果。 	<p>(1)評点: 2点／5点満点</p> <p>【理由】 ・全体の平均点は昨年度を上回り2.5点であるが、2つの目標の達成度が低いため、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由)</p> <p>目標①: 2点(企業誘致数の達成度は38.5%)</p> <p>目標②: 1点(3年連続の減少) =目標平均: 1.5点</p> <p>方策①: 5点(「強化戦略」は策定済み)</p> <p>方策②: 3点(第2ステージの達成度を1/2と判断)</p> <p>方策③: 3点(「構想」の進捗度を1/2と判断)</p> <p>方策④: 3点(着実に実績を積み重ねている) =方策平均: 3.5点</p> <p>*平均点=2.5点</p> <p>(3)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リーマンショック」の影響は小さくないとはいえ、2つの目標の達成度は低い。何らかの対策が必要である。 ・「産業競争力強化戦略」は19年度に策定されているが、その着実な実施が課題である。

政 策 別 評 価 表 (3-2)

政策 17 (羽田空港国際化と京浜臨海部活性化)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 2010 年に予定されている羽田空港の再拡張・国際化を神奈川県全体の経済の活性化に結びつけるため、空港の神奈川側の玄関口「神奈川口」整備構想を推進し、隣接する京浜臨海部の産業の高度化・複合化を加速させます。</p> <p>【目標】 ○2008 年までに神奈川口のまちづくりグランドデザインを策定。 ○2009 年までに空港と神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業を着手。</p> <p>【具体的な方策】 ①神奈川口連絡道路の早期実現 ②国際空港の玄関口に相応しいまちづくりの推進 ③ロボット産業クラスターの形成 ④コンビナートの高度統合化の推進</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト 3.3 「羽田空港の再拡張・国際化と京浜臨海部活性化」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川口連絡道路（目標、方策①） …構成事業 1 「羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構造の推進」の説明 「『神奈川口構造』の実現に向けた取組みを推進」、取組内容「羽田空港への連絡路の整備促進」(2009 年の都市計画決定) ・ 国際空港の玄関口に相応しいまちづくり（目標、方策②） …構成事業 1 の取組内容「川崎殿町・大師河原地区の整備促進と国際臨空産業の集積」(2008 年度のグランドデザイン策定) ・ ロボット産業クラスターの形成（方策③） …構成事業 3 「ロボット関連産業の創出・集積」 ・ コンビナートの高度複合化の推進（方策④） …構成事業 4 「エコ・エネルギー関連産業の創出・集積」の取組内容「エネルギー産業の高度化・統合化の推進」、「DME の活用促進」 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○神奈川口のまちづくりグランドデザイン→方策② ○神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業→方策①</p> <p>(2) 具体的な方策の取組み</p> <p>①・H20. 2 に「第 2 回京浜臨海部基盤施設検討会」が開催され、連絡道路のルート、構造の検討を進めることができた。22 年 3 月現在、概略ルート・構造（案）の合意に至っていないが、引き続き、早期合意に向けて調整等を進める。 ・H21. 12 に「羽田空港臨空都市懇談会」が設置され、東京都や大田区などと空港周辺のアクセスなどについて話し合い開始</p> <p>②・羽田空港の再拡張・国際化や神奈川口構造を分かりやすく示し理解を深めていただくことを目的とした「京浜臨海部再生フォーラム」を開催 (H19. 11、H20. 11)。 ・県、横浜税關、横浜市、川崎市、経済団体と高度物流機能に関する研究会を開催。(H19、H20) ・羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構造の実現による本県などへの効果を詳細に分析し、その効果を県民や企業に分かりやすく示す神奈川口グランドデザインを策定 (H21. 3)。 ・「神奈川口グランドデザイン」を活用した取組みとして、「京浜臨海部再生フォーラム」や各種会議における概要版リーフレットの配布・説明や、「県のたより」や県ホームページへの掲載などをを行い、羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構造の実現による効果を県民や企業の方々に広くアピール (H21. 4～) ③・「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」と連携したビジネスセミナーの開催 (H19、H20、H21) ・大型展示商談会への県内企業等との共同出展によるマッチング・交流機会の拡大（「2007 国際ロボット展」、「テクニカルショウヨコハマ 2009」、「2009 国際ロボット展」） ・住宅展示場等を活用したロボット技術の実証実験へ支援 ・最新ロボットの展示会、ロボットの使い方を競うコンテスト(ロボ LD K)の開催 (H19. 11. 23～25、H20. 10. 13) ・NPO と協働した新たなプロジェクトの創出に向けた相談体制の強化（第 1 期 H20. 7～、第 2 期 H21. 1～） ・かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会と連携したプロジェクトの立ち上げ（19 年度:5 件、20 年度:7 件、21 年度 7 件） ④・川崎市、石油精製、鉄鋼等のエネルギー関連企業等とともに、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を立ち上げ (H20. 1)、20 年度は「石油残渣からの DME の製造と高度利用」ほか 1 部会、21 年度は「高経年化設備の安全評価検討」部会を立ち上げ、検討を実施。 ・給油所建設事業者等と「DME インフラ等研究会」を組織し、バイオマス等からの製造や DME ステーションを併設する際の安全確保策などの共同研究などを元に、経済産業省「地域イノベーション創出研究開発事業」へ応募、採択 (H20. 6)。21 年度は同事業による研究開発を支援。 ・「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」「地域イノベーション創出研究開発事業」を国・民間企業等とも連携</p>	<p>(1) 評点 : 4 点／5 点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の平均は 3.9 点であり、前年度の 3.1 点から上昇した。連絡路事業で難航していた大田区との協議の場を設定したこと、方策については着実に進捗していると判断できることから、小数点以下を切り上げた。 <p>(2) 各目標・方策の評点 (+理由)</p> <p>目標① : 5 点 (グランドデザインは策定済み)</p> <p>目標② : 3 点 (着手したとはいえないが、準備作業を評価)</p> <p>=目標平均 : 4 点</p> <p>方策① : 3 点 (反対していた大田区も参加する「懇談会」の設置を評価)</p> <p>方策② : 3 点 (前年度に策定した「グランドデザイン」を活用した取り組みを評価)</p> <p>方策③ : 5 点 (事業化プロジェクトの立ち上げについて目標を達成)</p> <p>方策④ : 4 点 (21 年度の新たな取り組みを評価)</p> <p>=方策平均 : 3.8 点</p> <p>* 平均点 = 3.9 点</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡路事業については新たな扉を開いた。着実な推進が望まれる。 ・戦略プロジェクトの「年度別計画」については、もう少しきめ細かな目標設定が必要である。

政 策 別 評 価 表 (3-3)

政策 18 (高速交通ネットワークの整備)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 横浜から川崎、羽田空港、成田空港を超高速鉄道で結び首都圏の一体化と羽田・成田空港のハブ空港化を図る構想を提案します。さらに、首都圏の主要都市を結ぶ自動車専用道路網を整備することにより、国際競争に打ち勝てる産業基盤整備を目指します。広域交通網の整備にあわせ、さがみ縦貫道路や新幹線新駅、神奈川東部方面線など県内の高速移動ネットワークの整備を進めます。</p> <p>【目標】 ○2010 年度までにさがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南を開通。 ○八都県市首脳会議において羽田空港と成田空港を結ぶ超高速鉄道整備を提案。 ○綾瀬インターチェンジの 2010 年度の事業着手。</p> <p>【具体的な方策】 ①超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」で首都圏の一体化を提案 ②首都圏各都市を結ぶ自動車専用道路整備の促進 ③県内の高速移動ネットワークの整備 ④綾瀬インターチェンジの事業着手</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト33「羽田空港の再拡張・国際化と京浜臨海部活性化」、35 「環境共生モデル都市圏の形成」、37 「交流・連携による県西地域の活性化」、38 「安全で活力ある県土づくり」) 地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 [超高速鉄道の提案] (取組施策 11「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」)</p> <p>・<u>超高速鉄道の提案（目標、方策①）</u> … 戦略プロジェクト33の構成事業1の取組内容「羽田空港と成田空港の一体性を高める超高速鉄道整備構想の提案」 ・<u>さがみ縦貫道路（目標、方策②③）</u>、<u>（仮称）綾瀬インターチェンジ（目標、方策④）</u>、<u>国道 246 号バイパス（方策③）</u>… 戰略プロジェクト35の構成事業4、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容 ・<u>第二東海自動車道（方策②）</u>、<u>津久井広域道路など主要幹線道路網の整備（方策③）</u>… 戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容 ・<u>三浦縦貫道路（方策③）</u> … 戦略プロジェクト34の構成事業4、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容 ・<u>東海道新幹線新駅（方策③）</u> … 戰略プロジェクト35の構成事業1 ・<u>神奈川東部方面線（方策③）</u> … 戦略プロジェクト38の構成事業1の取組内容 ・<u>西湘バイパス延伸（方策③）</u> … 戦略プロジェクト37の構成事業5、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○さがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南の開通にむけて取り組んでいる。 ○超高速鉄道整備の提案→方策① ○綾瀬インターチェンジ事業着手→方策④</p> <p>(2) 具体的な方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・知事がVOICEに「羽田・成田リニア新線構想」を投稿(H19.9) <ul style="list-style-type: none"> ・第2回 (H19.11) 第3回 (H20.4) 第4回 (H21.11) 首都圏連合フォーラムで知事がリニア構想について、その必要性を訴えた。 ・首都圏の空港機能の強化充実、首都圏の主要都市と羽田・成田の両空港のアクセスの抜本的改善、リニア新線構想の3点について、企業アンケート、e-かなネットアンケートを実施 (H19) ・国土交通大臣に対し超高速鉄道の整備に向けた検討を進めるよう要望 (20.5.29)。 ・八都県市首脳会議での共同研究実施への合意を図るため、基礎資料として「羽田・成田超高速鉄道構想検討調査」実施 (H20年) ・20年度に成田～羽田間の超高速鉄道の必要性や効果について調査し、「成田～羽田超高速鉄道整備構想」として取りまとめ。 ・「千葉県、神奈川県リニア等超高速鉄道検討協議会」を立ち上げ (H21.5) ・知事が前原国土交通大臣と会談しリニア構想について説明 (H21.10) ・知事が「国土交通省成長戦略会議」で同構想について説明 (H21.12) ②・さがみ縦貫道路については、国及び中日本高速道路㈱が用地取得、工事を進め、H22.2 に海老名 JCT～海老名 IC 間が開通。 ・第二東海自動車道は、海老名南 JCT～伊勢原北 IC 等で、中日本高速道路㈱から用地取得事務を受託 (21.3 未用地取得率約 8割) ③・国道 246 号バイパスについては、全長 29 km の内、事業化されている厚木市内 3.6 km と、伊勢原市内 4.8 km の両区間で、国において用地取得が進められた。 ・津久井広域道路については、県道 510 号（長竹川尻）及び（都）相原城山線などで、用地取得や工事等の事業を進め、（都）相原城山線は約 1.1 km の区間にについて、平成 20 年 5 月に供用開始。 ・西湘バイパス延伸については、国に対して早期事業化要望を行うとともに、事業分担などについて国との調整を開始。 ・三浦縦貫道路については、II 期区間の全体約 4.4 km のうち、先行整備区間約 1.9 km について、用地取得及び工事を実施。 ・東海道新幹線新駅については、知事による JR 東海社長等への要望活動を実施 (H19) したほか、新駅設置促進期成同盟会による要望活動 (H19、H20、H21) を実施。また、誘致体制の整備として、大学や企業等との連携事業を実施。 ・神奈川東部方面線については、国及び横浜市と協調して整備主体（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）に対し補助を実施。設計等の説明会 (H20) 環境アセスメント審査書等の公告縦覧実施 (H21) ④・環境アセスメント手続きに着手 (H19.10)。予測・評価をするための環境実態調査完了 (H20.11)。スマートインターチェンジ導入の可能性について関係機関と調整。 	<p>(1) 評点 : 3 点／5 点満点 【理由】 ・全体の平均は 2.9 点である。さがみ縦貫道路の一部開通などの進捗がみられることを考慮し、全体として 1/2 に達していると判断したため、小数点以下を切り上げた。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由） 目標①：3 点（2010 年度までの開通に向けて進捗状況は 1 / 2 と判断） 目標②：4 点（超高速鉄道整備の提案を推進） 目標③：2 点（前年度から点数を上げるだけの進捗がないと判断） = 目標平均：3 点</p> <p>方策①：4 点（目標②と同じ） 方策②：3 点（海老名 JCT～海老名 IC 間の開通を評価、前年度の 2 点から加点） 方策③：2 点（整備に向けての進捗状況が 1 / 2 に達しているとは評価できない） 方策④：2 点（目標③と同じ） = 方策平均：2.8 点</p> <p>* 平均点 = 2.9 点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・道路については、国や高速道路会社による施行の部分が含まれているため、評価が困難な部分があるが、着実な進捗に期待したい。</p>

政 策 別 評 価 表 (3-4)

政策19（中小企業の支援強化と活性化）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果																					
<p>【政策】 神奈川の地域経済を支える中小企業の活性化を図るため「中小企業活性化条例(仮称)」を制定するとともに、無担保クイック融資などの融資枠拡大や技術・経営支援センターの設置など技術・経営・金融面での総合的な中小企業支援をさらに強化します。また、商店街をいきいきと活性化させる事業の展開やコミュニティビジネスの支援など地域と生活を支えるサービス産業支援をさらに充実します。</p> <p>【目標】 ○無担保クイック融資を含む制度融資実績の年間20,000件・2,600億円を堅持、拡大。 ○中小企業技術・経営支援のワンストップ相談窓口を2カ所設置。</p> <p>【具体的な方策】 ①「中小企業活性化条例(仮称)」の制定（再掲） ②中小企業無担保クイック融資などの拡大 ③中小企業技術・経営の一体的支援 ④「いきいき商店街づくり」提案モデル事業の展開 ⑤コミュニティビジネス支援の充実</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」、戦略プロジェクト5「地域に根ざした産業の振興」)</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔技術・経営の相談窓口の設置〕 (Ⅲ-1「県民サービスの向上」) <ul style="list-style-type: none"> ・無担保クイック融資（目標、方策②）…戦略プロジェクト1の構成事業3「経営革新の促進」の取組内容「無担保クイック保証融資を含む制度融資実績の堅持、拡大」(年間20,000件・2,600億円を) ・中小企業技術・経営の一体的支援（目標、方策③）…戦略プロジェクト1の構成事業4「経営と技術の総合支援」の説明「経営・技術相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域に設置」、基本方針の「Ⅲ-1(1)施設や窓口等における県民サービスの充実・向上」の取組項目「中小企業の経営・技術支援のワンストップ窓口の設置（2か所設置（横須賀三浦地域・県西地域））」、戦略プロジェクト1の構成事業4の取組内容「ホールディングカンパニー方式による連携強化」 ・「いきいき商店街づくり」提案モデル事業（方策④）…戦略プロジェクト5の構成事業1「まちの活力づくりへの支援」の取組内容「まちの活力再生・生き生き商店街づくり活動支援」 ・コミュニティビジネス支援（方策⑤）…戦略プロジェクト5の取組む事業の記述「コミュニティビジネスへの支援」 ・中小企業活性化条例(仮称)（方策①） <p>→条例5</p> </p>	<p>(1)目標の達成状況 ○制度融資実績の堅持、拡大→方策② ○平成20年度に、技術・経営の相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域に設置。</p> <p>(2)具体的な方策の取組み ①→条例5 ②・中小企業制度融資の実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成19年度</td> <td style="width: 10%;">20,062件</td> <td style="width: 60%;">284,790,854千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16,359件</td> <td>246,493,616千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>14,338件</td> <td>2,584億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・19年12月から「原油・原材料等高騰対策融資」（平成21年4月から「緊急経済対策融資」と改称）を実施。9,432件234,896,585千円（22年1月末）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">③・県内中小企業を経営面から支援する（財）神奈川中小企業センターと、技術面から支援する県産業技術センターの事業連携を統括する組織として「かながわ中小企業総合支援委員会」を設置し「中小企業のための総合支援」基本戦略を策定（20.4.1）。経営・技術の出前相談 279企業（H22.1末）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">④・商店街空き店舗流動化事業については、20年度に流動化を阻害している要因等を把握するための空き店舗流動化調査、空き店舗解消マニュアルを作成 ・まちにぎわい再生の成功事例づくりなどに向けた「商店街まちづくり推進モデル事業」（H21）及び次代を担う商業者の育成のための「若手商業者連携促進事業」を実施（H21）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑤・人材育成事業として、支援機関（市町村・商工会議所等）の職員向けの勉強会を実施（H19、H20、H21） ・経営支援事業として、既存事業者等を対象とした専門家による事業診断、解決策の提案等を実施（H19、H20、H21） ・創業実現モデル事業として、モデル性のある創業者への開業資金を一部助成（H19：5事業者支援） ・NPO法人融資を認定2事業者（H19） ・創業支援ネットワーク事業としてコミュニティビジネス支援機関（市町村・商工会議所等）職員向け勉強会実施（H19、H20、H21） ・県内市町村とコミュニティビジネス支援機関との情報交換会の開催（H20） ・経営支援事業として、21年度16事業者支援（H22.3末現在） ・県内各地のコミュニティビジネス事業者を県広報で紹介。</td> </tr> </table>	平成19年度	20,062件	284,790,854千円	平成20年度	16,359件	246,493,616千円	平成21年度	14,338件	2,584億円	・19年12月から「原油・原材料等高騰対策融資」（平成21年4月から「緊急経済対策融資」と改称）を実施。9,432件234,896,585千円（22年1月末）			③・県内中小企業を経営面から支援する（財）神奈川中小企業センターと、技術面から支援する県産業技術センターの事業連携を統括する組織として「かながわ中小企業総合支援委員会」を設置し「中小企業のための総合支援」基本戦略を策定（20.4.1）。経営・技術の出前相談 279企業（H22.1末）			④・商店街空き店舗流動化事業については、20年度に流動化を阻害している要因等を把握するための空き店舗流動化調査、空き店舗解消マニュアルを作成 ・まちにぎわい再生の成功事例づくりなどに向けた「商店街まちづくり推進モデル事業」（H21）及び次代を担う商業者の育成のための「若手商業者連携促進事業」を実施（H21）			⑤・人材育成事業として、支援機関（市町村・商工会議所等）の職員向けの勉強会を実施（H19、H20、H21） ・経営支援事業として、既存事業者等を対象とした専門家による事業診断、解決策の提案等を実施（H19、H20、H21） ・創業実現モデル事業として、モデル性のある創業者への開業資金を一部助成（H19：5事業者支援） ・NPO法人融資を認定2事業者（H19） ・創業支援ネットワーク事業としてコミュニティビジネス支援機関（市町村・商工会議所等）職員向け勉強会実施（H19、H20、H21） ・県内市町村とコミュニティビジネス支援機関との情報交換会の開催（H20） ・経営支援事業として、21年度16事業者支援（H22.3末現在） ・県内各地のコミュニティビジネス事業者を県広報で紹介。			<p>(1)評点：4点／5点満点 【理由】 ・全体の平均は4.5点である。全体として順調に進捗しているといえるが、施策、事業の具体的な効果に期待し、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：4点（融資件数は下回ったものの金額は増加しており、目標の3／4を達成と判断） 目標②：5点（相談窓口をすでに2か所設置） =目標平均：4.5点</p> <p>方策①：5点（2009年度に条例施行） 方策②：4点（目標①に同じ） 方策③：5点（すでに相談窓口を2か所設置、経営・技術の出前相談も実施） 方策④：4点（前年度までの実績とともに、新たな事業展開を評価） 方策⑤：4点（コミュニティビジネス支援に対する多彩な事業を評価） =方策平均：4.4点</p> <p>*平均点=4.5点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・各事業の効果を具体的に示すことが必要である。 ・商店街などとの緊密な連携が期待される。</p>
平成19年度	20,062件	284,790,854千円																						
平成20年度	16,359件	246,493,616千円																						
平成21年度	14,338件	2,584億円																						
・19年12月から「原油・原材料等高騰対策融資」（平成21年4月から「緊急経済対策融資」と改称）を実施。9,432件234,896,585千円（22年1月末）																								
③・県内中小企業を経営面から支援する（財）神奈川中小企業センターと、技術面から支援する県産業技術センターの事業連携を統括する組織として「かながわ中小企業総合支援委員会」を設置し「中小企業のための総合支援」基本戦略を策定（20.4.1）。経営・技術の出前相談 279企業（H22.1末）																								
④・商店街空き店舗流動化事業については、20年度に流動化を阻害している要因等を把握するための空き店舗流動化調査、空き店舗解消マニュアルを作成 ・まちにぎわい再生の成功事例づくりなどに向けた「商店街まちづくり推進モデル事業」（H21）及び次代を担う商業者の育成のための「若手商業者連携促進事業」を実施（H21）																								
⑤・人材育成事業として、支援機関（市町村・商工会議所等）の職員向けの勉強会を実施（H19、H20、H21） ・経営支援事業として、既存事業者等を対象とした専門家による事業診断、解決策の提案等を実施（H19、H20、H21） ・創業実現モデル事業として、モデル性のある創業者への開業資金を一部助成（H19：5事業者支援） ・NPO法人融資を認定2事業者（H19） ・創業支援ネットワーク事業としてコミュニティビジネス支援機関（市町村・商工会議所等）職員向け勉強会実施（H19、H20、H21） ・県内市町村とコミュニティビジネス支援機関との情報交換会の開催（H20） ・経営支援事業として、21年度16事業者支援（H22.3末現在） ・県内各地のコミュニティビジネス事業者を県広報で紹介。																								

政 策 別 評 価 表 (3-5)

政策20（かながわツーリズムの新展開）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の観光資源を活かし、国内外から神奈川を訪れる人を増加させるため、知事のトップセールスや広域的な連携によるプロジェクトなどを展開するとともに、「邸園文化圏再生構想」の推進やグリーンツーリズム、テクノツーリズムなどの新たな観光資源づくりなどにより「かながわツーリズム」を推進します。</p> <p>【目標】 ○県内入込み観光客数 年間1億7千万人。</p> <p>【具体的な方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①トップセールスによる外国人観光客誘致プロモーションの展開 ②山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観光客誘致戦略の展開 ③「東京ベイツーリズム構想」の展開 ④歴史・文化・自然を活かした新たな観光資源の創造 ⑤観光人材の確保・育成 <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト4「かながわツーリズムの推進」、36「相模湾沿岸地域の魅力の保全と創造」)</p> <p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施〔山静神の三県共同外国人観光客誘致戦略、東京ベイツーリズム構想〕 (取組施策11：県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内への年間入込観光客数（目標）</u>…戦略プロジェクト4の目標（2010年170,000千人）。 ・<u>外国人観光客の誘致プロモーションの展開（方策①）</u>…戦略プロジェクト4の構成事業3「広域連携による観光魅力の創出と国内外からの観光客の誘致の促進」の取組内容「友好県省道交流会議連携するなど観光プロモーションの充実強化」 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観光客誘致戦略の展開（方策②）</u>、<u>「東京ベイツーリズム構想」の展開（方策③）</u>…戦略プロジェクト4の構成事業3の取組内容「八都県市における東京ベイツーリズムの取組みや三県による観光PRの取組みなど、広域連携による国内外からの観光客誘致に向けた取組みの推進」 ・<u>歴史・文化・自然を活かした新たな観光資源の創造（方策④）</u>…戦略プロジェクト4の構成事業1「地域の特色を生かした観光魅力づくり」、戦略プロジェクト36の構成事業4「近代建造物と邸園を保全・活用した地域づくり」の取組内容「邸園文化圏再生構想の推進」 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>観光人材の確保・育成（方策⑤）</u>…戦略プロジェクト4の構成事業4「観光客を温かく迎える環境づくり」 	<p>(1)目標の達成状況 ○入込観光客数 18年1億6,509万人、19年1億6,999万人、20年1億7118万人となり目標達成（平成17年から4年連続して過去最高）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興条例を制定及び観光振興計画を策定（H22.4施行） <p>(2)具体的な方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・中国・上海で知事のトップセールスを実施し、観光客誘致への協力依頼と神奈川の観光スポットのPRを実施（H19.7）。 ・国や近隣都県等と連携し、国際観光展の出展や海外メディア・旅行エージェント等の招聘事業を実施。 ②・平成20年4月に山梨・静岡・神奈川の三県知事が中国・上海市を訪問し、観光トップセールスを実施。 ・平成22年2月に上海市の青少年交流団による三県の訪日教育旅行訪問を実施。 ・三県の富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会において外国人観光客の誘致促進に向けた事業を実施。（タイTTAA国際観光展への出展・観光説明会の開催など） ③・東京ベイツーリズムは「21世紀の船出プロジェクト」として、「東京湾における旅客船運航実験」や「首都圏広域周遊の促進」など5つのプロジェクトを推進。 ・21年度は、旅客船の実験航路の事業化や旅行商品の造成による首都圏の広域周遊の仕組みづくりをさらに促進。 ④・地域密着型旅行商品の開発の促進のため、地域（観光資源）と旅行業者の出会いの場として、「かながわ観光セリ市場」の実施（H21横浜、名古屋、東京）等、京浜臨海部産業観光推進協議会を設立し、民間事業者が主体となって取り組む事業を支援。（21年度 9件） ・19年度かながわ名産100選旅行商品化12件、20年度地域密着型旅行商品開発16件、21年度21件 ・邸園文化圏再生構想については、「地域交流館」の実験的運営を実施（大磯、葉山）、「ポートナーシップ邸園」の試行（旧吉田茂邸、旧大隈重信邸、旧陸奥宗光邸）「湘南邸園文化祭2008、2009」開催、「邸園文化圏再生構想フォーラム」「邸園文化交流園大磯」の実施、「邸園（歴史的建造物）保全活用推進員養成講座」の試行（H20）、本格実施（H21）。 ⑤・NPO等と連携し、地域ホスピタリティ向上のためのセミナーなどの取組みを実施。 ・県立高校5校で、観光関連科目を学校設定科目として設置。 ・観光関連インターンシップH19/25校121名 H20/34校150名。 ・県内に立地する観光関係学部、学科を有する3大学と連携し、22年度から観光に関する人材育成事業の実施を合意。 	<p>(1)評点： 4点／5点満点 【理由】 ・全体の平均点は4.5点である。観光客の着実な増加など高く評価できるが、具体的な方策の効果については今後判断される部分が多いため、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：5点（入り込み観光客数は4年連続して増加し、目標を達成） =目標平均：5点</p> <p>○方策①～④については、昨年度と同様の記述である。</p> <p>方策①：4点（トップセールスは実施したが、その効果については今後判断される部分がある） 〃②：4点（達成度は高いが、その効果については今後判断される部分がある） 〃③：4点（予定通り推進されているが、その効果については今後判断される部分がある） 〃④：4点（予定通り推進されているが、その効果については今後判断される部分がある） 〃⑤：4点（学校等における取り組みは評価できるが、その効果については今後判断される部分がある） =方策平均：4点</p> <p>*平均点=点4.5点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・順調な進捗であるが、方策の効果については最終年度の評価を待ちたい。</p>

政 策 別 評 価 表 (3-6)

政策21（地産地消とブランド化で農水産業振興）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の農業と水産業を振興し「地産地消」を推進するため、大型直売センターの新設や農業の担い手育成などを行うとともに、栽培漁業の推進などによる水産資源の確保を進めます。また、県内農水産物の「かながわブランド」の普及を推進します。</p> <p>【目標】 ○大型直売センターを新規10カ所設置。</p> <p>【具体的方策】 ①大型直売センターの設置による「地産地消」の推進 ②学校給食での県内農水産物の利用促進 ③新たな農業の担い手育成事業の推進 ④栽培漁業の推進などによる水産資源の確保 ⑤かながわブランドの普及 </p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」、22「食育の総合的な推進」)</p> <p>・<u>大型直売センターの設置（目標、方策①）</u>…戦略プロジェクト6の構成事業2「大型直売センターの計画的な整備などによる地産地消の推進」の取組内容「大型直売センターの整備支援」</p> <p>・<u>学校給食での県内農水産物の利用促進（方策②）</u>…戦略プロジェクト2の構成事業2「家庭、保育所、地域等における食育の推進」の取組内容「学校給食への地場産物の使用促進」</p> <p>・<u>新たな農業の担い手育成事業の推進（方策③）</u>…戦略プロジェクト6の構成事業1「多様な担い手による都市農業の推進」</p> <p>・<u>栽培漁業の推進などによる水産資源の確保（方策④）</u>…戦略プロジェクト6の構成事業6「県民と漁業者がともに取り組む豊かな海づくりの推進」の取組内容「稚魚放流による栽培漁業の推進」</p> <p>・<u>かながわブランドの普及（方策⑤）</u>…戦略プロジェクト6の構成事業2の説明「かながわブランドなどの県内産農産物のPRの強化」、取組内容「アンテナショップの開設」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○大型直売センターの設置→方策①</p> <p>(2)具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・19年度川崎地区、県西地区2カ所で大型直売センターを整備。 ・19年度県内大型直売センター利用客数177万人（目標160万人） ・20年度県内大型直売センター利用客数252万人（目標210万人）。 ・21年度は2ヶ所の整備を支援。 ・農協による自主整備（新規）が2ヶ所。 ・農協による自主整備（規模拡大）と地域県政総合センター自主提案事業による支援が1ヶ所。 ②・「かながわ産品学校給食デー」を実施（H20：899校、H21：947校。対象校数の9割超）したほか、食材調達ヘルプデスクの設置、かながわ産食材の学習用副教材の作成。 ③・かながわ農業アカデミーに就農支援部門を設置し、就農支援ワントップサービスを20年度から県民を対象に本格実施。（19年度試行：44人（241回）：20年度：372人（912件）、21年度12月末現在、293人（455件）の相談に対応） ・農業センターは19年度19人、20年度13人、21年度17人を認定。 ・高校生の農業体験実習の受入実績はH19：62人、H20：43人、H21：61人 ④・栽培漁業協会が行うマダイ稚魚、ヒラメ稚魚などの放流を支援。 種苗放流実績 H19：7種257万尾、H20：7種240万尾、H21：8種275万尾（見込） ・ホシガレイ種苗生産技術開発、トラフグの種苗生産技術開発及び放流効果調査 ・ヒラメ種苗及びサザエ種苗の生産と配布の実施。 ・漁業者やNPO等との協働によりアマモ場を造成。 アマモ場造成実績 H19：9箇所2,213m²、H20：8箇所900m²、H21：9箇所700m²（見込み） ⑤・県内産農林水産物を積極的に取扱う販売店、飲食店等にかながわブランドサポート店として登録いただき、普及PRの支援を行う（H22年度まで308店舗見込） ・かながわ産品・地産地消アンテナショップサイト「かなさんの畑」の開設（21年3月）。アクセス数H22.2.17現在：451,936件） ・県産品スポット販売支援事業の実施（20年度31回、21年度42回助成見込み） <p>(3)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型直売センター整備支援について、22年度は湘南地区で大型直売センターの整備を支援、横須賀三浦地区で国庫補助事業を利用し1ヶ所整備見込み。また、横須賀市内で自主整備による開設が1ヶ所見込まれ、10ヶ所の達成を見込んでいます。 	<p>(1)評点：3点／5点満点 【理由】 ・全体の平均点は3.6点である。目標の進捗状況が70%で3/4に達していないため、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：3点（大型直売センターが7か所設置され、70%の進捗状況） =目標平均：3点</p> <p>方策①：3点（目標①に同じ） 方策②：5点（最終目標である460校を達成） 方策③：5点（前年度本格実施されたワントップサービスを着実に推進） 方策④：4点（着実に推進されているが、効果については今後判断される部分が残っている） 方策⑤：4点（ブランドサポート店の目標は達成されたが、効果については今後判断される部分が残っている） =方策平均：4.2点</p> <p>*平均点=3.6点</p> <p>(3)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010年度において大型直売センターを3か所設置し、目標が達成されるよう期待する。 ・諸方策については、事業の効果を把握するよう努めることが必要である。

政 策 別 評 価 表 (3-7)

政策22(産業人材育成と就職支援)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 高等職業技術校の再編や専修学校などの連携により、若者や女性や中高年代など働く意欲のある県民が、職業能力を高める学びの場を確保します。国や民間と協力して「かながわ若者就業支援センター」などの連携によって適材適所の就職支援を充実します。中小企業の人材確保のために、雇用戦略指導やアドバイザー派遣などを実施します。ニート対策などに取り組むNPOを支援します。</p> <p>【目標】 ○若年失業率(15~24歳)を7.3%（2005年）から7%未満に改善。</p> <p>【具体的な方策】 ①総合職業技術校の整備 ②職業人材育成ネットワークの強化 ③仕事探しの総合支援体制の構築 ④中小企業の人材確保支援 ⑤ニート・フリーター対策による若者職業自立支援の推進</p> <p>【期限】 ○2007年度に計画策定し同時に事業に着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト7「就業支援の充実と産業人材の育成」、18「青少年が豊かに育ち、自立できる社会づくり」) <ul style="list-style-type: none"> ・<u>若年失業率（目標）</u> …戦略プロジェクト7の目標 ・<u>総合職業技術校の整備（方策①）</u> … 戦略プロジェクト7の構成事業4「総合型職業技術校の整備及び民間機関との連携強化による産業人材育成の推進」の取組内容「東部総合職業技術校の整備」、「西部方面職業技術校(仮称)の整備」 ・<u>職業人材育成ネットワークの強化（方策②）</u> …戦略プロジェクト7の構成事業4の取組内容『「かながわ人材育成支援センター』でのキャリアコンサルティングの実施』 ・<u>仕事探しの総合支援体制の構築（方策③）</u> …戦略プロジェクト7に構成事業1「フリーター等の就業支援」 ・<u>中小企業の人才確保支援（方策④）</u> …実施計画(政策分野別)の小柱「中小企業の経営革新への支援」「就業支援と労働環境の整備」「産業・雇用の環境変化に対応した人材育成」 ・<u>ニート・フリーター対策による若者職業自立支援（方策⑤）</u> …戦略プロジェクト7の構成事業1「フリーター等の就業支援」、戦略プロジェクト18の構成事業3「ひきこもりなど自立に困難を抱える青少年への支援」の取組内容「居場所づくりや自立支援に取り組むNPOなどへの支援」 </p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○若年者(15~24歳)完全失業率 2006年平均 6.6%、2007年平均 6.7%、2008年平均 6.2%、2009年平均 7.5%</p> <p>(2) 具体的な方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・東部総合職業技術校開校の愛称を公募し「かなテクカレッジ」に決定。平成20年4月に開校。 ・西部方面職業技術校(仮称)整備工事の基本設計(秦野市桜町)完成(H20.3)。整備予定地(元大秦野高校)除却工事の着手(H22.3) ②・「かながわ人材育成支援センター」を藤沢合同庁舎内に移転し、併せてハード・ソフトの機能を充実。 ・開発した職業能力開発プログラム等(「女性の再就職支援プログラム」など)(H19・20・21) ・かながわ人材育成支援センターの職業能力開発の相談実績 個人相談 H19: 3,120件、H20: 3,663件、H21: 4,232件 (H22.1末) 中小企業等相談 H19: 1,690件、H20: 1,620件、H21: 1,801件。 ③・「かながわ若者就職支援センター」においてキャリアカウンセリング等 19年度利用者数延べ11,871人(うちカウンセリング10,008人) 就職695人、職業訓練等進学者84人、パート等88人、20年度延べ利用者数14,085人(うちカウンセリング11,540人) 就職619人、職業訓練等進学者184人、パート等80人、21年度(H22.1月末現在) 延べ利用者数14,860人(うちカウンセリング利用者11,142人) 就職者数538人、職業訓練等進学者数185人、パート・アルバイト125人 ・「シニア・ジョブスタイル・かながわ」で中高齢者の多様な就業ニーズに対応、19年度延べ利用者数 9,579人、20年度延べ利用者数15,088人、21年度(H22.1月末現在) 延べ利用者数14,972人。 ④・安心して働ける労働環境を整備するため、職場におけるメンタルヘルス対策、労働時間の短縮に向けた啓発、仕事と家庭の両立支援の取組みなどを実施。 ・職業技術校各校において、中小企業へのインターンシップを実施。(19年度329人、20年度232人、21年度190人) ⑤・NPOと協働し、就労体験等の実践活動をモデル的に実施し、「自立支援プログラム」取りまとめ(19年度)。20年度は実践活動をNPOと協働で実施したほか「自立支援事例集」作成。 ・「かながわ若者就職支援センター」を中心とした就業支援を実施。 ・県内企業の若年者雇用に関する意向調査を行い、19年度に「かながわ若手人材活用セミナー」開催。20年度は若年者と企業の出会いの機会の創出、年長フリーター等を対象とした支援セミナー、中小企業等を対象とした企業交流会、採用活動支援セミナーを実施。 ・21年度も引き続き20年度と同様の事業を実施 	<p>(1)評点：3点／5点満点</p> <p>【理由】 ・全体の平均点は3.2点である。方策は全体的に着実に進捗しているが、目標の達成状況は悪化したため、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点 (+理由) 目標①：3点(過去2年間達成していた目標が2009年は未達成で、大きく悪化した。しかし緊急若年者就職支援対策の強化などの適切な対応を評価し、3点とした。) =目標平均：3点</p> <p>方策①：3点(東部校はすでに開校、西部校は予定地の除却工事に着手)</p> <p>方策②：4点(支援センターの実績は着実に上がっている)</p> <p>方策③：4点(総合支援体制の構築について、実績は着実にあがっている)</p> <p>方策④：3点(インターンシップの人数は伸び悩んでいるが、着実に実施している。)</p> <p>方策⑤：3点(前年同様の事業を着実に実施している。) =方策平均：3.4点</p> <p>*平均点=3.2点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・目標である若年失業率の改善が一転して悪化の方向へと向かったため、さらなる対応が急務である。 ・諸方策については、アウトカムの把握に務めていただきたい。</p>

分野別評価表(IV 環境)

1. 政策別評価の結果(まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点: 4点(5点満点) 【理由】	・CO2削減目標の達成は絶望的。地球温暖化防止に対する県民意識を盛り上げるためにのキャンペーン等をさらに強力に推進する必要がある。
政策23(神奈川発・地球温暖化対策)	3点	・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」制定という目標はほぼ達成 ・しかしCO2排出量の削減は進んでおらず、目標達成は難しい。	CO2削減に向けた県民運動を盛り上げるよう努力してほしい。	・「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例」の制定という目標はほぼ達成したが、肝心のCO2排出量の削減は進んでいない。 ・マイアジェンダの推進など県の努力は認めるが、さらなる積極的な取り組みが必要 ・政策24の電気自動車は市販が開始され、県民の関心も高まってことから2ポイントのアップとなった。 ・環境共生の都市づくりについても、みどりのスペースが目標を達成するなど、着実に成果を上げていると評価できるが、環境共生都市の具体的な姿はまだ見えてきていない。 ・政策27の丹沢大山の再生と花粉症対策については、継続事業も含めて事業は着実に進捗していると評価できることから、1ポイントのアップとした。	
政策24(究極のエコカー電気自動車の開発普及)	4点	・電気自動車は市販が開始され、普及に向けた環境整備も着実に進んでいると評価できる。	・目標②と③は達成年度が2015年であるので、目標達成に向けて計画的に事業を進めてほしい。 ・「EVイニシアティブかながわ」を県民にアピールするイベントにもっと力を入れるべき。		
政策25(環境共生の都市づくり)	4点	・みどりのスペースは目標をほぼ達成。 ・里山竹林保全再生モデル地区も着実に増えている。 ・環境共生都市の具体的な姿はまだ見えてきていな。	・廃棄物減量化、リサイクル率向上、不法投棄防止はさらなる取り組みの強化が必要。		
政策26(なぎさと川の保全・再生)	3点	・海岸浸食対策計画の22年度策定に向けた努力を評価した。	・22年度中の海岸浸食対策計画の策定と速やかな実施を期待する。		
政策27(丹沢大山の再生と花粉症対策)	4点	・継続事業を含めて事業は着実に進展している。 ・目標①は50年構想だが、それ以外の目標の達成度は4点以上。	・森林再生の意義をもっと県民にアピールする必要がある。 ・学校教育との連携をもっと考えてよいのではないか。		
平均点	3.6点	—	—		

政 策 別 評 価 表 (4-1)

政策 23 (神奈川発・地球温暖化対策)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果												
<p>【政策】 「待ったなし」の状況にある地球温暖化対策を地域から推進するために、県として「神奈川県温暖化対策推進条例（仮称）」を制定します。また、条例に基づき、県民・N P O、企業、行政が連携して、二酸化炭素の排出削減、省エネルギー対策、新エネルギーの活用、産業廃棄物対策、マイアジェンダ登録等に取り組むことにより、県内の二酸化炭素排出量を削減します。</p> <p>【目標】 ○「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例（仮称）」を制定。（再掲） ○2010 年までに県内の二酸化炭素排出量を 6,578 万トン（1990 年時点の排出量）まで削減。 ○マイアジェンダ登録数を 10 万人に倍増。</p> <p>【具体的方策】 ①「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」の制定（再掲） ②事業者の二酸化炭素排出量削減に対する支援 ③クリーンエネルギー自動車の普及促進 ④家庭における温暖化対策の啓発・キャンペーン</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト 28 「地球温暖化対策の推進」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>二酸化炭素排出量削減（目標）</u> … 戰略プロジェクトの目標 ・ <u>マイアジェンダ登録数（目標）</u> … 構成事業 2 「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」に取組内容「個人のマイアジェンダ登録者の拡大」(2010 年度累計 100,000 件) ・ <u>事業者の二酸化炭素排出量削減に対する支援（方策②）</u> … 構成事業 1 「事業活動のグリーン化」 ・ <u>クリーンエネルギー自動車の普及促進（方策③）</u> … 構成事業 3 「クリーンな自動車社会の実現」の取組内容「電気自動車（EV）等低公害車の導入促進」 ・ <u>家庭における温暖化対策の啓発・キャンペーン（方策④）</u> … 構成事業 2 「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」の取組内容「インターネット環境家計簿の整備・利用者の拡大」 ・ 「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例（仮称）」の制定（目標・方策①） <p>→ 条例 2</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」21 年 6 月定例会で可決、7 月公布、10 月一部施行 → 条例 2</p> <p>○県内の二酸化炭素排出量 2005 年 7,334 万トン 2006 年 7,161 万トン 2007 年 7,725 万トン 2008 年（速報値）7,278 万トン</p> <p>○マイアジェンダ登録数</p> <table> <tr> <td>個人登録数</td> <td>19 年度</td> <td>52,474 人</td> <td>〈年間登録者数 4,655 人〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20 年度</td> <td>65,849 人</td> <td>〈年間登録者数 13,375 人〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21 年度（1 月末）</td> <td>76,249 人</td> <td>〈年間登録者数 10,400 人〉</td> </tr> </table> <p>(2)具体的方策の取組み</p> <p>①→ 条例 2</p> <p>②・ インベスト神奈川の助成制度で環境マネジメントシステムの認証取得で助成率を優遇する措置を設けた（H19.8）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向け環境マネジメントシステム説明会（H19.20.21）、中小企業を対象に無料省エネ診断事業を実施（H20.10～） ・ クールネッサンス宣言「エコファイナンスプロジェクト」における支援策を実施。具体的には、中小企業制度融資「クールネッサンス特別融資」の創設。横浜銀行が本県との連携策として「クールネッサンス特別融資」の中で、自主的な金利優遇措置を実施（H20.8～） ・ 二酸化炭素削減対策事例集の作成（21 年度） ・ 地球温暖化対策推進条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度（22 年 4 月施行）を活用した中小事業者向け支援として、省エネ相談窓口の開設、無料省エネ診断の充実、設備投資に対する補助制度の創設等を検討（21 年度） ③・ 天然ガス自動車、ハイブリット自動車、新長期規制適合車のトラック等への導入補助を実施。（H19：110 台、H20：93 台） ④・ ホームページ「かながわの環境」の中に、インターネット版環境家計簿「かながわ環境家計簿 エコボ」を開設（H20.1）。登録者数 1079 人（H22.1 末） ・ 20 年度は「クールネッサンス宣言」のリーディング・プロジェクトである「“NO”白熱球プロジェクト」の一環として、環境月間（6 月）や温暖化防止月間（12 月）などに、「街頭キャンペーン」を実施し、家庭で出来る身近な温暖化対策として、「白熱球から電球形蛍光灯への交換」を呼びかけた。 ・ 21 年度は引き続き「NO 白熱球プロジェクト」を展開し、大規模な集客が見込まれるイベント会場やサッカー競技場などでキャンペーンを実施した。また、これまで、マイアジェンダ登録者に限定していた「エコボ」の利用を一般にも開放し、参加者の増加を図った。 	個人登録数	19 年度	52,474 人	〈年間登録者数 4,655 人〉		20 年度	65,849 人	〈年間登録者数 13,375 人〉		21 年度（1 月末）	76,249 人	〈年間登録者数 10,400 人〉	<p>(1)評点：3 点／5 点満点 【理由】 ・ 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」は制定という目標はほぼ達成 ・ しかし CO2 排出量の削減は進んでおらず、目標達成は厳しい。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：4 点（条例のうち計画書制度と事業登録は 2010 年 4 月 1 日施行） 目標②：1 点。2007 年に CO2 が急増したのは柏原原子力発電所の運転停止の影響。2008 年には景気悪化から CO2 は減少したが、目標達成は厳しい。 目標③：3 点。マイアジェンダ登録数は着実に増えているが、10 万人という目標達成にはさらなる努力が必要（2009 年度の達成率は 54%） 目標の平均点=2.7</p> <p>方策①：4 点 方策②：3 点（制度は講じている） 方策③：2 点（実績は伸びていない） 方策④：3 点（エコボの一般開放など取り組みの強化が図られた）</p> <p>方策の平均点=3 点 全体平均=2.85</p> <p>(3)今後の課題その他 CO2 削減に向けた県民運動を盛り上げるよう努力してほしい。</p>
個人登録数	19 年度	52,474 人	〈年間登録者数 4,655 人〉												
	20 年度	65,849 人	〈年間登録者数 13,375 人〉												
	21 年度（1 月末）	76,249 人	〈年間登録者数 10,400 人〉												

政 策 別 評 価 表 (4-2)

政策 24 (究極のエコカー電気自動車の開発普及)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 二酸化炭素の排出抑制等に効果がある電気自動車の普及を図るために、「神奈川県電気自動車普及構想」に基づき、企業・大学の技術開発を支援し、電気自動車の機能向上・低廉化を図るとともに、その受け皿としてのインフラを整備します。</p> <p>【目標】 ○2010 年までに電気自動車の市販開始。 ○電気自動車の普及を促進し、県内（全乗用車数 300 万台）において 3,000 台以上（県内乗用車の 1,000 台に 1 台）を普及（2015 年目標）。 ○電気自動車の普及にあわせ「急速充電ステーション」を県内に 150 基設置（2015 年目標）。</p> <p>【具体的な施策】 ①企業による研究開発の支援 ②モデル地区事業の実施 ③EV 用リチウム電池の検討 ④急速充電スタンドの設置 ⑤電気自動車の誘導策（メリットシステム）の実施</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト 28 「地球温暖化対策の推進」)</p> <p>・電気自動車(EV)の普及推進（目標）、企業による研究開発の支援（方策①）、モデル地区事業の実施（方策②）、EV 用リチウム電池の検討（方策③）、急速充電スタンドの設置（目標、方策④）、電気自動車の誘導策（方策⑤）…構成事業 3 「クリーンな自動車社会の実現」の取組内容「電気自動車(EV)等低公害車の導入促進）</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○電気自動車の市販開始。21 年度末の県内の普及台数は約 250 台。 ○電気自動車の普及を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・行政業務における EV の実証試験実施 (H19.9~) ・警察業務における EV の実証試験実施 (H20.7~) ・電気自動車の公用車への導入 (H21.7~) 県は 21 年度に 14 台を購入。 ・かながわ電気自動車(EV) フォーラム、かながわ電気自動車(EV) フェスティなどのイベント開催、出展等による普及啓発（実施 129 回、参加者 178,256 名（累積）） ○急速充電ステーションの設置・・県による設置は、H19：1 基、H20：3 基、H21：2 基（その他民間設置あり）</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>①・中小企業新商品開発等支援事業による EV 要素技術の開発支援 2 件 <ul style="list-style-type: none"> ・EV 関連技術の表彰による奨励 1 件 ・県内中小企業等からの EV 関連技術の受託研究 2 件 (H19、H20) ・地域産学公結集共同研究事業の開始 (H20~22 年度) ・創業期・製品化支援モデル事業による燃料電池関連技術の開発支援 6 件 ・EV 用リチウムイオン電池研究会の運営 7 回開催 ・平成 21 年度から産業技術センターにおけるリチウムイオン電池の人材育成講座（平成 22 年 2 月）を開始。 ②④・「かながわ電気自動車普及推進方策」を策定 (H20.3) <ul style="list-style-type: none"> ・「EV イニシアティブかながわ(20.4)」で、2010 年度までに県及び民間で県内 30 ヶ所程度に急速充電器を設置、2014 年度までに民間事業者の協力で 100V・200V コンセントを合計 1,000 基を整備、2009 年度以降、EV をレンター・タクシーなどで利用するモデル事業の実施などを発表。 ・横浜地区で EV シェアリングモデル事業の実施 (H21.9~) ・急速充電器の整備目標を 2014 年度までに県内 100 基に変更。21 年度末で、県内に累計 55 基の急速充電器を整備 ③・「EV 用リチウムイオン電池研究会フォーラム」開催 (H19、H20、H21)。 <ul style="list-style-type: none"> ・急速充電器を開発する県内中小企業に、19 年度に開発費の一部を補助するとともに、その成果を生かし開発した急速充電器が、20 年度神奈川工業技術開発大賞の地域環境技術賞を受賞。 ⑤・「EV イニシアティブかながわ(20.4)」で、21 年度から国の補助金の半額上乗せ補助、県直営有料駐車場での料金割引、高速道路料金の割引（県内区間での ETC 利用に限定）などを発表。 <ul style="list-style-type: none"> ・県管理の駐車場で駐車場料金の割引を開始 (H21.4~) 、電気自動車導入補助開始 (H21.6~) 、高速道路料金の割引を開始 (H21.6~) ・電気自動車の導入補助 (77 台) </p>	<p>(1)評点：4 点／5 点満点 【理由】 ・電気自動車は市販が開始され、普及に向けた環境整備も着実に進んでいると評価できる。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：5 点 目標②：3 点（公用車に 14 台購入） 目標③：4 点（2010 年までに県と民間で 30 基設置という県の目標はクリアした） *目標の平均点 = 4</p> <p>方策①：4 点 方策②・④：4 点 方策③：4 点 方策⑤：4 点 *方策の平均点 = 4 点</p> <p>全体平均 = 4 点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・目標②と③は達成年度が 2015 年であるので、目標達成に向けて計画的に事業を進めてほしい。 ・「EV イニシアティブかながわ」を県民にアピールするイベントにもっと力を入れるべき。</p>

政 策 別 評 価 表 (4 - 3)

政策 25 (環境共生の都市づくり)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 暮らしの豊かさを実感できる「環境共生都市づくり」を目指して、「ツインシティ」構想を推進します。「環境共生のための 1 % システム」を導入し、環境にやさしい工法やリサイクル資材などの利用を進めます。緑の回廊構想の推進や里山の保全・再生などにより、都市の緑の保全と創出を図ります。また、県民・企業と協働して廃棄物処理のリサイクル率の向上に取り組みます。</p> <p>【目標】 ○すべての県の公共工事で環境配慮型を推進。 ○「みどり量」を 4 年後までに 1000 ヘクタール増加（対 2004 年度比）。 ○里山竹林保全再生モデル地区 4 年間で 15 地区。</p> <p>【具体的な方策】 ①環境共生都市の実現 ②「環境共生のための 1 % システム」の導入 ③都市緑化の推進や里山・竹林の保全・再生 ④廃棄物の減量化やリサイクル率の向上</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト 28 「地球温暖化対策の推進」、29 「循環型社会づくり」、31 「都市と里山のみどりの保全と活用」、35 「環境共生モデル都市圏の形成」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公共工事の環境配慮型の推進（目標、方策②）</u> …主要施策 702 「環境への負荷を軽減するまちづくり」。環境共生のための 1 % システムの導入については、主要施策 609 「事業者・消費者として県の環境配慮への率先的取組み」 ・<u>みどり量（目標）</u> …戦略プロジェクト 31 の目標「市街地におけるみどりのスペース」（2004 年度実績の市街地のみどりのスペースに対し 973ha 増加）。 ・<u>里山・竹林の保全再生（目標、方策③）</u> …戦略プロジェクト 31 の構成事業 4 「里地里山づくりの推進」の取組内容「里地里山の保全、再生及び活用に関する条例（仮称）の制定」、「里地里山・竹林の保全活動への支援（2010 年度累計 15 地区）」 ・<u>環境共生都市の実現（方策①）</u> …戦略プロジェクト 35 の構成事業 5 「ツインシティの整備と環境共生型プロジェクトの促進」 ・<u>都市緑化の推進（方策③）</u> …主要施策 707 「都市公園などの整備」 ・<u>廃棄物の減量化やリサイクル率の向上（方策④）</u> …戦略プロジェクト 29 	<p>(1)目標の達成状況 ○公共工事の環境配慮型の推進→方策② ○市街地におけるみどりのスペース 2008 年度 47,851ha (2004 年度実績 46,927ha に対して 924ha 増加) ○里山竹林保全再生モデル地区（21 年度 11 地区）</p> <p>(2)具体的な方策の取組み</p> <p>①・平塚市大神地区で環境実態調査を完了（19～21 年度）。 <ul style="list-style-type: none"> ・寒川町倉見地区で環境への影響について予測・評価に着手（H21） ・第 6 回線引き見直しにおける保留区域設定に向け、大神・倉見両地区で地元説明会やアンケート調査等実施（19～20 年度）。 ・平塚市側と寒川町側を結ぶ（仮称）ツインシティ橋及び寒川町側の接続道路に係る環境実態調査完了。予測、評価実施（H19～21）。 ・「ツインシティ整備に係る企業・大学懇談会」から知事へまちづくりへの提言書を提出（H20.11）「環境と共生するまちづくり検討会」の開催（H21）など。 ・平塚市大神地区で、事業実施に向けて「ツインシティ大神地区土地区画整理組合設立準備会」が発足。（H21 年度） </p> <p>②・「環境配慮ステップ UP+1 (ONE) システム」を構築。環境に配慮した新たな工法や設備等の導入に努め、環境配慮の取組みをさらに向上させる（ステップ UP）と、従来の取組みに一工夫加えた象徴的な取組み（プラスワン）を促すこととした。</p> <p>・20 年度及び 21 年度は、公共工事については前年度実施の取組み及び翌年度実施予定の +1 (ONE) の取組みを公表。20 年度に既存県有施設 16 施設について省エネルギー調査を実施し、CO₂ やエネルギーの削減量及び費用対効果等から総合的に判断して改修計画を策定。</p> <p>・県土整備部公共工事グリーン調達基準等を改定して建設リサイクル資材を率先利用するしくみを構築。率先利用資材数 1,010 認定（22.2）</p> <p>③・21 年度は、あいかわ公園 0.7ha、おだわら諏訪の原公園 1.3ha、境川遊水地公園 0.7ha（見込み）など都市公園の整備を進めた。</p> <p>・緑の回廊構想については説明会開催。ケーススタディ調査を実施（H19～20）、緑のネットワークに関するモデルケース案をまとめる。</p> <p>・普及啓発用の構想冊子（500 部）およびリーフレット作成（3,000 部）。</p> <p>・神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行（H20.4.1）。20 年度はモデル地区である厚木市七沢地区他 6 地区、21 年度は 5 市 7 団体に対し里地里山の保全等の活動に対して支援等。</p> <p>④・排出量等 19 年度 <一般廃棄物> 排出量：334 万 t、再生利用率：25%、最終処分量：32 万 t、<産業廃棄物> 排出量：1,836 万 t、再生利用率：38%、最終処分量：152 万 t。不法投棄対策について、夜間早朝の監視パトロールの回数増加等を図る。21 年度は、事業者、団体、市町村及び県が「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」を行い、レジ袋削減の取組を開始。</p>	<p>(1)評点：4 点／5 点満点 【理由】 ・みどりのスペースは目標をほぼ達成。 ・里山竹林保全再生モデル地区も着実に増えている。 ・環境共生都市の具体的な姿はまだ見えてきていない。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：4 点（代表的な公共工事では環境配慮が実践されている） 目標②：5 点（92.4%） 目標③：4 点（モデル地区指定は目標の 4 分の 3 まで増加）</p> <p>* 目標の平均点 = 4.3 点</p> <p>方策①：1 点（調査を実施した段階） 方策②：4 点（木製ガードレールの設置など評価できる取り組みが多く見られる） 方策③：4 点（里山（目標③）が 4 点のため） 方策④：4 点（一般廃棄物の排出量は減少し、再生利用率も向上している。一方、産業廃棄物の排出量は増加しているのに最終処分量は減っていることに注意する必要がある）</p> <p>* 方策の平均点 = 3.3 点</p> <p>* * 全体の平均点 = 3.8 点</p> <p>(3)今後の課題その他 廃棄物減量化、リサイクル率向上、不法投棄防止はさらなる取り組みの強化が必要。</p>

政 策 別 評 価 表 (4-4)

政策 26 (なぎさと川の保全・再生)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 なぎさと相模川・酒匂川を一体と捉え、N P Oなども含めなぎさと川を保全・再生する総合的な体制を整備し、「なぎさづくり促進協議会」や山梨県とも連携し、自然環境の保全や海岸侵食対策、不法投棄防止に取り組みます。また、「なぎさと川と共生するまちづくり」を展開します。</p> <p>【目標】 ○「海岸侵食対策計画」の策定。 ○旧吉田邸の保存・整備に 2009 年度に着工し、2012 年度に開園。</p> <p>【具体的な方策】 ①なぎさと川を保全・再生する体制の整備 ②海岸侵食への総合対策の実施 ③不法投棄ごみ対策の総合的な取組み ④「なぎさと川と共生するまちづくり」の推進</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。一部は県・市町村の負担金等で対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト 29 「循環型社会づくり」、36 「相模湾沿岸地域の魅力の保全・発信」、38 「安全で活力ある県土づくり」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>海岸侵食対策計画（目標、方策②）</u> …戦略プロジェクト 36 の構成事業 1 「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり・川づくり」の取組内容「砂浜の回復と保全」（海岸侵食対策計画の策定） ・ <u>旧吉田邸の保存・整備（目標、方策④）</u> …戦略プロジェクト 36 の構成事業 5 「旧吉田邸の保存・整備」 ・ <u>なぎさと川を保全・再生する体制の整備（方策①）</u> …なぎさに関わる市民団体のネットワークづくりは、戦略プロジェクト 36 の構成事業 7 「地域資源を生かした魅力ある地域づくり」、市民団体のネットワークづくりは、戦略プロジェクト 36 の構成事業 7 「地域資源を生かした魅力ある地域づくり」 ・ <u>不法投棄ごみ対策の総合的な取り組み（方策③）</u> …戦略プロジェクト 29 の構成事業 4 「不法投棄の防止対策の推進」 ・ <u>なぎさと川と共生するまちづくり（方策④）</u> …戦略プロジェクト 38 の構成事業 4 「『神奈川やすらぎの道』の整備」（邸園文化圏再生構想→政策 20） 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「海岸侵食対策計画」の策定→方策② ○旧吉田茂邸の保存・整備→方策④ <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・行政の総合的な体制の整備について、さがみ湾文化ネットワーク構想の取組みの進捗とあわせ、同構想の点検作業を通じて行うこととし 20 年度はあり方を検討。21 年度は取組状況の情報を共有 ・市民団体のネットワークづくりについて、相模湾沿岸で環境学習活動を行っている団体を中心に「相模湾海辺の環境学習フォーラム」や「相模湾アカデミー」を実施(H19・20・21)。20 年度は県と市民団体で構成する相模湾アカデミー連絡会を設置 (20.7)。 ・海辺での環境学習活動等について幅広い関係者の意見交換を行うため「相模湾海辺の環境学習ネットワーク会議」を開催。(H22.1) ・「相模湾アカデミー」の団体間の連携や活動をより一層活性化するため「相模湾アカデミー展示会」を開催 (H22.3)。 ②・侵食対策計画策定のために、海岸への大規模な養浜及び河川内の置き砂を行い、侵食メカニズムの究明に必要なモニタリング、調査を実施。海岸毎の特性に合った侵食対策計画を検討。 ・相模ダムの堆積土砂を有効利用するための基本的事項についての県土整備部と企業庁の間で協定に基づき、相模ダムの堆積土砂を利用した茅ヶ崎海岸へ大規模な養浜を行った。(H19・20) ・なぎさづくり促進協議会を開催し沿岸横断的な連携を図る。国へ予算措置、技術支援の要望等。なぎさシンポジウム(4 回)を開催し、侵食対策への取り組みについて県民へ啓発活動を行った。 ③・海岸などのポイ捨て禁止の条項を含んだ「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の施行 (H19.4)。 ・条例制定に伴い、海岸美化を幅広く県民に呼びかけるキャンペーン事業として企業や N P O、市町村を構成員とする実行委員会を設置し、ビーチクリーンかながわを開催(H19.20)。 ・20 年度は、新たに相模川における不法投棄一掃キャンペーンを実施。実施に当たっては、企業や N P O 等を構成員とする「リバーアクションかながわ 2008 実行委員会」を設置して取り組んだ。 ・21 年度は「リバーアクションかながわ 2009」及び国の緊急雇用創出事業を活用し、効率的な清掃が難しい岩礁地帯等の清掃や海岸に漂着したごみ等の組成分析に関する調査等を実施。 ④・さがみグリーンライン（自転車道）は、海老名市河原口から寒川町一之宮までの延長約 10 km 区間にについて重点的に整備。 ・酒匂川サイクリングコース整備事業（小田原市事業）に対し、財政支援を実施。堤防護付工及び狩川渡河橋工事を継続実施。 ・旧吉田茂邸の保全・活用に向け都市公園化への測量、整備計画策定、建物調査等を実施し都市計画決定。用地買収を実施 (H21) ・邸園文化圏再生構想→政策 20 <p>(3) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度（2010 年度）を目指す「海岸侵食対策計画」を策定。 	<p>(1)評点： 3 点／5 点満点 【理由】 ・海岸侵食対策計画の 22 年度策定に向けた努力を評価した。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点（+理由） 目標①： 3 点（21 年度に具体的な計画案を検討） 目標②： 3 点（21 年度に県は用地買収を実施）</p> <p>* 目標の平均点 = 3 点</p> <p>方策①： 3 点（体制整備に向けた諸施策が講じられている） 方策②： 2 点（総合対策のための海岸侵食対策計画は 22 年度中に策定予定） 方策③： 3 点（キャンペーン等の努力は評価できる。不法投棄量は減少傾向にあるが、不法投棄件数は 20 年度に上昇に転じており、注意が必要） 方策④： 3 点</p> <p>* 方策の平均点 = 2.8 点</p> <p>* * 全体の平均 = 2.9 点</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22 年度中の海岸侵食対策計画の策定と速やかな実施を期待する。

政 策 別 評 価 表 (4-5)

政策 27 (丹沢大山の再生と花粉症対策)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県土の4割を占める森林の豊かな恵みを子や孫に手渡すため、森林の再生に向けて水源環境の保全・再生や丹沢大山の自然再生などの取組みと一体となって、「未来につなぐ森づくり～かながわ森林再生50年構想～」を推進します。また、花粉の出ない森づくりを推進します。</p> <p>【目標】 ○人工林面積を50年間で半減し 自然の広葉樹林に転換。 ○水源の森林の確保面積を6000 ヘクタール増加。 ○丹沢の奥山をシカの採食から 守るため植生保護柵を100ヘ クタール設置。 ○里山竹林保全再生モデル地区 を15地区設定。</p> <p>【具体的な方策】 ①水源の森林づくり事業の推進 ②丹沢大山の自然再生 ③天然更新による混交林づくりと 広葉樹の植樹 ④花粉の出ない森づくり ⑤森林再生への県民参加促進と 「成長の森」の育成 ⑥県産木材の有効活用促進によ る林業振興</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替え で対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」、30「丹沢大山の自然再生の推進」、32「水源環境の総合的な保全・再生」) ・<u>混交林づくりと広葉樹の植樹(目標、方策③)</u> …戦略プロジェクト32の「めざすがた」の記載「自然力の利用や広葉樹の植栽による混交林づくり」 ・<u>水源の森林づくり事業の推進(目標、方策①)</u> …戦略プロジェクト32の目標「水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積」(2010年度14,100ha) ・<u>植生保護柵(目標)</u>…戦略プロジェクト30の構成事業1「ブナ林の再生と希少動植物の保全」の取組内容「植生保護柵の設置」「土壤保全対策の実施」、構成事業2「人工林と溪流生態系の再生」の取組内容「溪畔林の整備」 ・<u>ダム湖の環境基準達成(方策①)</u>…主要施策621「水源環境保全・再生を支える取組みの推進」、主要施策622「水源地域の水環境の保全」 ・<u>丹沢大山の自然再生(方策②)</u>…戦略プロジェクト30、構成事業4「自然公園の適正利用の推進」の取組内容「パークレンジャー制度の導入」 ・<u>花粉の出ない森づくり(方策④)</u>…戦略プロジェクト32の構成事業1「森林の保全・再生」の説明「花粉の少ない森づくりを進める」 ・<u>森林再生への県民参加促進(方策⑤)</u>…戦略プロジェクト32の構成事業1の説明「県民と協働した神奈川らしい森林づくり」、主要施策620「県民との協働による水源の森林づくり」 ・<u>県産木材の有効活用促進(方策⑥)</u>…戦略プロジェクト6の構成事業4「県産木材の有効活用の促進」、構成事業5「森林づくりを支える民間組織の育成・強化」 ・<u>里山竹林保全再生モデル地区(目標)</u> →政策25</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○混交林づくりと広葉樹の植樹→方策③ ○水源林の確保 H19: 1,382ha、H20: 1,427ha、H21: 1,400ha (見込み) ○植生保護柵の設置等 H19: 9.8ha、H20: 59.4ha、H21: 100.8ha (見込み) ○里山竹林保全再生モデル地区→政策25</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>①・水源分収林、水源協定林及び買取りによる整備対象森林の確保を行うとともに、確保した森林の整備、管理を行った。また、協力協約の締結及び整備への補助を行った。 ・相模湖・津久井湖は、水の汚濁状況を示す一般指標となるBOD、については、環境基準を達成している。 ・エアレーション装置の運転によりアオコの異常発生を抑制。 ・津久井湖沼本地区の植物浄化施設が(37,800m²)稼動。</p> <p>②・「かながわパークレンジャー」を3名で発足(H19.9)し、21年度は巡視・補修作業96回、全登山道を踏破し施設の補修、イベント等実施参加51回(1月末時点)</p> <p>③・水源協定林について、人工林の間伐等を行い、混交林へ誘導(施策実施H19: 609ha、H20: 666ha、H21: 762 ha (見込み))</p> <p>④・県内生産の苗はすべて花粉の少ないスギで対応、20年には東京都の花粉対策事業に2万5千本、21年には1万5千本供給。 ・全国に先駆けて花粉の少ないヒノキを選抜し、20年春に初めて千本供給、21年春出荷苗では、ほぼ全量が花粉の少ないヒノキとなった。また、国内で初めて無花粉スギの実生苗生産と実用化に成功し、平成22年春には初出荷。</p> <p>⑤・森林再生への県民の理解と協力を得るため、育樹の集い、水源林の集いや街頭キャンペーン、成長の森事業の実施、定着型ボランティアの募集。成長の森事業参加 H19: 2,205名、H20: 287名、H21: 920名 (見込み)、定着型ボランティア参加 H19: 7団体、H20: 5団体、H21: 2団体 (見込み)</p> <p>⑥・県産木材の生産から加工、消費に至る一連的な取組の推進により、県民の県産木材に対する理解が醸成されるとともに、県の成果目標である木材生産量(H21: 16,000 m³)の着実な実行が図られる見込み。県産木材の产地認証管理(H19: 9,586 m³、H20: 10,758 m³、H21見込: 12,200 m³)、木造公共施設及び学校等における内装木質化等(H19: 5箇所、H20: 8箇所、H21: 8箇所)、県産木材住宅の普及PR(H19: 35棟、H20: 45棟、H21: 38棟)、「森林循環フェア」開催(H19、20、21)、県産木材を使用した庁舎木質化(H19: 本庁舎1階廊下/腰壁)など。</p>	<p>(1)評点: 4点／5点満点 【理由】 ・継続事業を含めて事業は着実に進展している。 ・目標①は50年構想だが、それ以外の目標の達成度は4点以上。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 3点 (50年計画のため) 目標②: 4点 (進捗度は70%) 目標③: 5点 (目標達成) 目標④: 4点</p> <p>*目標の平均点=4点</p> <p>方策①: 4点 (目標②と連動) 方策②: 4点 (パークレンジャーの活動を評価) 方策③: 4点 (施業面積は着実に増加) 方策④: 5点 (実用化と安定供給は実現) 方策⑤: 3点 (成長の森参加者は増加) 方策⑥: 4点</p> <p>*方策の平均点=4点</p> <p>**全体の平均点=4点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・森林再生の意義をもっと県民にアピールする必要がある。 ・学校教育との連携をもっと考えてよいのではないか。</p>

分野別評価表（V 先進のマネジメント）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等		
政策28（新たな行財政改革でスマートな県庁）	5点	・プライマリーバランス黒字化、職員数・人件費削減、県税事務所の事務の外部委託の3つで目標を達成するなど大きな成果があがっている。	・税収が落ち込むなか、臨時財政対策債を考慮しても、県中期財政見通し(22年～26年)では5年間で10兆円の財源不足が見込まれている。今後の推移には注意が必要である。	評点：4点（5点満点）	<ul style="list-style-type: none"> ・政策29の財務会計改革では、総務省方式改定モデルによる財務諸表の作成・公表を行ったものの改革は緒についたばかりである。財源・人員不足等を理由に後回しにすることなく、複式簿記・発生主義会計導入など山積する課題について着実な実施計画の策定と履行が望まれる。
政策29（県民と協働する県政）	3点	・県民公募委員配置の徹底は、現行の懇話会等の委員任期が終了するまで新たな公募委員を設置できないため評価が低くなつた。	・総務省方式改定モデルによる財務諸表を作成・公表したが、インフラ資産評価、複式簿記・発生主義会計の導入スケジュールの策定等、今後検討・着手すべき課題が多くある。	<p>【理由】</p> <p>・分野全体の評点は昨年度に比べ1点上がった。平均点推移(3.4→3.6)でわかるとおり各政策で着実な進展がみられた。とくに政策28は県税事務所の事務の外部委託が進むなど大きな成果があがっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策28において21年度1,599億円発行の臨時財政対策債は、地方交付税の振替とみなしプライマリーバランスの計算から除いた。その結果、プライマリーバランス黒字化を達成したと判断した。
政策30（政策主導の組織マネジメント）	4点	・すべての部局長が「部局政策宣言」(部局長マニフェスト)を策定するとともに、その達成状況を自己評価し報告・公表していることは大きく評価できる。	・「部局政策宣言」や戦略プロジェクト以外の多くの事務事業や現場でマネジメント・サイクルをいかに確立していくかが大きな課題となるだろう。	<p>・政策32の「かながわプランディング戦略」は県のイメージアップ・広報戦略と位置づけられ、「かながわスタイル」はその中心的役割を担う情報発信サイトである。しかし「かながわスタイル」が戦略と呼ぶにふさわしいものか疑問を感じる。サイトがブランド向上に貢献しているか否かを県民意識調査等何らかの形で測定する努力が必要だろう。サイトは開設して良しとするのではなく、不断の充実が求められる。サイトの今後のアクセス数の推移、コンテンツの充実等に注視したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策32の「かながわプランディング戦略」は、21年4月からプロモーションが展開となり、インターネットサイト「かながわスタイル」が公開され1年が経過した。しかしながら、現段階ではその成果がよく見えない。
政策31（新時代の人材マネジメント）	3点	・「管理職登用試験」「キャリア開発センター」「キャリア選択制(複線型人事制度)導入」はいずれも22年度導入・開設であり、着実な進展がみられる。	・22年度導入の管理職登用試験および複線型人事制度は、若手職員登用のチャンスを広げ意欲ある職員のモチベーションを上げる可能性がある一方で、専門性に特化することを選択した職員のモチベーションが低下するおそれもある。新制度の運用状況を注視したい。		
政策32（かながわブランド戦略）	3点	・21年度からかながわブランド・プロモーションの展開が始まった。	・インターネットサイト「かながわスタイル」がブランド向上に貢献しているかを何らかの形で測定する努力が必要だろう。サイトの今後のアクセス数の推移・コンテンツの充実等に注視したい。		
平均点	3.6	—	—		

政 策 別 評 価 表 (5-1)

政策28（新たな行財政改革でスマートな県庁）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 全国トップクラスの健全財政を堅持し、4年以内にプライマリーバランスの黒字化を実現します。 引き続き、県庁組織の簡素化や職員数の適正な削減など行政改革を着実に進めます。県税事務所の事務の民間委託など、仕事の進め方を全面的に見直し、必要な現場にきちんと職員を配置するとともに県民の暮らしを守る「スマートな県庁」をつくります。</p> <p>【目標】 ○全国トップクラスの財政健全度を堅持し、4年以内にプライマリーバランス黒字化。 ○職員数・人件費は、既に掲げてきた、2010年度までに「知事部局職員（病院事業庁を含む）1,500人削減」・「人件費1,500億円削減」の目標を着実に実現（対2003年度比）。 ○第三セクターを、2010年度までに18団体と半減（対2003年度比）。 ○県税事務所の事務の外部委託を実現。</p> <p>【具体的方策】 ①健全財政の堅持・充実 ②例外なき行政改革 ③県税事務所の事務などの民間委託や業務削減 ④条例サンセットシステムの導入 ⑤水道事業の広域化、経営効率化、民間活力導入への検討</p> <p>【期限】 ○プライマリーバランスの黒字化は4年以内に実現。その他は2010年度までに実現。</p> <p>【財源】○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (I-3 多様な公的サービスの担い手の活用、I-4 第三セクター等の活力向上の一層の促進、II-4 職員の効率的な配置、II-6 財政基盤の強化と経費の節減、III-2 県民から信頼される県行政の実現) 総合計画に位置づけて実施〔水道事業の広域化等〕（主要施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>健全財政の堅持・充実（目標、方策①）</u>…「II-6(4) 自主財源の確保と県債の新規発行抑制」の目標「2010(平成22)年度末までに、プライマリーバランスの黒字化を実現します。」 ・<u>職員数の削減等（目標、方策②）</u>…「II-4(2) 職員数削減の継続的取組み」の目標「知事部局（病院事業庁を含む）職員数の1,500人以上削減。（※）」、「II-6(2) 人件費の抑制」の目標「人件費の抑制見込額1,500億円（※）」 <p>※ 2003(平成15)年度当初比、2010(平成22)年度当初までの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第三セクターの削減（目標）</u>…「I-4(1) 県主導第三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善の促進」の目標「県主導第三セクターを16法人に見直し【2011(平成23)年度当初】」 ・<u>県税事務所の事務の外部委託（目標、方策③）</u>…「I-3(1) 民間活力の積極的な活用」の取組項目「県税事務の民間委託化」 ・<u>事業の棚卸しや積極的な民間委託（方策③）</u>…「III-2(3) 事業評価の充実」の取組項目「事業総点検を踏まえた事業評価の実施」、「I-3(1) 民間活力の積極的な活用」の取組項目「民間活力導入指針の見直し」 ・<u>水道事業の広域化等（方策⑤）</u>…「神奈川力構想・実施計画」の主要施策718「安全で良質な水の安定供給の推進」の記載「水道事業者間の連携による利用者サービスの向上と水道事業の効率化に向けた取組みを進めます。」 ・<u>条例サンセットシステムの導入（方策④）</u> →条例12 	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健全財政の堅持・充実→方策① ○職員数の削減等→方策② ○平成22年度当初の県主導第三セクターは20法人 ○県税事務所の事務の外部委託 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車2税の電算力入力事務および自動車税コールセンターの民間委託（20年～）、自動車税管理事務所の全支所業務の一部民間委託（22年2月～） <p>(2)具体的方策の取組み</p> <p>①・19年度は、県債発行額上限目標1,400億円から200億円以下回る1,178億円まで抑制。20年度は、当初予算編成時に比べ、県税収入が316億円減少し、減収補てん債（特例債）の追加発行を余儀なくされる中、県債発行額を1,317億円にとどめた。21年度は臨時財政対策債を1,599億円発行し、最終予算で減収補てん債（特例債）を709億円追加発行する厳しい財政状況の中、その他の県債の発行額を1,002億円にとどめるなど、可能な限り新規県債の発行抑制に努めた。 19年度▲292億円（358億円）、20年度▲183億円（609億円）、21年度▲1,388億円（211億円）、但し（）内は臨時財政対策債相当額を除いた額。</p> <p>②・22年度定数 12,909（部局7,961、他任命4,948） 15年度定数 17,569（部局11,970、他任命5,599） 知事部局削減数▲1,770（病院事業庁独法化の影響除外） ③・15年当初比22年度当初までの削減額 ▲2,557億円 ④・18年度に実施した「県の仕事の総点検」の結果を踏まえ、外部点検及び事務事業評価を実施（19年廃止4、20年廃止4、21年廃止1・見直し9）。 ・民間活力の活用を可能な限り推進するための「神奈川県民間活力活用指針」を策定（H19.10）。 ・パスポートセンター旅券申請受付業務、県営住宅滞納家賃徵収業務、水道料金未納整理業務一部等の民間委託実施 ・民間委託等により県民サービスの向上及びコストの削減が見込まれる県の業務について、民間から提案を募集する制度を創設（H22.1） ④→条例12 ⑤・「今後の水道事業のあり方を考える懇話会（18.1設置）」を開催し、答申を受けた（平成19年11月14日） ・広域的な経営調整機関として、5事業者間で「神奈川県内水道事業検討委員会」の設置を合意（20.3） ・5水道事業者の代表と4名の民間委員で構成される検討委員会を設置（20.8）し検討開始（22.2までに5回開催）</p>	<p>(1)評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】 ・プライマリーバランス黒字化、職員数・人件費削減、県税事務所の事務の外部委託の3つで目標を達成するなど大きな成果があがっている。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：5点（臨時財政対策債は地方交付税の振替であるためプライマリーバランスから除いた） リ ②：5点 リ ③：4点（2003年度35団体から15削減、達成率88%） リ ④：5点 =目標平均：4.8点</p> <p>方策①：5点（目標①） リ ②：5点（目標②） リ ③：4.5点（目標④5点、民間委託・業務削減4点） リ ④：5点（条例12） リ ⑤：4点 =方策平均：4.7点 *平均点=4.8</p> <p>(3)今後の課題その他 ・税収が落ち込むなか、臨時財政対策債を考慮しても、県中期財政見通し（22年～26年）では5年間で1兆円の財源不足が見込まれている。今後の推移には注意が必要である。</p>

政 策 別 評 価 表 (5-2)

政策29(県民と協働する県政)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 「対話からの政策づくり」をすべての県政の現場で徹底します。財務情報や政策情報などを県民に分かりやすく情報提供します。「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定や県民からの政策提案チャレンジ制度の創設により、「県民と協働する県政」をつくります。</p> <p>【目標】 ○すべての懇話会等に「県民公募委員」を配置。 ○県民からの提案事業を4年間で40本実現。</p> <p>【具体的な方策】 ① 財務会計改革(複式簿記・発生主義の導入)と財務情報などの「分かる化」の徹底 ② メディアやITの活用を通じて県民とのコミュニケーションを充実 ③ 対話型政策づくりを現場で徹底(懇話会への県民公募委員の配置の徹底と知事等の現地現場主義の徹底) ④ 県民からの「政策提案チャレンジ制度」の創設(後掲) ⑤ 「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定(再掲) </p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (Ⅲ-2 県民から信頼される県行政の実現) 総合計画に位置づけて実施〔県民の政策参加〕(主要施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県民公募委員の配置(目標、方策③)</u> … 「Ⅲ-2(2) 県民からの意見の反映」の取組項目「懇談会等への県民公募委員の登用の推進」 ・ <u>「分かる化」の徹底(方策①)</u> … 「Ⅲ-2(1) 県民に開かれた行政」の取組項目「企業会計の手法を導入したわかりやすい財務情報の提供」 ・ <u>県民とのコミュニケーションの充実(方策②)</u> … Ⅲ-2(1)の取組項目「県民と県が情報共有できるITシステムの構築の推進」、「神奈川力構想・実施計画」の主要施策「539 広報活動の充実」及び「540 県政への県民参加の充実」 ・ <u>県民からの提案事業(目標、方策④)</u> <ul style="list-style-type: none"> → 政策36 県民パートナーシップ条例(仮称)(方策⑤) → 条例8 	<p>(1) 目標の達成状況 ○県民公募委員の配置→方策③ ○県民からの提案事業→政策36</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普通会計、全会計、連結の各バランスシート及び行政コスト計算書を作成・公表: 19年度(20年3月28日公表)、20年度(20年12月22日公表)。21年度は普通会計、全会計、連結の財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を総務省方式改定モデルにより作成・公表(平成21年12月25日公表)。 ② テレビ・ラジオ番組について、より幅広い視聴者に対してアピールできるよう総合番組化により、番組リニューアルし、情報提供を実施。(19年度~) ・ e-かなネットアンケートの利用促進のため、キャンペーン活動を実施(19年度・20年度) (回答数: 19年度 11,455, 平均 294 20年度 14,136, 平均 301 21年度 14,574, 平均 317) ・ 県民と県とがより安全にインターネットで情報のやり取りを行うフォームメールシステムの稼動(19年度) ・ 携帯電話向けホームページ「かなぽけっと」の提供情報の充実(20年度・21年度) ・ 総合的県政情報発信のメールマガジン発行(20年度~) ・ 情報発信の迅速化や利便性の向上等ホームページ広報の充実を図るため、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)の導入を検討(21年度) ③ 懇話会等については、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」等を改正(H19)し、原則として委員の一部を公募。ただし、委員数の増加を招かないように改選等の時期に合わせて順次行っていく扱いとした。 ・ 懇話会等総数63会議のうち県民公募委員21会議(33.3%)(22.1.1現在) ・ ウィークリー知事現場訪問及びマンスリー知事学校訪問を実施するとともに、19年度から現場訪問・学校訪問の候補地(現場・学校)について県民推薦実施。 ・ ウィークリー知事現場訪問(20年度78回、21年度72回) ・ マンスリー知事学校訪問(20年度10回、21年度12回) ④ → 政策36 ⑤ → 条例8 	<p>(1)評点 : 3点／5点満点 【理由】 ・ 県民公募委員配置の徹底は、現行の懇話会等の委員任期が終了するまで新たな公募委員を設置できないため評価が低くなつた。よって全体として3点とした。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 2点(22年1月の懇話会等数63のうち公募委員を配置している数21、達成率33.3%) 〃②: 2点(政策36目標①) =目標平均: 2点</p> <p>方策①: 2点(複式簿記・発生主義導入の具体的な準備を行っていないが総務省方式改訂モデルの財務諸表を作成・公表21年12月) 〃②: 3点 〃③: 3点(公募委員配置徹底2点、知事等現地現場主義徹底4点) 〃④: 5点(政策36方策①) 〃⑤: 3点(条例8) =方策平均: 3.2点 *平均点=2.6 (3) 今後の課題その他 ・ 総務省方式改訂モデルによる財務諸表を作成・公表したが、インフラ資産評価、複式簿記・発生主義会計の導入スケジュールの策定等、今後検討・着手すべき課題が多くある。財源・人員不足等を理由に後回しにすることなく、着実な計画の策定と実施が望まれる。 ・ e-かなネットアンケートの回答数は1回当たり平均300前後と依然として低调である。IT活用を通じた県民とのコミュニケーション充実に向け、PRの拡充等さらなる取組みが必要だろう。</p>

政 策 別 評 価 表 (5-3)

政策30（政策主導の組織マネジメント）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 知事直轄の政策推進組織や「政策補佐官」などの設置により、知事のリーダーシップを強化します。また、政策主導による組織運営を行い、現場からの政策提案も充実します。「部長マニフェスト」の導入や組織のフラット化、政策のマネジメント・サイクルの確立により、全国をリードする「先進力のある県庁」をつくります。</p> <p>【目標】 ○すべて部局長が「部長マニフェスト」を提出。 ○政策評価によるマネジメント・サイクルを確立。</p> <p>【具体的な方策】 ①知事直轄組織と政策補佐官などの設置 ②政策主導の組織運営 ③「部長マニフェスト」の導入と組織のフラット化 ④政策評価によるマネジメント・サイクルの確立</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (II-1 組織の重点化と効率化、II-2 迅速に対応できる執行体制の整備、II-3 業務プロセスの改革、II-6 財政基盤の強化と経費の節減) 総合計画に位置づけて実施 [マネジメント・サイクル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>部長マニフェスト（目標、方策③）</u> … 「II-3 (1) 政策マネジメント・サイクルの確立」の取組項目「部局政策宣言制度の導入・推進」 ・<u>マネジメント・サイクルの確立（目標、方策④）</u> … II-3 (1) の取組項目「政策評価によるマネジメント・サイクルの確立」、「神奈川力構想・実施計画」の第4章「計画の進行管理」 ・<u>知事直轄組織等（方策①）</u> … 「II-1 (1) 本庁組織の再編」の説明文「政策立案機能や課題解決機能の強化に向けて、本庁組織の再編整備」、「II-2 (1) 新たな行政課題に迅速に対応できる組織運営」の取組項目「政策立案機能の強化に向けた執行体制の整備」 ・<u>政策主導の組織運営（方策②）</u> … 企画部門と財政部門の統合は、II-1 (1) の説明文「政策立案機能や課題解決機能の強化に向けて、本庁組織の再編整備」、II-2 (1) の取組項目「政策立案機能の強化に向けた執行体制の整備」、政策枠は「II-6 (1) 財源の効果的・効率的な活用」の取組項目「新規課題に柔軟に対応するための仕組みの導入」、現場からの政策提案等は「II-5 (2) 職員の意欲と能力を生かすしきみの充実」の取組項目「職員提案事業の充実」など ・<u>組織のフラット化（方策③）</u> … 「II-2 (2) 簡素で効率的な執行体制の整備」の説明文「執行体制の簡素化・フラット化を進め、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化を図ります。」 	<p>(1) 目標の達成状況 ○部局長マニフェスト→方策③ ○マネジメント・サイクルの確立→方策④</p> <p>(2) 具体的な方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・知事の指示や職員からの報告等がより迅速・緊密に行われるよう知事室を部の外に置き、知事直結組織とともに、知事のリーダーシップや政策立案機能を組織的に強化するため、政策補佐官等のスタッフ機能を充実し(H20.4)、特別職の秘書の職の指定等に関する条例に基づき、知事特別秘書を任命(H20.6)。 ②・政策と予算の連携を強化するため、総務部と企画部を再編し、政策部を設置(H20.4)。各部局が政策的な諸課題について共有して議論を行う場として「政策企画会議」を設置(H20.5)。 ・知事の指示により政策議論が必要となった課題について、予算調整と並行して府内論議を行い、方向性が整理された取組みを知事「政策枠」として予算化。(20年度当初予算：4事業 183,800千円(試行)、21年度 10事業 1,661,059千円、22年度当初予算 23事業 7,174,226千円) ・22年度の予算編成では知事政策枠を「安心八策」としてとりまとめ ・所属長等の府内公募、一般職員を対象に特定のポストの募集を行う一般公募、専門人材育成分野の募集を行う業務公募、ポストチャレンジ制度による公募(19年9人、20年6人、21年1人)、府内FA(フリーエージェント)制度(19年14人、20年11人、21年11人)実施。 ③・19年度から知事部局の長が「部局政策宣言（部長マニフェスト）」の知事との合意・決定・公表。あわせて任命権者が知事以外の機関(企業庁、病院事業庁、教育委員会、県警本部)も公表。達成状況(自己評価)の報告を公開で実施、20年度から対象を各地域県政総合センター所長へ拡大。21年度も継続実施。 ・18年度当初から本庁の担当課長や課長代理のスタッフ職ポスト、出先機関の部長や副部長等の中間的な管理職ポストの見直しを進めており、削減数(知事部局)18年度 45名、19年度 79名、20年度 49人計 173名、21年度 47人。22年4月部局課制導入と組織のフラット化。 ④・「政策のマネジメント・サイクル」に沿って、「神奈川力構想・実施計画」の戦略プロジェクトの目標達成状況などを総合的に評価した「神奈川力構想・白書」を作成し、政策の見直し等が必要な課題については方向性を整理し、21年度予算に反映することにより、評価結果を翌年度の政策運営に反映した。また、白書の評価や戦略プロジェクト19・20年度の実施状況、計画策定後の政策環境の変化などを踏まえ、21・22年度の実施計画の内容の点検を行い、現行の実施計画と今後取り組む施策の整合性が図れない場合に、戦略プロジェクトの構成事業や取組みなどについて見直しの内容を示し「神奈川力構想・実施計画」に反映した。 ・「神奈川力構想・白書2008」の評価結果等を踏まえ政策レビューを実施し、22年度の戦略プロジェクトの展開方向や、計画期間終了後の展開を見据えた調整を図った(H21.8~H21.11)。 ・「県庁改革基本方針」(H21.10)、「改革戦略プラン」(H22.2)を策定し、さらなる改革を推進するための具体的目標と目標達成までの工程を明らかにした。 	<p>(1) 評点 : 4点／5点満点 【理由】 ・すべての部局長が「部局政策宣言」(部長マニフェスト)を策定するとともに、その達成状況を自己評価し報告・公表していることおよび、予算編成に知事政策枠を設け年々その規模を拡大し政策主導のマネジメントを実施していることは大きく評価できる。しかしながら、全ての現場でマネジメント・サイクルが確立しているかについてはいまだ疑問が残るため4点とした。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点 (+理由) 目標①：5点 〃②：4点 =目標平均：4.5点</p> <p>方策①：5点 〃②：4点 〃③：5点 〃④：4点 =方策平均：4.5点 *平均点=4.5</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・「部局政策宣言」(部長マニフェスト)の策定、戦略プロジェクトにより目標管理型のマネジメント・サイクルは確立したといえる。しかしながら、部局政策宣言やマニフェスト、戦略プロジェクト以外の多くの事務事業や現場でマネジメント・サイクルをいかに確立していくかが大きな課題となる。 また、マネジメント・サイクルについて要綱化するなど明確な制度策定を検討する必要があるだろう。</p>

政 策 別 評 価 表 (5-4)

政策31(新時代の人材マネジメント)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 「県民とともに働く職員」を目指し、マネジメント能力の高い幹部職員の養成や職員のキャリア開発を進め、職員の専門性と「協働力」を高めるとともに、「県職員等不正行為防止条例(仮称)」により、信頼性の確保に努めます。また、民間人公募ポストの増設などにより多様な民間人登用を拡大します。</p> <p>【目標】 ○マネジメント能力を身につけた幹部職員を養成するため「管理職登用試験」を導入。 ○課長級以上で10人の民間人登用を実現。 ○2007年度中に「県職員等不正行為防止条例(仮称)」を制定。(再掲)</p> <p>【具体的な方策】 ① マネジメント能力の高い幹部職員の養成(「管理職登用試験」の導入) ② 職員のキャリア開発推進と専門性を持った職員づくり(キャリア開発センターの開設とキャリア選択制の導入) ③ 中途採用の拡充など民間人登用を拡大 ④ 職員の協働力の向上と信頼性の確保(一部再掲)</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 (II-2 迅速に対応できる執行体制の整備、II-5 職員の意欲や能力を生かす環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>管理職登用試験の導入</u> (目標、方策①) … 「II-5 (2) 職員の意欲と能力を生かす仕組みの充実」の取組項目に、「マネジメント能力を持った職員を管理職に登用するための選考の仕組みの導入」を位置づけ。 ・<u>民間人登用</u> (目標、方策③) については、「II-2 (3) 民間人材の活用」の説明文「経験者採用の充実や民間人ポストの増設などによる多様な人材活用」、目標「課長級以上に、民間人登用10人【2011(平成23)年度当初】」 ・<u>職員のキャリア開発推進と専門性を持った職員づくり</u> (方策②) … 「II-5 (1) 職員の専門性等を高める能力開発の推進」の取組項目「職員のキャリア開発を推進する取組み」 ・<u>職員の協働力の向上</u> (方策④) … 県として支援に向けた取組みを進める。 ・<u>県職員等不正行為防止条例(仮称)</u> (目標、方策④) →条例9 	<p>(1) 目標の達成状況 ○管理職登用試験の導入→方策① ○民間人登用→方策③ ○県職員等不正行為防止条例(仮称)の制定→条例9</p> <p>(2) 具体的な方策の取組み</p> <p>①・部下が上司を評価するマネジメント・サポート・システム導入(H19)。 ・管理職登用試験について、有識者による検討委員会を設置し、人材の選抜や育成方法を検討、報告(H19)。 ・人事制度改革の推進母体として、公募職員を中心とした「人事制度改革プロジェクトチーム」を設置(H20.10)し、知事と職員との意見交換会や職員フォーラムを開催するなど職員参加の取組みを行うとともに、新たな制度導入に向け検討、22年度から管理職登用試験を導入。</p> <p>②・「複線型人事制度」を管理職登用試験とともに22年度から導入。これにともない22年度「職員キャリア開発支援センター」を設置。 ・大学院などへの修学支援事業実施(20年4人、21年4人) ・府内公募制度等を活用し、高い意欲と実行力に基づく人事配置を行うとともに、若手職員の長期意向把握の際にも提示し、自らのキャリア選択を考えさせる機会を提供。 府内公募制度(19~21年1人情報セキュリティ大学院大学派遣)</p> <p>③・民間人から幹部職員を登用し、民間で培った高度な知識・経験や人的ネットワークを十分に活かして県政の主要課題に取り組んでいる。 ・課長級以上民間人登用: 19年4人、20年2人、21年4人(累計10人), ・一般職員の経験者採用人数(19年0人、20年20人、21年14人)</p> <p>④・神奈川県職員ボランティアとして、ビーチクリーンアップ、日本大通地区クリーンアップ(19年357人参加、20年荒天中止、21年333人参加)、緑の再生・森林ボランティアを実施(19年47人参加、20年47人参加)</p>	<p>(1) 評点 : 3点／5点満点 【理由】 ・「管理職登用試験」「キャリア開発センター」「キャリア選択制」(複線型人事制度)はいずれも22年度導入であるため、今年度評点は上がらず前年度と同じになった。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 1点(22年度導入) 〃②: 5点(新規登用数: 19年度4名、20年度2名、21年度4名、合計10名: 達成率100%) 〃③: 3点(条例9) =目標平均: 3点</p> <p>方策①: 3点(管理職登用試験を開発し22年度導入を評価) 〃②: 2点(キャリア開発センター22年開設1点、キャリア選択制22年導入2点、その他キャリア開発充実3点) 〃③: 4点(課長級以上達成5点、一般職員中途採用3点) 〃④: 3点(協働イベントへの職員参加者数は増加していない) =方策平均: 3点</p> <p>*平均点=3 (3) 今後の課題その他 ・22年度導入の管理職登用試験および複線型人事制度は、若手職員登用のチャンスを広げ意欲ある職員のモチベーションを上げる可能性がある。しかしその一方で、専門性に特化することを選択した職員のモチベーションが低下するおそれもある。新制度の運用状況を注視したい。 ・具体的な方策④職員ボランティア活動は、毎年同程度の取り組み内容・実績では協働力が向上したとはいえない。さらなる拡充を望みたい。</p>

政 策 別 評 価 表 (5-5)

政策 3-2 (かながわブランド戦略)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の多彩な地域資源を「かながわブランド」として総合的に発信することにより、神奈川のブランド・イメージを高め、住む人が誇りをもてる地域となり、世界からも選ばれる地域となることを目指して「かながわブランディング戦略」を展開します。</p> <p>【目標】 ○「かながわブランディング戦略」の策定。 ○かながわブランド・プロモーションの展開。</p> <p>【具体的方策】 ①「かながわブランディング戦略」の策定 ②かながわブランド・データベースの構築 ③かながわブランド・プロモーションの展開</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組み替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (主要施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要施策122 「かながわブランド戦略の推進」 	<p>(1) 目標の達成状況 ○ブランディング戦略の策定→方策① ○ブランド・プロモーションの展開→方策②</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>①・19年度は、有識者を招いた勉強会を開催するとともに、府内検討会議準備会議において取組みの方向性等について検討を進め、20年3月に、取組みの基本方針を示す「『かながわブランディング』の取組みについて」(かながわブランディング戦略(基本戦略編))を策定。</p> <p>・20年度は、「府内推進会議」及び専門家による「プロモーション検討チーム」を設置し検討を進め、H21年度以降に展開するプロモーション活動の効果的な実施に向けた「プロモーション計画」を策定(21年3月)。</p> <p>②③・H21年度は、神奈川の個性と魅力を発信するブランディングサイト「かながわスタイル」を公開(H21.4.9)運営。「府内推進会議」(H21.6.8~3回開催)及び「プロモーション検討チーム」による会議(H21.10.29~2回開催)を開催し、プロモーション活動の効果的な推進、「かながわスタイル」の構成等について検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわスタイル」内に「スタッフブログ」(H21.7.9)「市町村の個性と魅力」(H21.11.2)「この人に聞く～私とかながわ～」(H22.1.29)の各新コーナーを開設。新規コンテンツを追加(H21.12.22)。 ・「かながわスタイル」アクセス数1日平均500件。 ・神奈川の多彩な魅力を海外に発信するため、「かながわスタイル」の外国版(英語・中国語)を公開(H22.2.10) ・「県のたより」や県広報番組を活用して「かながわブランディング」の取組みを紹介。 ・「かながわブランディング戦略(基本戦略編)」及び「プロモーション計画」に基づき、ブランディングサイト「かながわスタイル」や印刷媒体、テレビ、ラジオ等により、様々なプロモーション活動を行い、神奈川の多彩な魅力を内外に発信した。 <p>(3) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プロモーション計画」に掲げた取組みについて、H22年度以降順次実施。 	<p>(1)評点 : 3点／5点満点 【理由】 ・21年4月からプロモーションが展開となり、インターネットサイト「かながわスタイル」が公開され1年が経過した。しかしながら、現段階ではその成果がよく見えないため1点減点した。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：5点 (戦略策定20年3月) 〃②：3点 (21年度開始) =目標平均：4点</p> <p>方策①：5点 (目標①) 〃②：5点 ('かながわスタイル'の発信情報) 〃③：3点 (目標②) =方策平均：4.3点 *平均点=4.2</p> <p>(3)今後の課題その他 ・「かながわブランディング戦略」は県のイメージアップ・広報戦略と位置づけられ、「かながわスタイル」はその中心的役割を担う情報発信サイトである。しかし「かながわスタイル」が戦略と呼ぶにふさわしいものか疑問を感じる。サイトがブランド向上に貢献しているか否かを県民意識調査等何らかの形で測定する努力が必要だろう。サイトは開設して良しとするのではなく、不断の充実が求められる。サイトの今後のアクセス数の推移、コンテンツの充実等に注視したい。</p>

分野別評価表（VI 自治）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	評点： 3点（5点満点） 【理由】	
政策33 分権改革と道州制の推進	3点	・ 条例宣言中に掲げられた条例がすべて制定されたが、その他の継続的な取組みは、国の対応如何が目標達成状況を左右するものが多く、実現段階に至っていないものもあるため	・ 道州制実現に向けた13知事連名の提案はなされているが、この取組みを推進するためには、「道州制推進首長連盟」の結成が求められる。 ・ 制定された条例の的確な運用が期待される。	・ 条例宣言中に掲げられた条例がすべて制定されたことは評価できる。 ・ 山静神三県連合において観光戦略の策定・防災協定の締結を見たことなど、広域的な連携においての先導及び具体的事業展開が積極的になされている。 ・ 市町村への支援、県民提案制度の継続的実施等の県民協働、自治体外交の展開などの地道な活動がなされている。	・ 道州制の実現に向けた一層の広域連携が必要である。とりわけ、「道州制推進首長連盟」の結成に向け、知事のリーダーシップを発揮されたい。 ・ 分権改革や道州制の推進は、国が地域主権改革へ舵を切る中、不透明な要素が少なくなく、県の取組みの成果が反映されにくい分野ではあるが、実効性のある政策推進とその適切な評価により、一歩ずつ前進することが肝要である。 ・ 県民との真の協働社会を実現するためには、協働政策や自治体外交を名実ともに県民主体で進めることが不可欠である。県においては、協働政策の啓発を積極的に行うとともに、県民が活動しやすいよう環境整備するなど、支援策の充実が求められる。
政策34 首都圏連合と山静神三県連合の展開	4点	目標、具体的方策とも、着実に取り組んでおり、3年目の評価として妥当な状況であると考えられる。	・ 両連合の一層の連携強化と成果が期待される。 ・ 観光戦略・防災協定の実効性を確保することが求められる。	・ ただし、この分野の政策は、多くが継続的な実施となることや、本県の活動のみでは達成できない困難性があるものも少なくなく、ともすると活動の形骸化を招くことも想起される。こうした点から、分権改革や道州制の推進、県民協働の推進、自治体外交などの取組みには、さらに改善の余地があるのではないか。	・ 以上、一定の成果は見られるが、継続的な実施が必要であるとともに、国等の動向により明確な成果が見られない部分もあること、県西部の合併が頓挫したこと、県民パートナーシップ条例の制定を目指したマニフェストより制定された条例の内容が後退しているなどを踏まえ、前年と同様の評点とした。(前年は小数点切り上げて3点、本年は小数点切り捨てて同3点とした。)
政策35 市町村合併と政令市移行支援	3点	・ 相模原市の政令市移行や市町村への権限移譲の推進は評価できる。 ・ 県西部の合併が事実上白紙となり、マニフェストの達成は困難となった。	・ 県内市町村の合併の機運等の状況を計りつつ、広域自治体としての役割を果たされたい。 ・ 引き続き、市町村の要望を踏まえつつ、住民に身近な事務の権限移譲を進められたい。	・ 協働事業の推進には、県民周知を図ることが不可欠である。 ・ 協働政策は、住民に身近な市町村が中心となって行うべきであり、県が協働型社会を創造していくためには、市町村と連携することが重要である。	・ 制定された「ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例」は、マニフェストの目標から後退したといわざるを得ない。条例を的確に運用し、ボランタリー団体との協働を進めるとともに、条例より一歩進め、県民や企業等との協働にも踏み出すことが不可欠である。
政策36 協働型社会かながわの創造	4点	・ 「ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例」の制定ほか、マニフェストに沿って着実に進行していると思われる。 ・ サポートセンターの再整備が進捗しつつある。	・ 県民が積極的にかかわることのできる自治体外交、外国籍県民の支援策に取り組む必要がある。		
政策37 自治体外交の展開	3点	各方面で自治体外交を展開し、外国籍県民への支援策が進みつつあることも評価できる。ただし、展開された自治体外交は全般的に行政主導の面が否めない。	・ 県民がパートナーシップ条例の制定を目指したマニフェストより制定された条例の内容が後退しているなどを踏まえ、前年と同様の評点とした。(前年は小数点切り上げて3点、本年は小数点切り捨てて同3点とした。)		
平均点	3.4	—	—		

政 策 別 評 価 表 (6-1)

政策33(分権改革と道州制の推進)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 新しい地方分権改革推進法に基づく「第2次分権改革」が成功するよう、国からの税財源の移譲や法令による義務づけの廃止等について、具体的な提案と要求を行います。また、道州制特区推進法の制定をふまえて、新しい広域自治制度として、現行の都道府県制度から道州制への移行をめざして県としての取組みを着実に進めます。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2次分権改革において、国税：地方税の割合が5：5になるような税源移譲。 ○国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）。 ○条例制定権を活用した神奈川らしい政策の実現。 ○道州制実現に向けて、「道州制推進首長連盟（仮称）」を結成し、政治的な提案・要求の活動を展開。 ○道州制実現のための法律（例：道州制推進特別措置法）を制定するよう国に対して提案。 <p>【具体的方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①分権改革（特に財源移譲）の推進に向けた要求・提案 ②条例制定権を活用した政策条例の制定 ③道州制実現に関する提言 ④「道州制推進首長連盟（仮称）」の結成 ⑤「モデル道州制事業」の実施 <p>【期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2010年度までに実現。 <p>【財源】○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施（取組施策6「国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減」、取組施策7「国の政策立案等に関する県の参画の推進」、取組施策8「税財源の移譲実現に向けた取組み」、取組施策10「自治基本条例等の制定に向けた取組み」、取組施策11「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」、取組施策12「真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分権改革の推進に向けた要求・提案（方策①）…取組施策6の記載「他の自治体と連携して、地方への権限や事務・事業の移譲、国の関与の見直しなどを国に対して働きかける」、取組施策7の記載「国に対して様々な政策提言等を行っていく」 ・税源移譲及び国庫負担補助金改革（目標、方策①）…取組施策8の記載「国から地方へのさらなる税財源の移譲に向け、地方六団体…とも連携しつつ、様々な場を通じて国に対して強く働きかけを行う」 ・条例制定権の活用（目標、方策②）…取組施策10の記載「条例制定権を活用し、広域自治体としての課題等の解決に取り組みます」（個別の条例については、条例の項目で別途整理）。 ・道州制実現のための法律の提案（目標、方策③）、モデル道州制事業（方策⑤）…取組施策11の記載「八都県市首脳会議…など、近隣自治体との協調・連携を強化します」、取組施策12の記載「全国的な道州制の議論や広域連携の実績等を踏まえ、…他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国等に対して強く働きかけていきます」 ・道州制推進首長連盟（目標、方策④）…知事の取組みとして整理 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○税源移譲一方策① ○国庫負担補助金改革→方策① ○条例制定権の活用→方策② ○道州制推進首長連盟（仮称）の結成：現時点では結成されていない。 ○道州制実現のための法律の提案→方策③ <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・真の地方分権改革を実現するため、神奈川県地方分権改革推進会議や八都県市首脳会議、全国知事会、神奈川・愛知・大阪三府県など様々な連携により、国に提言等を行ったほか、地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」を踏まえた影響調査等を実施し、20年11月本県の「勧告への緊急提言」としてとりまとめ、国に提出するなど、積極的な働きかけを行った。 ・地方分権に逆行する地方法人二税の見直しについては、県市長会、町村会とともに総務大臣等に緊急要望を実施（H19.11）。 ・地方法人二税の見直しに対する緊急アピールを、東京都、愛知県、大阪府とともに発表（H19.12、H21.12） ・「地域主権国家」の実現に向けた法制化についての提言を本県独自に実施（H21.10） ・「地方自治基本法」の提案を本県独自に実施（H22.1） ・全国知事会に、地方消費税の充実を図るための課題及び対応策等についての検討を行い、その実現に向けての対策の実施を推進するために「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」が設置され、20年7月に開催された全国知事会において、地方消費税の充実や地方法人特別税の地方税への復元を内容とする中間報告書が提出された ②・地方の自主性、自立性を確立する観点から、条例制定権の拡大などを国へ提言（H20.1等）。地方分権改革推進委員会第2次勧告で条例制定権の拡充が盛り込まれる。（個別の条例→条例1～11） ③・道州制について、地方における検討や広域連携の実績を反映する仕組みの構築等の法制化等を国へ提案（H19.20・21） <ul style="list-style-type: none"> ・道州制特区推進法の改正について国へ提案。（H20.21） ・情報提供や地方分権フォーラム（H19）、出前講座等を開催し、経済団体や県民との意見交換を実施。 ・八都県市首脳会議担当者会議で、道州制等広域行政のあり方について研究を実施。（H20.5～H21.11） ・第54回八都県市首脳会議で道州制のあり方について首都圏連合フォーラムで議論することを提案し、合意（H20.11）、議論実施（H21.11） ・H21年の衆議院議員総選挙に向けての各政党公約（マニフェスト）に道州制実現に向けた「道州制基本法（仮称）」等の制定を明記するよう働きかけを実施（H21.7） <p>④→目標</p> <p>⑤・八都県市首脳会議において、花粉発生源対策の検討、青少年を守るためにゲームソフトに関する協議会の設置、21世紀の船出プロジェクトの実施。受動喫煙防止対策の推進について本県から提案し（H21.4）、受動喫煙防止に関する方策や周知啓発について検討</p> <p>(3) 今後の予定その他</p> <p>引き続き、道州制を計画的・安定的に推進する仕組みの法制化等を国へ提案するとともに、全国知事会で検討するほか、出前講座等の実施により、経済団体や県民との意見交換を実施する。</p>	<p>(1)評点：3点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例宣言中に掲げられた条例がすべて制定されたことは評価できる。その他継続的な取組みは行われているが、国の対応いかんが目標達成状況を左右するものが多く、実現困難なものがある。さらに積極的な取組みを促す意味も含め、小数点を切り捨て評点とした。 <p>(2) 各目標・方策の評点と理由</p> <p>目標①：2点 地方分権改革推進委員会第4次勧告に言及 〃②：2点 同上 〃③：5点 条例宣言全件制定 〃④：2点 13知事連名の提案なされるも、首長連盟未結成 〃⑤：4点 継続実施 =目標平均：3点</p> <p>方策①：4点 継続実施 〃②：5点 目標③ 〃③：4点 実施済み 〃④：1点 首長連盟未結成だが、組織的活動実績あり 〃⑤：4点 継続実施 =方策平均：3.6点</p> <p>*平均点=3.3点</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税財源移譲や道州制の推進に向けては、全国及び近隣の自治体と連携して継続的に活動し、機運を高めていくことが必要ではないか。そのためにも、道州制推進首長連盟の結成が求められる。 ・制定された条例の的確な運用が期待される。

政 策 別 評 価 表 (6-2)

政策34（首都圏連合と山静神三県連合の展開）

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 「首都圏連合」を具体化するために、八都県市首脳会議を核として超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」構想などの共同プロジェクトを推進します。また、山梨・静岡両県との山静神知事会議を核として観光、防災等の連携を強化し、広域課題の解決に取り組みます。</p> <p>【目標】 ○首都圏における共通政策・共同プロジェクトを3つ以上実施。 ○「首都圏連合フォーラム」を毎年度開催し、提言をとりまとめ、各都県市の政策に反映させるとともに、国の改革を先導。 ○「山静神三県連合（仮称）」において、観光戦略の策定、防災協定の締結などの広域連携を強化。</p> <p>【具体的な方策】 ①首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施 ②「山静神三県連合（仮称）」における共同プロジェクト・連携の推進</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実施</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏連合フォーラムの開催（目標）、首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施（目標、方策①）、「山静神三県連合（仮称）」における連携の推進（目標・方策②）…取組施策 11 「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」（個別の政策課題については、総合計画の取組みに位置づけ。 	<p>(1)目標の達成状況 ○首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施→方策① ○首都圏連合フォーラムの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回を開催(H19.11)。北海道・洞爺湖サミットに向けた環境問題への取組、首都圏における広域連携をより一層推進することの重要性を確認。 ・第3回を開催(H20.4)し、環境行動宣言を採択。地球温暖化に立ち向かうため、各々の先進事例を学び、共有し、連携して具体的な行動を起こすことを確認。 ・第4回を開催(H21.11)。首都圏が抱える諸課題の解決に向けて広域連携をより一層推進することの重要性を確認 ○「山静神三県連合（仮称）」における連携の推進→方策② </p> <p>(2)具体的な方策の取組み</p> <p>①・超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」の提案→政策 18 花粉発生源対策の推進について本県からの提案(H19.5)に基づき、首都圏連合協議会に「花粉発生源対策推進検討会」を設置し共同の取組を検討。「八都県市花粉発生源対策10カ年計画」を策定し(H20.4)、進行管理を行うため「八都県市花粉発生源対策推進連絡会」を設置(H20.5)。計画に基づき、共同の取組みを推進(H21) 東京ベイツーリズムについては、「21世紀の船出プロジェクト」として、「東京湾における旅客船運航実験」や「首都圏広域周遊の促進」などのプロジェクトを推進(H19・H20・H21) 県・横浜・川崎三首長懇談会においてアマモ場造成活動について、連携して取り組んでいくことを確認(H19.10)。全国からアマモ場などの再生・保全活動に取り組んでいる団体が集まり、全国アマモサミット2008を横浜市で開催(H20.12)。 第56回八都県市首脳会議で、本県の提案で、地方自治法に基づく「首都圏広域連合」を設置する方向で合意、まず、環境分野における首都圏の広域的な取組の範囲等について、すりあわせを行い、八都県市首脳会議の下部組織である環境問題対策委員会において検討することとされた(H21.11)。</p> <p>②・観光について、三県知事が中国・上海市を訪問し、観光トップセールスを実施(H20.4)、第3回山静神サミットにおいて、「三県と上海市との相互交流並びに協力促進に関する覚書(20.4)」に基づき、三県の連携方策に取り組むことで合意(20.10)。覚書に基づき、上海市から青少年訪問団を受入れるとともに上海メディアを招聘(H22.2)等を実施。 三県で協定の内容等について検討を行い、平成21年10月の第4回山静神サミットにおいて、「富士山火山防災対策に関する協定」を策定(H21.10) 交通について、「山梨・静岡・神奈川三県広域問題協議会道路検討会」や「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」と意見交換。 三県共同で国が進める首都圏及び中部圏の広域地方計画への位置付けに向けた提案（「富士箱根伊豆交流圏プロジェクト」）を実施。 平成21年8月に国が策定した首都圏及び中部圏の広域地方計画に、富士箱根伊豆地域における三県の連携プロジェクトが位置づけられた。 富士箱根伊豆地域の将来像及びその実現に向けた連携施策を盛り込んだ「富士箱根伊豆交流圏構想」を策定(H21.10)。</p> <p>(3)今後の予定その他</p> <p>①首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施 平成22年秋に第5回首都圏連合フォーラムを東京都で開催予定・超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」の提案・花粉症撲滅広域プロジェクト・東京湾再生プロジェクト・環境分野における首都圏広域連合の提案。</p> <p>②「山静神三県連合（仮称）」における共同プロジェクト・連携の推進 富士箱根伊豆広域観光戦略（仮称）の推進・広域防災協定の締結・広域交通計画の調整・整備・広域地方計画への位置づけ及び富士箱根伊豆地域の構想の策定に向けた取組み</p>	<p>(1)評点：4点／5点満点 【理由】 ・目標、具体的な方策とも、着実に取り組んでおり、3年目の評価として妥当な状況であると考えられる。なお山静神三県連合において観光戦略の策定・防災協定の締結を見たことは評価に値する。</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①：4点 繼続実施 〃②：4点 繼続実施、 〃③：5点 観光戦略策定・防災協定締結。 =目標平均：4.3点 方策①：4点 繼続実施 〃②：4点 繼続実施 =方策平均：4点 *平均点=4.2点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・両連合において一層の連携強化と成果を上げることが望まれる。 ・これらの取組みを拡大していくことで、国の改革への取組みを促し、さらなる地方分権の進展、道州制の実現につながることが期待される。 ・観光戦略・防災協定の実効性を担保するための取組みが不可欠である。</p>

政 策 別 評 価 表 (6-3)

政策 35 (市町村合併と政令市移行支援)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 市町村の機能を強化し、東西バランスのとれた地域主権型の県土づくりを進めるため、自主的な市町村合併の推進について構想を策定し、積極的に支援します。また、新たに政令指定都市と中核市が円滑に誕生できるよう、権限移譲、情報提供その他の支援を行います。</p> <p>【目標】 ○「市町村の合併の推進に関する構想」を 2007 年度に策定し、これに基づき少なくとも 2 地域以上で、市町村の意向を聴きながら、合併の具体的な検討を行うよう助言、支援。 ○①相模原市の政令指定都市移行を支援 ②県西部等における新たな中核市（1市以上）の誕生を支援。</p> <p>【具体的な施策】 ①相模原市の政令市移行への支援 ②県西部における自主的な市町村合併の検討の支援 ③市町村への権限移譲 ④コミュニティ自治への支援</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけ実施 (取組施策 4 「自主的な市町村合併の推進等に向けた取組み」、取組施策 5 「市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併の検討の支援（目標、方策②）、政令市移行への支援（目標、方策①）、コミュニティ自治への支援（方策④）…取組施策 4 市町村への権限移譲（方策③）…取組施策 5 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併の検討の支援→方策② ○政令市移行への支援→方策①、中核市の誕生を支援→方策② <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・相模原市からの要請を踏まえ、「神奈川県・相模原市政令指定都市移行連絡会議」を設置（H19. 7） ・全庁的な「事務事業基礎調査」を実施（H19. 8～） ・県市連絡会議で事務移譲等に関する基本的な合意（H20. 9） ・知事と市長が「相模原市の政令指定都市移行に係る事務移譲等に関する基本協定」を締結（H20. 11） ・総務大臣に政令指定都市移行に係る県の要望書を提出（H21. 7） ・相模原市を指定都市に指定する政令が公布（H21. 10） ・知事と市長による事務引継書の調印（H22. 3） ・22 年 4 月 1 日で政令市移行 ②・「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定（H19. 10. 31）、同構想において県西圏域の 2 市 8 町を構想対象市町村として位置づけ。 ・市町村合併出前講座の実施 22 回、市町村合併フォーラムの開催 6 回、市町村職員・議会議員を対象とした研修会 22 回、県西地域合併検討会（2 市 8 町の首長）オブザーバー参加（H19. 20・21） ③・「チャレンジ市町村制度」については、府内や市町村の意見を聞きながら「リスト」（移譲の検討対象とする項目）を更新するとともに、県の事務所管課との調整を経て「メニュー」（「リスト」のうち翌年度からの移譲に向けた協議が可能な項目）を更新。 ・制度創設後「リスト」については 17 項目を追加し計 49 項目とともに、「メニュー」については 15 項目を追加し計 33 項目とし移譲対象権限を拡充。制度創設後、32 市町村に 15 項目を移譲。 ④・市町村合併の議論を喚起する取組みとして実施している出前講座、フォーラム等で小冊子「これからのかまちづくりと市町村合併」を活用して地域自治組織の説明や相模原市の取組事例を紹介。 ・県西地域合併検討会研究会が合併検討にかかる基本の方針を定めるにあたり、住民の懸念を解消するため、合併を契機に旧市町ごとに地域自治区を導入することを検討するよう助言。 <p>(3) 今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村のニーズを踏まえ、引き続き移譲対象権限の追加・拡充 地方分権改革推進委員会第 1 次勧告で提示された基礎自治体へ移譲すべき事務について、法制化が予定されていることから、更なる「メニュー」の拡大と関連する事務権限の包括的な移譲を進めること。 	<p>(1)評点：3点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市の政令市移行に向けた最終調整がなり、実現したことは評価できる。他方、自主的合併とはいって、県西部の合併が事実上白紙となり、この点はマニフェストの達成は困難となった。市町村への権限移譲に着実に取り組んでいるが、現時点では本評点とするのが妥当と判断した。 <p>(2) 各目標・方策の評点と理由</p> <p>目標①：3点 「構想」策定済みだが、県内の合併の動向をみると、目標の2分の1の達成状況</p> <p>〃②：3点</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 5点 政令市指定告示（平成 22 年 4 月移行） 2) 1点 中核市の前提となる県西部の合併白紙化 <p>=目標平均：3点</p> <p>方策①：5点 目標②-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃②：1点 合併白紙（前年から減点） 〃③：4点 市町村協議に基づき着実に推進 〃④：2点 合併支援と並行した取組 <p>=方策平均：3点</p> <p>*平均点=3点</p> <p>(3) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併については、合併特例法が改正され、合併の円滑化に目的が改められた。こうした情勢の変化を踏まえつつ、県内市町村の合併の機運等の状況を計りつつ、広域自治体としての役割を果たすことが求められる。 政令市移行後においても、相模原市と連携して、諸問題に対応されたい。 本県の権限移譲実績は、法律ベースで全国 10 番目（平成 20 年度現在・52 法律移譲）である。法律ベースのみで単純に移譲度を図ることはできないが、全国的に見て比較的進んでいいるとみられる。引き続き、市町村の要望を踏まえつつ、住民に身近な事務の移譲を進められたい。

政 策 別 評 価 表 (6-4)

政策36(協働型社会かながわの創造)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】</p> <p>県民・NPOと県との協働により一層推進して「新しい公共」の創造に取り組んでいきます。このため協働事業に加え、「県民からの政策提案チャレンジ制度」を創設します。また、「協働型社会かながわ」を実現に向けて、コミュニティカレッジの本格開設、男女共同参画社会の実現を図ります。また、協働の原則、県とNPOの協約、NPO等への支援などを定める「県民パートナーシップ条例(仮称)」を制定します。さらに、かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルを行います。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「県民からの政策提案チャレンジ制度」による政策提案40本の実現。 ○「協働型社会かながわ」を実現するための「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定。(再掲) <p>【具体的方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「県民からの政策提案チャレンジ制度」の創設 ②コミュニティカレッジの本格開設 ③男女共同参画社会の推進とDV被害者支援 ④「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定(再掲) ⑤かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルと機能強化の検討 <p>【期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2010年度までに実現。 <p>【財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策提案の実現のために年1億円。 ○その他は既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○施設整備に関しては民間活力なども活用 	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト25「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」、24「男女共同参画社会の実現」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔NPO等との協働〕(I-2「企業、NPOなどとの協働と連携」)</p> <p>・<u>県民からの政策提案チャレンジ制度</u> <u>(目標、方策①)</u>…戦略プロジェクト25の構成事業2「県民からの政策提案制度の創設」</p> <p>・<u>NPOとの協働事業提案等の充実</u> <u>(方策①)</u>…戦略プロジェクト25の構成事業1の取組内容『『かながわボランタリー活動推進基金21』事業の実施』「県提案型協働事業」、基本方針の「I-2(1)企業、NPOなどとの協働・連携の推進」の取組項目「NPOとの協働事業提案、政策協働のための仕組みの充実」</p> <p>・<u>コミュニティカレッジ</u>(方策②)…戦略プロジェクト25の構成事業4「地域人材の育成」、基本方針のI-2(1)の取組項目『『かながわコミュニティカレッジ』の本格開設に向けた取組み』</p> <p>・男女共同参画の推進とDV被害者支援(方策③)…戦略プロジェクト24・サポートセンターのリニューアル(方策⑤)…戦略プロジェクト25の構成事業3の取組内容「かながわ県民センターの再整備」、運営形態や女性センターなど他の機関との連携を含めた機能強化の検討については、基本方針のI-2(1)の取組項目「かながわ県民センターの再整備」とかながわ県民活動サポートセンターの機能強化の検討)、主要施策519「ボランタリー活動の推進と県民サービス提供の拠点の充実」の記載「かながわ県民活動サポートセンターの運営や機能強化の検討について、県民・NPOとの協働により検討を進める」</p> <p>・<u>県民パートナーシップ条例(目標、方策④)</u>…条例8</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○県民からの政策提案チャレンジ制度→方策① ○県民パートナーシップ条例(仮称)の制定→条例8</p> <p>(2)具体的方策の取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ①・県民から政策提案及び公募審査委員を募集し、提案者がプレゼンテーションを行う審査等を有識者審査委員、公募審査委員の参加も得て実施。事業実施予定部局と提案者による共同プレゼンテーションを実施する知事審査を報道機関に公開して実施。採択結果を公表。(H19:4件、H20:3件、H21:2件採択。) ・県の仕事の総点検の外部点検において、県民やNPO等で構成する外部点検チームにより事務事業を点検(H19・20とも各県民代表延べ27人、NPO延べ9人)。 ・ボランタリー活動推進基金21実施状況(協働事業負担金 H19:13件、H20:13件、H21:14件、県提案型協働事業H19:9件、H20:15件、H21:14件) ②・「かながわコミュニティカレッジ運営委員会(21年度改組)」を開催(H19、H20、H21年度いずれも6回開催) <ul style="list-style-type: none"> ・一般講座の開催。(H19:14講座、H20:19講座、H21:20講座) ・かながわコミュニティカレッジの魅力等について広く県民に周知を図るため、特別講座を実施。(H19・20・21) ・平成19年から20年まで、講座を試行実施し課題の検証を行い、平成21年6月に学長にあたるカレッジマスターにさわやか福祉財団理事長の堀田力氏を迎える本格開設。 ③・かながわ男女共同参画推進プラン改定(H19)・推進(H20) <ul style="list-style-type: none"> ・かながわDV被害者支援プランの改定(H20) ・女性の起業を支援、就業やキャリアアップ、子育て後の再就業へのチャレンジ支援、女性の理工系進路選択支援事業の実施 ・男女共同参画推進条例に基づく届出調査の実施、企業訪問、シンポジウム等普及啓発の推進 ・配偶者などからの暴力の根絶と被害者の自立支援として、住まい(ステップハウス)の確保、普及啓発の推進 ④・条例8 ⑤・老朽化が著しいかながわ県民センターのエレベーターの緊急改修を20、21年度で実施。その他の設備(空調設備・衛生設備等)についても順次、計画的に改修を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・20年度に「かながわ県民センター再整備基本構想」を策定し、今後運営の効率化や事業の充実について検討。 <p>(3)今後の予定その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「県民からの政策提案チャレンジ制度」の創設 引き続き、事業を継続して実施 ②コミュニティカレッジの本格開設 開催講座の充実のほか、公設民営化など、民間との協働・連携による運営に向けて検討を行う予定 ③男女共同参画社会の推進とDV被害者支援 21年度までの取組みを継続して実施 ⑤かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルと機能強化の検討 かながわ県民センターの空調設備の改修工事を行うための基本設計を実施し、改修工事を行うため、平成23年度に基本設計を実施 「かながわ県民センター再整備基本構想」に基づき、「ボランタリー活動の推進と県民サービス提供の拠点」としての機能を充実していくため、引き続き検討 	<p>(1)評点：4点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働条例の制定ほか、マニフェストの内容に沿って着実に進行していると思われる。県民提案の応募数は一定程度確保されている。 ・他方、平成21年度から大学からの政策提案制度を導入し(「シンクタンクかながわ」設置)、実績が上がっていること、サポートセンターの再整備が進みつつあることなどから、小数点以下分を加点した。 <p>(2)各目標・方策の評点と理由</p> <p>目標①：2点 採択件数低調 ノ ②：3点 条例宣言評点 =目標平均：2.5点</p> <p>方策①：5点 制度創設済み ノ ②：5点 本格開設済み ノ ③：3点 具体施策なし ノ ④：3点 条例宣言評点 ノ ⑤：4点 改修等実施、基本構想に基づきフロア整備・開館時間延長、コミカレ専用スペース設置等の実施 =方策平均：4点</p> <p>*平均点=3.3点</p> <p>(3)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例」の的確な運用を期待したい。 ・協働事業を推進するためには、県民周知を図ることが不可欠である。県民政策提案制度が形骸化しないよう取り組みたい。 ・協働政策は、住民に身近な市町村が中心となって行うべきであり、県が協働型社会を創造していくためには、市町村と連携することが重要である。

政 策 別 評 価 表 (6-5)

政策 37 (自治体外交の展開)

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 経済・観光・環境・民主政治などのテーマで、県民・企業と共に、具体的な成果を引き出す先進的な「自治体外交」を展開し、海外とのグローバルな協働を実現します。また、外国籍県民への対応など「内なる国際化」を徹底します。</p> <p>【目標】 ○自治体外交として次のようなテーマを設定し、県民や企業などとも協働し、具体的な成果を引き出す外交を展開します。 ・経済外交 ・観光外交 ・環境外交 ・民主政治外交</p> <p>○外国籍県民への支援を行う NGOに対して資金を含めたサポートを充実。</p> <p>【具体的な方策】 ①県民協働型の自治体外交の展開 ②「外国籍県民」との共生支援</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト23「多文化共生の地域社会づくり」、自治体外交は主要施策に位置づけ)</p> <p>・自治体外交（目標、方策①） …主要施策507「自治体外交の展開」の記述「県民や企業などとも協働し、経済、観光、環境などの分野において、企業誘致、観光客の誘致、環境、学術会議など、具体的な成果を引き出す外交を展開」 経済外交は戦略プロジェクト3「産業集積と海外との経済交流の推進」に、観光外交は戦略プロジェクト4「かながわツーリズムの推進」に、環境外交は主要施策603「環境分野における人、技術、情報の国際交流」に、そのほか主要施策504～507（世界の地域・人との交流の推進）に多様な交流の推進に向けた取組みを位置づけ。 ・「外国籍県民」との共生支援（目標、方策②）…戦略プロジェクト23の構成事業3「くらしやすい環境づくりの推進」の取組内容「日本語学習・就労支援などを担うNGO・NPOに対する支援の充実」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○自治体外交の展開→方策① ○外国籍県民への支援を行う NGO のサポート→方策②</p> <p>(2) 具体的方策の取組み</p> <p>①・経済外交については、外国企業の誘致に取り組んだ結果、19年度12社、20年度7社、21年度8社の誘致が図られた。また、国内外の経済団体等との連携を通じて経済交流を推進し外國企業のビジネス環境の整備を図った。 ・観光外交については、19年度に中国・上海で知事のトップセールスを実施し、魅力ある神奈川の観光スポットをPR。20年度には、山梨・静岡・神奈川県知事が富士箱根伊豆地域への観光客誘致に向けた効果的な観光プロモーションを行うため、上海でトップセールスを実施。21年度に香港や台湾から觀光振興のためメディア等を招聘。 ・民主政治外交については、韓国・ソウル特別市で開催された「2007国際学術大会」(H19.6.8)に知事が招聘され、基調講演を行うとともに、京畿道知事との懇談等を実施(H19.6.7～6.9)。 ・学術・政策外交については、21年1月、本県において「日韓交流国際学術大会」を開催し、21年度ソウルにおける同大会へ知事が参加 ・環境外交については、「国際環境自治体協議会（ICLEI）」や「神奈川宣言ネットワーク」を活用して国内外の先進事例等の情報収集、情報提供を実施。行政と企業等が連携して設立した「神奈川国際環境協力協議会」による国際環境協力プロジェクトの成果を「地球環境イベント・アジェンダの日」などを通じてPRを実施。インドのエネルギー資源研究所が進める、無電化村に太陽光発電により充電するソーラーランタンを贈るプロジェクトを支援した。 ・その他、19年度、韓国・京畿道及び20年度、中国・遼寧省へ本県の青少年選手団を派遣し、21年8月、韓国・京畿道の青少年選手団を受け入れて三県省道スポーツ交流を実施 ②・19年度は、日本語学習・就労支援などを担うNGO・NPOに対する支援方策の検討に当たって、NPOや外国籍県民へのアンケート調査による基礎的情報の収集などを行った。 ・20年度は、日本語学習支援団体への支援事業として、他の団体に良い影響を与えることが見込まれる事業を公募の上、選考会で選考し、1団体へ事業費の補助などを行った。 ・21年度は、日本語学習支援団体への支援事業を引き続き行い、先導的・モデル的な取組みと見込まれる事業を公募の上、選考会で選考し、2団体へ事業費の補助を行った。また、就労等支援団体への支援として、県内で就労支援を実践している有識者の実際の経験や知見を生かした研修会を実施することとした。</p> <p>(3) 今後の予定その他 ①県民協働型の自治体外交の展開 経済外交：外国企業への誘致活動等を実施 観光外交：国や近隣都県と連携した事業を実施 世界の地域・人との交流の推進：韓国・京畿道で開催予定の三県省道スポーツ交流事業への選手団の派遣、京畿道との友好提携20周年及びオーストラリア・ゴールドコースト市との友好提携20周年記念事業における訪問団の派遣・受入れ、知事自らトップ外交を行う友好県省道交流会議への出席、(財)かながわ国際交流財団の実施事業への支援等 ②「外国籍県民」との共生支援 日本語学習支援に就労支援等の視点を加え、対象事業を拡充して公募の上、選考して4団体へ事業費の補助実施・就労支援団体を志向するNGO等を対象とした研修会等の開催</p>	<p>(1)評点：3点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各方面で自治体外交を展開していることは評価できる。知事自ら先頭に立って活動していることも際立っている。また、外国籍県民への支援策が進みつつあることも好ましい取組みである。 <p>ただし、展開された自治体外交は全般的に行政主導の面が否めない。「県民協働型」を標榜する以上、県民が積極的にかかわる自治体外交を目指す必要があると考えられる。</p> <p>(前回と同様)</p> <p>(2)各目標・方策の評点と理由 目標①：4点 各外交分野で継続的に展開されている。 〃②：3点 継続実施に加え、就労等支援団体への支援として研修会実施 ＝目標平均：3.5点</p> <p>方策①：2点 行政主導の自治体外交が中心で、県民協働型の取組みがみられない（前回と同じ）。 〃②：3点 目標②と同じ ＝方策平均：2.5点 ＊平均点＝3点</p> <p>(3)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民が積極的にかかわることのできる自治体外交、外国籍県民の支援策に取り組む必要がある（前回・前々回と同じ）。

政 策 別 評 価 表（運動 1）

運動 1（あいさつ一新運動）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>平成18年5月1日から「神奈川あいさつ一新運動」を推進しています。</p> <p>この運動は、教育委員会や警察と連携し、県を挙げて取り組んでいるものです。</p> <p>あいさつは社会におけるコミュニケーションの基本です。家庭、学校、職場、地域社会で積極的にあいさつを交わし、そして子どもたちの元気なあいさつをほめてあげましょう。</p> <p>社会の変革は、私たち一人ひとりの小さな実践から始まります。明るく安心な地域社会の実現に向け「かながわあいさつ一新運動」の輪を広げていきましょう。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (主要施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要施策 517 「あいさつ一新運動の推進」 ・学校現場の取組みは、戦略プロジェクト19「不登校、いじめ、暴力行為への総合的な対応」の構成事業1「豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進」の取組内容「学校を中心に進めるあいさつ一新運動の推進」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化月間である7月を中心に、県のたより、テレビ番組等各種の広報媒体を活用して周知啓発を実施 (H19、20、21年度) ・県及び市町村で実施する各種イベント等の機会を活用して、県職員が率先してあいさつの声かけを行うとともに、のぼりを設置して運動の周知・普及を実施 (H19、20、21年度) ・文化課所管「紙芝居コンテスト」の平成20年度のテーマとして「神奈川あいさつ一新運動」を選定し、コンテストを実施 (H20年度)。また、幼稚園等で活用 (H21年度) ・毎月1日を「神奈川あいさつ一新運動推進日」とし、庁舎内にのぼりを設置するとともに、庁内放送で職員及び来庁者に運動への参加を呼びかけ (H19、20、21年度) ・くらし安全指導員による防犯教室及び防犯パトロール等での意識啓発などを実施 (H19、20、21年度) ・県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」に、心ふれあう3つの運動の一として、あいさつ一新運動を位置づけ ・全県立学校 177 校（分校含む）に対して、運動のシンボル旗を授与する式典を開催 (H19. 7. 23) ・各県立学校を核として、近隣の小・中学校や自治会などとも連携を図りながら地域にねぎしたあいさつ運動を展開 (H19、20、21年度) ・県内10地区に「あいさつ一新運動推進協議会」を設置し、それぞれでのぼりや横断幕を活用した取組みを実施 ・県内全市町村教育委員会と今後の運動展開について個々に協議 ・湯河原町 (H20、H21)、小田原市 (H20、H21) のあいさつ運動に参加 ・県立高校生により構成された実行委員会の主催により、神奈川ハローサミットを開催し、10地区13校の児童・生徒が、取組み事例を発表 (H20. 1. 20, H21. 1. 18) <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居コンテストの入賞作品を活用した運動の周知・普及を行う。 ・各学校等の取組みのうち、特徴的な取組みをHPで紹介 	<p>(1)評点【概して良好になりつつある】</p> <p>【理由】（加点・減点事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化月間の7月を中心にコツコツと着実に諸施策を実施中。息の長い運動であり、挨拶は人間関係にとって潤滑油のため、末永く見守りたい。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内で職員から積極的に挨拶がなされているかどうかの実感は、評価委員の意見が分かれるところである。運動は定期的・着実に行われているので、効果が誰の目から見てもわかるようになってほしい。

政 策 別 評 価 表（運動2）

運動2（コミュニティ体操推進運動）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>高齢化社会や子どもたちの体力低下が進行する中、ますます健康づくりへの関心が高まっています。健康は、自らの幸せとともに、家族の願いでもあります。病気になつたり体力が低下しないよう、体を動かす習慣をつけることが大切です。これまで、県民が健康で明るく豊かな生活を営むことができるよう、運動やスポーツを暮らしの一部として習慣化することを目指す「3033運動」を進めています。</p> <p>今後、県民の健康づくりのために、身近な地域や学校、職場などで、気軽にできる体操の輪を自発的に広げていただく「コミュニティ体操推進運動」を提唱します。</p> <p>体操で、自らの健康づくりと明るいコミュニティづくりを進めていきましょう。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (主要施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要施策 209「健康づくりに向けた体操推進運動の展開」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内会議「健康づくりに向けた体操推進本部」を設置(H19.10)。 ・知事が「健康づくりに向けた体操推進運動」を宣言(H19.11)。 ・県民会議「かながわ健康プラン21推進会議」を設置(H19.12)。 ・すこやかかながわ1万人ウォーク(H19.11)、ゆめかながわスポーツ健康シニアフェスタ(H19.11)、神奈川県体育指導委員大会(H20.2)において、知事の宣言・県民へのアピールを実施。 ・県ホームページによる情報提供開始(H20.3)、体操を普及するための体操指導人材の育成(H20:40人、H21:200人) ・一日の生活行動の中ができる体操メニュー作成(H20)・提供(H21～) ・グッズ、広報媒体を活用した県民への普及啓発(H20～) H20年度：グッズ15,500部作成・37の県事業・関連団体事業等で配付、県のたより(12月・3月)、神奈川新聞政策広報等。 H21年度：グッズ15,000部作成・29の県事業・関連団体事業等で配付(H22.2現在)、MIO(コーポかながわ機関紙・11月)等。 ・各種イベントを活用した県民への普及啓発 H19年度：3事業(約3,500人)、H20年度：10事業(約6,100人) H21年度：14事業(約4,050人)(H22.2現在) ・当該運動の趣旨説明 H21年度：3事業 ・標語等の設定による県民への普及啓発、意識醸成(標語決定H21.3) ・健康体操バンク(ホームページ)への登録を希望する体操実施団体の募集開始(H20.11)。登録団体15団体(H22.2月現在) ・健康体操バンク登録団体によるデモンストレーション(H21.11) ・3033運動としてキャンペーンを展開(H19県内12イベント約14,080名参加、H20県内9イベント約10,300名参加、H21県内9イベント約14,070名参加)、3033運動普及員の養成及び普及員の活動活性化 ・行政、関係団体、民間等を構成員とした3033生涯スポーツ推進委員会(H21より「生涯スポーツ推進会議」)を設置、連携方策を検討 ・マスメディア及び広報誌等を通じた広報の実施 ・3033運動を県民に広く周知し、運動の実践を呼びかけるための普及・啓発品を作製、配布(チェック&実践ガイド、クリアファイル、ミニハンカチ、運動ノート、チャレンジカード等)。 <p>(2)今後の予定その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント、グッズ、広報媒体、標語を活用した普及啓発を実施。人材育成・体操メニューの提供等。 ・3033生涯スポーツ推進会議構成団体と連携した広報活動の充実。運動普及員の養成及び普及員の活動の活性化 	<p>(1)評点【概ね良好】</p> <p>【理由】 (加点・減点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操指導員が40人から200人に大きく増加しており、運動の推進が可視できる。 ・県から市町村に輪が広がり根を下ろしつつあることは喜ばしい。ホームページで情報の連携を図っている点等は評価できる。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費削減の観点からも、しばらくは重層的展開もよいのではないか。 ・市区町村でもほぼ同じような運動を行っていることが多いため、県の位置づけをもう一度検討する必要がある。また年齢層別にターゲットを絞った広報の仕方にも工夫が必要ではないか。

政 策 別 評 値 表（運動3）

運動3（もったいない実践運動）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>平成17年6月から、身近な暮らしから地球環境問題を考える「もったいない運動」の一環として「マイアジェンダ登録“もったいない”バージョン」を掲げ、「マイアジェンダ登録」を進め、多くの県民や企業の協力をいただいてきました。</p> <p>次のステップとして、マイアジェンダ登録数を平成22年度末に10万人に倍増することなどを目標に、家庭や職場、地域でできる地球環境にやさしい行動を実践する「もったいない実践運動」を開いていきましょう。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」)</p> <p>・構成事業1「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進」の説明「『もったいない』の実践などテーマを絞ったキャンペーンなどの運動を展開」</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球環境イベント・アジェンダの日2007」では、“小さなことでも今すぐ行動へ”をメインテーマとし、環境活動を行っている企業・団体の取組を紹介した他、マイアジェンダ登録の呼びかけを実施。(来場者4,200人)(H19.10.20~21) ・個人のマイアジェンダ登録を促進し、また登録後の環境配慮活動をサポートするため、ホームページ「かながわの環境」の中に、インターネット版環境家計簿「かながわ環境家計簿 エコボ」を開設した。(H20.1.18) ・21年度は、マイアジェンダ登録者に限定していた「エコボ」の利用を一般にも開放し、参加者の増加を図った。 ・環境家計簿エコボ登録者数 H21年度(H22.1月末現在) 593人 ・「神奈川版もったいない紙芝居コンテスト」を開催(H20.1.15~31) ・20年度は19年度の取組を継続して実施するとともに、「クールネッサンス宣言」の普及啓発を、市町村、企業等と連携し実施し、「まず、できること」としてマイアジェンダ登録の呼びかけを行った。 ・登録促進のため、親しみやすい「愛称」の募集を行い、「もったいない登録」に決定した。 ・21年度は、愛称の周知と登録者拡大のため、新たに「エコメッセンジャー」を任命した。 ・マイアジェンダ登録者数 H21年度(H22.1月末現在) 76,249人 ・「クールネッサンス宣言」のリーディング・プロジェクトである「NO白熱球プロジェクト」の一環として、環境月間(6月)や温暖化防止月間(12月)などに、「街頭キャンペーン」を実施し、家庭で出来る身近な温暖化対策として、「白熱球から電球形蛍光灯への交換」を呼びかけた。(H20.6.5~8、H20.6.14~15、H20.11.1~2、H20.12.21 ※ H20.6.14、H20.12.21は知事現場訪問に位置づけ、知事もキャンペーンに参加) ・21年度は、引き続き「NO白熱球プロジェクト」を開催し、大規模な集客が見込まれるイベント会場やサッカー競技場などでキャンペーンを実施した。 	<p>(1)評点【概ね良好】</p> <p>【理由】(加点・減点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしから考えるもったいない運動は時代の変化に相応して、引き続きNO白熱球プロジェクトを開催、太陽光発電の補助制度は県下に浸透した。 ・マイアジェンダ登録者数が前回評価時よりも1万人以上増えている。 ・前知事時代よりも「登録者数倍増」を目標とし運動として前進している点が伺える。 <p>(2)今後の課題その他</p>

政 策 別 評 値 表（行動 1）

行動 1（ウイークリー知事現場訪問）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【行動目標】200カ所／4年間 知事自身がさまざまな課題を把握するために、県内の現場を直接訪問し、現場を自らの目で確かめ、対話を通じて県民の皆様から生の声をうかがい、情報収集と意見交換を行います。</p>	<p>(知事の行動であり、計画上の位置づけはない)</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度 52箇所訪問 ・20年度 79箇所訪問 ・21年度 72箇所訪問 <p style="text-align: center;">計 203箇所訪問【目標達成】</p>	<p>(1)評点【大変良好】</p> <p>【理由】（加点・減点事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員も驚くほどの過密スケジュールの中で、精力的な訪問活動を続け目標値を達成している。 ・ホームページでの情報公開、懇親会の開催など、パフォーマンスに終始しない「現場主義・知事」の行動として意欲と実践が高く評価できる。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇親会を通じて県民のニーズの把握などなお一層の訪問の充実を期待する。

政 策 別 評 價 表（行動2）

行動2（マンスリー知事学校訪問）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【行動目標】50箇所／4年間 知事自身が学校の課題を把握するため、県内の小中高校・大学等あらゆる学校の現場を訪問し、現場の実情をしっかりと把握し、児童・生徒・学生や教員、保護者などの皆様から情報収集と意見交換を行います。</p>	<p>(知事の行動であり、計画上の位置づけはない)</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度 13箇所 ・20年度 10箇所 ・21年度 12箇所 <p>計 35箇所訪問</p>	<p>(1)評点【概ね良好】</p> <p>【理由】(加点・減点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校側の受け入れ体制とスケジュール調整により、訪問数が予定より少し遅れている。 ・実績3年間で約70%達成、目標に向かって着実に進められている。 ・教師、生徒、保護者との対話は高く評価できる。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の壁はあるが、県のトップリーダーである知事が教育現場の声を聞くことはとても重要。生徒や保護者との更なる面談をもっていただきたい。

政 策 別 評 價 表（行動3）

行動3（県民との対話ミーティング）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【行動目標】40回／4年間</p> <p>「知事と語ろう！ふれあいミーティング」やさまざまな団体などとの対話の場に、知事自身が参加し、県政の課題について説明するとともに、県民の皆様からのご意見をいただき、意見交換を行います。</p>	<p>(知事の行動であり、計画上の位置づけはない)</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度 11回実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共的施設禁煙条例で考える健康と喫煙－神奈川から発信！先進ローカル・ルールー」をテーマに「知事と語ろう！ふれあいミーティング」を県内8地域で実施。 ・「神奈川力構想について～11の先進条例の制定を目指して～」をテーマに、県内で指導的役割を果たしている生活環境、産業経済、労働の各分野の団体の代表者と知事が県政全般の施策や課題について意見交換を行う「県政トーク」を実施（3回）。 ○ 平成20年度 12回実施（累計23回） <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川から『地球復興』を！－地球温暖化防止に向けて、今、できること－」をテーマに「知事と語ろう！ふれあいミーティング」を県内8地域で実施。 ・「最近の県政課題について（県の受動喫煙防止の取組み、地球温暖化対策の推進など）」をテーマに、県内で指導的役割を果たしているくらし、産業経済、労働の各分野の団体の代表者と知事が県政全般の施策や課題について意見交換を行う「県政トーク」を実施（3回）。 ・「たばこ対策と受動喫煙防止条例」をテーマに、神奈川県民ホールで「県民タウンミーティング」を開催（1回）。 ○ 平成21年度 11回実施（累計34回） <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年を守り・育てる神奈川づくり－目覚めよ、大人！ケータイ・ネットと子どもたち－」をテーマに「知事と語ろう！ふれあいミーティング」を県内8地域で実施。 ・「最近の県政課題について（県の受動喫煙防止の取組み、地球温暖化対策の推進など）」をテーマに、県内で指導的役割を果たしているくらし、産業経済、労働の各分野の団体の代表者と知事が県政全般の施策や課題について意見交換を行う「県政トーク」を実施（3回）。 	<p>(1)評点【概ね良好】</p> <p>【理由】（加点・減点事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績3年間で約80%達成。 ・話題性・県民関心の高いテーマに絞った対話ミーティングの開催が評価できる。 ・条例制定・改正と連動しており、政策を実行するサイクルの中での対話ミーティングの意義が感じられる。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的なテーマをもって臨んでいるふれあいミーティングは有意義であるので続けてほしい（21年度は青少年保護育成関係がテーマ）。 ・県庁の常識にとらわれず、また、市町村と連携した、参加者をより増加するための様々な広報の仕方の工夫が必要ではないか。

資料編

目次

1. 松沢マニフェストの進捗評価の方法について 7 4
2. 松沢マニフェストの取組みへの私の評価 （県民モニター委員意見票のまとめ） 7 8
3. 松沢マニフェスト評価委員会設置要綱 8 2
4. 松沢マニフェスト評価委員会委員一覧 8 4
5. 平成21年度末の評価作業の経過 8 5

資料 1

松沢マニフェストの進捗評価の方法について

－平成 21 年度末（3 年目）の評価－

平成 22 年 4 月 25 日決定

1 基本の方針

- (1) マニフェスト進捗の評価は、「神奈川力全開宣言・マニフェスト 2007」の「条例宣言」と「政策宣言」を対象として行うものとする。ただし、「県民運動の提唱」及び「知事の行動宣言」についても、必要な範囲で点検・評価を行い、その結果を報告書に付記するものとする。
- (2) 評価にあたっては、政策別（条例宣言 11 本、政策宣言 37 本）の評価を基本とし、これを総合して、分野別及び全体の評価を行うものとする。
- (3) 政策別の評価にあたっては、記載された政策・施策をどこまで実現したかという「政策実現状況」（4 年間の目標に対する達成度合い）によるものとする。最終的な成果が出ていない場合であっても、その準備・検討の状況を評価する。
- (4) 評価結果については、県民にわかりやすいものとなるよう、数値による評点等の工夫を行う。

2 評価の材料

評価にあたっては、次の資料、材料をもとに行うものとする。

(1) 関係資料

- ・県知事室からの提供資料（総括的資料）
- ・県担当部局からの提供資料（政策別資料）
- ・公刊された社会統計資料（数値目標に関するデータ）
- ・予算への反映状況に関する資料
- ・総合計画等への反映状況に関する資料

(2) 追加ヒアリング、質疑応答

- ・分野別のヒアリング調査
- ・文書（メール）による照会

3 評価の方法・手順

(1) 条例宣言の評価

- ① 条例宣言については、各条例（11 本）の制定、施行等の段階を基本として評価する。
- ② 評価については、概ね表 1 の基準により 5 点満点（6 段階）で評価するものとする。
- ③ 次の事情がある場合は、加点事項として考慮する（原則として +1 点）。
 - 1) 条例制定の作業が進んでいないが、それがやむを得ない事情によるものであり、かつ実現のために相当の努力を行っている場合
 - 2) 条例または条例案（骨子案を含む）の内容がマニフェストの内容に沿っていないが、県民の意見によって変更した場合、より適切な内容に変更した場合など、合理的な理由がある場合
 - 3) 条例制定の作業または内容は良好でないが、その実施方法等が特にすぐれている

場合（積極的な情報公開、積極的な県民参加、説明責任を果たしているなど）

- 4) その他特に評価すべき事情がある場合
- ④ 次の事情がある場合は、減点事項として考慮する（原則としてー1点）。
 - 1) 条例制定の作業または内容は良好だが、その実施方法等に問題がある場合（情報公開が不十分、県民参加が不十分、説明責任を果たしていないなど）
 - 2) その他特に評価できない事情がある場合
- ⑤ 評価結果として、上記の点数評価に加えて、その理由（実現の状況）、今後の課題等を文章で記載する。
- ⑥ 上記の政策ごとの評価を総合して（平均点を参考にして）、条例宣言全体の評価結果を5点満点（6段階）で評価する。あわせて、その理由、実現の状況、今後の課題等を文章で記載する。
- ⑦ なお、「条例サンセットシステムの導入」については、点検・評価は行うが、評点には算入しない。

表1 条例宣言に関する評価基準（概ねの基準）

評点	基準
0点	全く検討していない段階
1点	検討のための組織（検討委員会等）を設置し具体的な検討を行っている段階（ふれあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む。）
2点	条例案またはその骨子案（要綱案）を公表した段階（これに基づいて市町村等との協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む）
3点	条例案を議会に提出した段階（否決された場合を含む）
4点	議会で可決された段階（軽微な修正があった場合を含む）
5点	条例が施行された段階

※条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

(2) 政策宣言の評価

- ① 政策宣言については、各政策（37本）の記載事項のうち、評価対象とする部分を抽出して明確にする。評価対象とするのは、原則として「目標」と「具体的方策」とし、これに「要約」（冒頭の四角囲み部分）及び「期限」（を加味して評価するものとする。また、「財源」については、大幅な変更があった場合に減点要素として考慮する。
- ② 評価については、各目標及び方策ごとに、概ね表2の基準により5点満点（6段階）で評価する。
- ③ 評価については、目標と方策それぞれについて平均点を算出するとともに、さらにその両者の平均点を算出して、これを基本として政策の評点を算出する。あわせて、その理由（実現の状況、下記の加点・減点を含む）、今後の課題等を文章で記載する。
- ④ 次の事情がある場合は、政策全体の評価にあたり、加点事項として考慮する。
 - 1) 数値目標を掲げた目標・方策が含まれている場合において、統計データ（代替指標等に関するものを含む）の未収集等によりその達成状況は把握できないが、施策事業の実施により相当の成果が現れていると推認できるとき
 - 2) 各目標・方策の実現状況は良好でないが、それがやむを得ない理由によるもので

- あり、かつ実現のために相当の努力を行っている場合
- 3) 各目標・方策の実現状況は良好ではないが、その実施方法等が特にすぐれている場合（積極的な情報公開、積極的な県民参加、説明責任を果たしているなど）
 - 4) 各目標・方策はそのままの形では実施されていないが、内容を変更し、またはこれに代わる目標・方策を実施している場合
 - 5) その他特に評価すべき事情がある場合
- ⑤ 次の事情がある場合は、政策全体の評価にあたり、減点事項として考慮する。
- 1) 「期限」（任期途中の期限を掲げている場合）を遵守できていない場合
 - 2) 「財源」の面で大幅な変更があり、その内容が望ましくない場合（ただし、事業実施の工夫により費用を削減した場合はこの限りでない）
 - 3) 各目標・方策は実現しているが、政策全体の目的や趣旨を達成できていない場合
 - 4) 各目標や方策は実現しているが、その実施方法等に問題がある場合（情報公開が不十分、県民参加が不十分、説明責任を果たしていないなど）
 - 5) その他特に評価できない事情がある場合
- ⑥ 上記の政策ごとの評価を総合して（平均点を参考にして）、分野別（6分野）に評価結果を5点満点（6段階）で評価する。あわせて、その理由（実現の状況）、今後の課題等を文章で記載する。

表2 政策宣言（各目標・方策）に関する評価基準（概ねの基準）

評点	基 準
0点	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1点	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
2点	数値目標※1または期待される施策事業※2について概ね1/4以上を実現した場合※3
3点	数値目標または期待される施策事業について概ね1/2以上を実現した場合
4点	数値目標または期待される施策事業について概ね3/4以上を実現した場合
5点	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

※1 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断する。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。

※2 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画（実施計画）等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする（ただし、鵜呑みにはしない）。

※3 数値目標について当初値（例：18年度末のデータ）がある場合は、それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する（例：現在値100件、目標数値150件、達成130件→30件/50件=6割達成）。

(3) 「県民運動の提唱」及び「知事の行動宣言」の評価

- ① 上記の評価については、その性格上、評点を算出せず、「大変良好、概ね良好、課題がある」等の記述により状況を表現するとともに、その理由、今後の課題等を簡潔に記載する。
- ② 上記の結果については、報告書の中で項目を設定して記載する（全体の評点には含め

ない)。

(4) 全体の評価

- ① マニフェスト全体の評価については、各政策（48本）の評点の合計をもとに100満点（5点刻み）で評点を算出し、必要な加点・減点を行って評点を確定する。

【算出方法】

各政策の評点の合計 ÷ 240（満点）×100 = 全体の評点

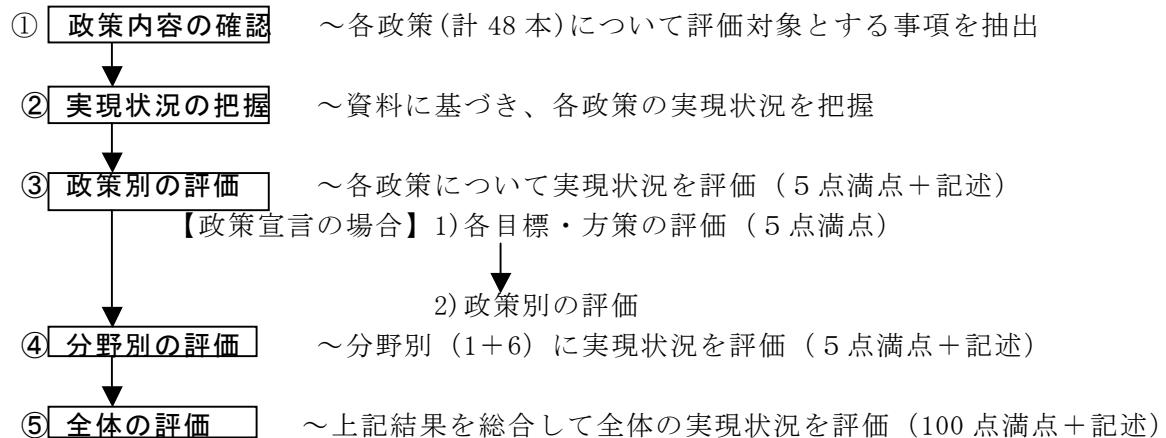
+ 必要な加点・減点 → 評点の確定

- ② 評価にあたっては、上記の評点、その理由、全体の実現状況、今後の課題を記載するものとする。あわせて、必要により委員会の提言等を記載する。

(5) その他

政策別の評価及び分野別の評価については、項目、方法等の共通化を図るために別に定める様式（評価表）を定めて、これに必要事項を記入する形で行う。

【評価作業の流れ（まとめ）】



4 評価結果の活用について

評価結果や今後の取り組みに関する県民に关心を持ってもらうため、評価結果のHP掲載、記者発表等のほか、シンポジウム等における発表等を行うよう努めるものとする。

以上

資料 2

松沢マニフェストの取組みへの私の評価
—県民モニター委員意見票のまとめ—

県民モニター委員意見票
松沢マニフェストの取組みへの私の評価

1. 松沢知事のマニフェストの取組み(2期目、平成19~21年度)に、あなたは何点をつけますか(100点満点)		
選択肢	票数	理由
a. 80点以上	6(37.5%)	公共施設運営条例などマニフェストに掲げられた条例など政策がこまめな取組みが大きく進んだと理解する。しかし職員による不祥事は知事の責任もあるのではないかと言う意見を聞くことがあるがそれはない。しかし職員による不祥事は知事の責任もあるのではないかと言う意見を聞くこともあるがそれはない。全国に発信する取組みを根気強く議会を説得して「実施」した事を評価したい。(a)知事の先進的な政策(マニフェスト)が国及び他自治体を刺激しつつ流れになっている。特に電気自動車、羽田空港問題に期待する。(a)日本発の競争など実現したこと。(b)受動喫煙防止条例の施行など我が国中央政権が出来ないことを神奈川県が実施とは高く評価出来る。(a)「受動喫煙防止条例」の1点です。主張が少し言葉は宜しくない理由にはあるようです。(b)
b. 60~80点	8(50%)	
c. 40~60点	2(12.5%)	
d. 20~40点	0	
e. 20点未満	0	
f. わからない	0	
2. 松沢知事の取組み(2期目、平成19~21年度)を分野別にみてどう評価しますか。		
選択肢	票数	理由
(1) 先進条例の制定(11本の先進条例の制定=「条例宣言」)		
a. とてもよい(5点)	8(50%)	とにかく「受動喫煙防止」への取組み(a)
b. よい(4点)	6(37.5%)	政策がぶれない(b)
c. 普通だ(3点)	2(12.5%)	2度否決の多過防止条例の可決。2010年4月より全国初過付き受動喫煙防止条例の施行(a)
d. 不十分だ(2点)	0	神奈川県のような自治体の政策実績は、県民の目には入りにくい傾向があると思います。多くの問題を抱えながら政策実行されていても県民に認知されなくては効果はありません。(c)
e. まったく不十分だ(1点)	0	県民に認知されなくては効果はありません。(c)
f. わからない	0	先進性を賣る(a)全国への波及効果を期待する(a)
(2) 未来への人づくり(教育、子育て=「政策宣言」I章)		
a. とてもよい(5点)	3(17.6%)	教育問題が不十分(b)
b. よい(4点)	8(47.1%)	若い人のボランティア活動を単位認定で支援するやり方に賛成です。出来れば高校生だけでなく県内にある大学にも同じような取組みが広がる傾向だと思います。(b)
c. 普通だ(3点)	4(23.5%)	総割り行政。国と市との連携がない。幼・小・中・高・大の育成連携が必要。(d)
d. 不十分だ(2点)	2(11.8%)	
e. まったく不十分だ(1点)	0	教育委員会まかせ過ぎる。(d)
f. わからない	0	
(3) 安心な暮らし(防犯、福祉、医療=「政策宣言」II章)		
a. とてもよい(5点)	1(5.9%)	財政難のなか警察官を増員全額トップレベルの治安実現(b)
b. よい(4点)	6(35.3%)	福祉は高齢化比率が都市部などに広がる懸念(b)
c. 普通だ(3点)	7(41.1%)	自衛隊との連携が取れていない。自衛隊は県にとって経済的にマイナス。(d)
d. 不十分だ(2点)	2(11.8%)	受動喫煙防止条例においてはより公益性の高い施設については建物内だけでなく敷地内禁煙にするべく、より強化された対策を強く望むものである。また、飲食店などの分煙より禁煙を選択した店の効果的なバックアップもより行っていただきたい。(d)
e. まったく不十分だ(1点)	1(5.9%)	
f. わからない	0	
(4) 強い経済(産業政策、観光、交通政策=「政策宣言」III章)		
a. とてもよい(5点)	2(13.3%)	岡崎との広範囲な取組み(静岡・山梨)(a)
b. よい(4点)	6(40%)	県の強みを出して推進してください。(b)
c. 普通だ(3点)	5(33.4%)	神奈川ならではのより候補が高ても売れるような質の高いブランド品としての農作物作りにより、各農家の収入向上としての農作物作り
d. 不十分だ(2点)	2(13.3%)	により、各農家の収入向上と生産意欲をより高めていく政策を推し進めてもらいたい。(c)
e. まったく不十分だ(1点)	0	県外が地域振興・活性化への起爆剤としての役割に期待、但し県外だけでなく、継続的な「ものづくり」等の経済活性化は必要。(b)
f. わからない	0	
(5) 豊かな環境(環境政策、県土整備=「政策宣言」IV章)		
a. とてもよい(5点)	1(5.9%)	水資源税=植林対策の実行(a) 環境保全、排ガス対策が遅い(c)三浦半島の環境開発が遅れている(c)
b. よい(4点)	8(47.0%)	テーマが大きい割には小さな計画で効果がない。(e)
c. 普通だ(3点)	6(35.3%)	
d. 不十分だ(2点)	0	
e. まったく不十分だ(1点)	2(11.8%)	
f. わからない	0	
(6) 先進のマネジメント(行政改革、人事政策=「政策宣言」V章)		
a. とてもよい(5点)	2(13.3%)	この度の副知事人事は支持する。企業誘致の拡大。(b)
b. よい(4点)	9(60.0%)	県の行政が見えない。参加する機会がない。(d)
c. 普通だ(3点)	3(20.0%)	基礎自治体が、権限、財政移譲の実績が出来ていない(d)
d. 不十分だ(2点)	0	かながわコミュニケーションカレッジの取組みはとても素晴らしいのですが、恐らくは今まで県民の多くの人が知らない今まで終わってしまうかも知れません。もっと効果的なPRを考えていく必要があると思われます(c)
e. まったく不十分だ(1点)	0	
f. わからない	1(6.7%)	
(7) 新しい自治(地方分権、広域政策、県民との協働=「政策宣言」VI章)		
a. とてもよい(5点)	4(25.0%)	県民への説明が明確(タウンミーティング)(a)
b. よい(4点)	6(37.4%)	知事の積極性は世論をリードしている(b)
c. 普通だ(3点)	4(25.0%)	地域格差をなくすために、神奈川県の広域政策を更に進めてほしい(b)
d. 不十分だ(2点)	1(6.3%)	更に県西部の発展に力をお貸しください。(d)
e. まったく不十分だ(1点)	1(6.3%)	相模原市が政令指定都市となり、今後の県政の6割が政令指定都住民となった県政自治を注目します。(c)
f. わからない	0	市町村間のゆるやかな地域間連携のための神奈川県の役割りが必要。(b)
3. 今後、松沢知事はどういう分野・政策に力を入れるべきだと思いますか。また、どのような取組みを行ってください。		
(1) 力を入れるべき分野・政策(3つ選択)		
a. 教育・子育て支援	8(16.7%)	
b. 防犯・防災対策	3(6.3%)	
c. 福祉・医療政策	9(18.7%)	
d. 経済・産業政策	5(10.4%)	
e. 交通政策・道路網整備	0	
f. 環境政策	7(14.6%)	
g. 交通政策・県土整備	1(2.1%)	
h. 行財政改革	6(12.5%)	
i. 地方分権	4(8.3%)	
j. 広域行政(首都圏政策)	4(8.3%)	
k. NPO・県民協働	1(2.1%)	
l. その他	0	
(2) 今後の取組みへの提言		
●川崎・横浜市に見られる待機児童の拡大を県全体で減少を計つてもらいたい。先ずは人づくりです。		
●必ず第一は政令指定都市選出の県議削減です。全廃がベストですが急進的すぎるなら横浜・川崎・相模原各市選出議員を各区1人の県議会議員実現の行政改革を強力に推進致しましょう。云うまでもなく政令指定都市選出議員は県政への関与の量が極少です。		
①県税の使途(人・物・金等)を県民にわかりやすく、今以上の改革を具現化してほしい。		
②道州制への推進をして頂きたい。そのためには、基礎自治体の改革が不可欠だと思います。		
③県民のボランティアによる活動を推進して頂きたい。特に委員会・協議会等の見直しを!。		
④低所得者世帯や無職の親と同居する中所得者世帯の医療費負担の軽減。		
⑤行財政改革を行い、環境政策及び県土整備を積極的に行って欲しい。		
●上の分野で政策に基地(米軍)問題が抜けている。基地を多くかかえる県の知事として、沖縄と力を合わせて真剣に取り組むべきです。		
4. 政策(条例)別の取組みについて、どのように評価しますか。関心のある政策についてのみ評価していただければ結構です。		
政策または条例	評価	コメント(意見・感想)
条例宣言		

1 公共施設禁煙条例	とてもよい10	全国のトップ。 健康保険財政に好影響。
	よい1	
	普通1	活用強化。
	不十分2	愛煙家なので複雑ですが。
	まったく不十分0	
2 地球温暖化対策条例	とてもよい2	電気自動車普及の推進。
	よい6	県民は何をすればいいのかがわからない。
	普通2	
	不十分1	
	まったく不十分0	
3 遺伝子組換え規制条例	とてもよい2	
	よい5	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分0	
4 犯罪被害者支援条例	とてもよい1	地方からの採用。
	よい4	
	普通3	
	不十分0	
	まったく不十分0	
5 中小企業活性化条例	とてもよい3	「中小企業憲章」を他県に先駆けて、推進してほしい。
	よい3	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分0	
6 文化芸術振興条例	とてもよい1	民間の登用(指導者)。
	よい5	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分0	
7 バリアフリー推進条例	とてもよい3	一番大切。
	よい3	
	普通3	
	不十分1	
	まったく不十分0	
8 パートナーシップ条例	とてもよい0	
	よい5	
	普通3	
	不十分0	
	まったく不十分0	
9 職員不正行為防止条例	とてもよい2	
	よい7	
	普通3	
	不十分0	
	まったく不十分0	
10 多選禁止条例	とてもよい8	議会との議論で透明化した議会。
	よい2	
	普通1	
	不十分0	
	まったく不十分0	
11 自治基本条例	とてもよい2	地方分権進展よ両軸で。
	よい8	
	普通2	
	不十分0	
	まったく不十分0	
I 未来への人づくり		
1 県立学校の施設再整備	とてもよい1	快適な設備ではない。
	よい2	
	普通5	
	不十分2	
	まったく不十分0	
2 教育行政のシステム改革	とてもよい2	県と市の連携視点がない。 日本史の必修。
	よい1	
	普通4	
	不十分2	
	まったく不十分1	
3 新しい県立学校づくり	とてもよい2	神奈川からの歴史教育推進。 高校に地域人の集客力がない。
	よい2	
	普通4	
	不十分1	
	まったく不十分0	
4 教員の人材確保と育成	とてもよい0	教員の地域への参画。 個人対応できるシステムが必要。
	よい3	
	普通5	
	不十分2	
	まったく不十分0	
5 良き市民となるための教育	とてもよい0	
	よい4	
	普通3	
	不十分2	
	まったく不十分1	
6 スポーツ振興と部活動活性化	とてもよい2	スポーツ環境が不足。
	よい5	
	普通2	
	不十分1	
	まったく不十分0	
7 地域ぐるみで子育て支援	とてもよい1	行政・地域・学校連携。 子供が持つ成長力を活用していない。
	よい3	
	普通2	
	不十分4	
	まったく不十分0	
8 いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	とてもよい0	行政・地域・学校連携。

	よい2 普通4 不十分3 まったく不十分0	外的対応のみで内定対応がない。
II 安心な暮らし		
9 日本一の治安の実現	とてもよい3 よい3 普通3 不十分1 まったく不十分1	悪化している。
10 基地対策の着実な推進	とてもよい0 よい5 普通5 不十分1 まったく不十分1	自衛隊への補償要求が不足。
11 がんに負けない神奈川づくり	とてもよい4 よい1 普通3 不十分3 まったく不十分0	タバコ対策の市町村連携。 脳検診が不十分。
12 県立病院改革で医療向上	とてもよい4 よい2 普通2 不十分2 まったく不十分0	
13 介護人材育成と産科医療充実	とてもよい0 よい6 普通2 不十分3 まったく不十分0	
14 高齢者の介護充実と虐待防止	とてもよい0 よい3 普通6 不十分3 まったく不十分1	虐待に対する対処が不十分。
15 障害者の地域生活支援	とてもよい0 よい4 普通5 不十分3 まったく不十分0	精神障害者入院医療支援。 障害者ひとくくりになっている。
III 強い経済		
16 インベスト神奈川で産業競争力強化	とてもよい6 よい7 普通3 不十分0 まったく不十分0	結果をだしている。
17 羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	とてもよい3 よい5 普通3 不十分1 まったく不十分0	産業観光に期待。
18 高速交通ネットワークの整備	とてもよい1 よい5 普通3 不十分1 まったく不十分0	小田急・特急海老名停車。
19 中小企業の支援強化と活性化	とてもよい1 よい5 普通3 不十分2 まったく不十分0	商店街と大学との連携等。 グローバル市場開拓支援が不十分
20 かながわツーリズムの展開	とてもよい1 よい5 普通5 不十分0 まったく不十分0	
21 地産地消とブランド化で農水産業振興	とてもよい1 よい4 普通5 不十分1 まったく不十分0	かながわブランドモニター増員と県政総合センターの取組みを。 地産地消は神奈川レベルで。 ブランド作りが不十分。
22 産業人材育成と就職支援	とてもよい1 よい3 普通5 不十分3 まったく不十分0	教育が不十分。MBA基礎不足。
IV 豊かな環境		
23 神奈川発・地球温暖化対策	とてもよい3 よい5 普通3 不十分1 まったく不十分1	家庭への啓蒙が不十分
24 究極のエコカー電気自動車の開発普及	とてもよい4 よい6 普通1 不十分1 まったく不十分1	身近な自然・農業を再確認する必要があり。
25 環境共生の都市づくり	とてもよい0 よい5 普通4 不十分2 まったく不十分1	小田急多摩川線延伸支援。

26 なぎさと川の保全・再生	とてもよい2	相模川・中津川の再生化。
	よい2	
	普通5	
	不十分2	
	まったく不十分0	
27 丹沢大山の再生と花粉症対策	とてもよい3	花粉症対策の推進。
	よい3	
	普通3	
	不十分1	
	まったく不十分1	
V 先進のマネジメント		
28 新たな行財政改革でスマートな県政	とてもよい1	
	よい4	
	普通3	
	不十分2	
	まったく不十分0	
29 県民と協働する県政	とてもよい0	'e-かな・'知名度なし。
	よい7	
	普通3	
	不十分2	
	まったく不十分1	
30 政策主導の組織マネジメント	とてもよい4	地域県政総合センターの取組。 知事と部長のマニフェスト運動なし。
	よい2	
	普通2	
	不十分3	
	まったく不十分0	
31 新時代の人材マネジメント	とてもよい0	民間との連携が不十分。
	よい4	
	普通4	
	不十分2	
	まったく不十分0	
32 かながわブランド戦略	とてもよい3	ブランドとは何か?地域の方々との協働が必要。
	よい3	
	普通4	
	不十分0	
	まったく不十分0	
VI 新しい自治		
33 分権改革と道州制の推進	とてもよい5	積極的な推進。
	よい2	
	普通2	
	不十分0	
	まったく不十分2	
34 首都圏連合と山静神三県連合の展開	とてもよい5	積極的な推進。
	よい4	
	普通1	
	不十分2	
	まったく不十分0	
35 市町村合併と政令市移行支援	とてもよい1	
	よい6	
	普通3	
	不十分1	
	まったく不十分1	
36 協働型社会かながわの創造	とてもよい0	県民メリットが不十分。
	よい7	
	普通5	
	不十分3	
	まったく不十分0	
37 自治体外交の展開	とてもよい0	
	よい7	
	普通4	
	不十分1	
	まったく不十分0	

資料 3

松沢マニフェスト進捗評価委員会運営要綱

平成 20 年 3 月 8 日決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松沢マニフェスト進捗評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この委員会は、松沢成文神奈川県知事（以下「知事」という。）の委嘱に基づき、次の事項を目的として運営するものとする。

- ① 松沢知事が選挙時に掲げたマニフェスト（政権公約）の進捗状況を点検・評価し、今後の県政運営に反映させること。
- ② 評価結果及び基礎とした情報を全面的に公開することにより、県政に対する県民自身の評価や参加をサポートすること。
- ③ 以上の取組みを通じて、マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること。

(設置期間)

第 3 条 委員会の設置期間は、平成 20 年 3 月 8 日から平成 23 年 4 月 22 日までとする。

(委員)

第 4 条 委員会は、知事が委嘱した学識委員（概ね 5 名）、県民委員（概ね 6 名）によって構成する。

- (2) 学識委員は学識者をもって充て、県民委員は県民からの公募によって選考された者をもって充てる。
- (3) 県民委員は、別に定める要領に基づいて知事が募集し、応募者が多数にのぼった場合は、知事及び学識委員が協議して選考する。
- (4) 学識委員及び県民委員は、委員会の運営及び審議に参加し、かつ議決に加わる。
- (5) 学識委員は報酬及び費用弁償を受け、県民委員は費用弁償を受けるものとする。
- (6) 学識委員及び県民委員の任期は 2 か年度とし、委嘱のつどその範囲内で知事が定める。

(県民モニター委員)

第 5 条 点検・評価に広く県民の意見を反映させるため、委員会に県民モニター委員を置くことができる。

- (2) 県民モニター委員は、県民からの公募に基づいて知事が委嘱する。
- (3) 県民モニター委員は、別に定める要領に基づいて知事が募集し、応募者が特に多数にのぼった場合その他知事が特に支障があると認める場合を除いて、応募者全員に委嘱するものとする。
- (4) 県民モニター委員は、委員会に対して文書により意見を提出し、委員会はその内容を審議に反映させるよう努めるものとする。
- (5) 県民モニター委員の任期は、委嘱のつど知事が定める。

(特別委員)

第6条 マニフェストの研究交流その他必要があると認める場合は、委員会に特別委員を置くことができる。

- (2) 特別委員は、委員の意見を聴いて知事が委嘱する。
- (3) 特別委員は、委員会の審議に参加し、意見を述べることができる。
- (4) 特別委員の任期は、委嘱のつど知事が定める。

(組織)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (2) 委員長及び副委員長は、委員の中から委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は、委員会を招集し、その議事を統括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(運営)

第8条 委員会は、知事等からの説明と資料提出を受け、これに基づいてマニフェストの進捗に関して点検・評価を行う。

- (2) 委員会は、点検・評価に当たっては、広く県民の意見を募集し、これを参考にすることができる。
- (3) 委員会は、毎年度末から新年度6月までに報告書をとりまとめ、知事に提出するとともに、県民に公表するものとする。
- (4) 委員会の審議は公開とし、報道機関の傍聴を認めるものとする。なお、委員会が特に必要があると認める場合は、その他の者の傍聴を認めるものとする。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認める場合は、県職員その他の関係者に出席を要請するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成20年3月8日から施行する。

資料 4 松沢マニフェスト進捗評価委員会 委員一覧

学識委員

(50 音順、敬称略)

氏名	所属・肩書	専門分野
石田 晴美	文教大学准教授	会計学・公会計
出石 稔	関東学院大学教授	地方自治論・政策法務論
小池 治	横浜国立大学院教授	政治学・行政学
前田 成東	東海大学教授	行政学
三浦 大介	神奈川大学教授	行政法・地方自治法

県民委員

(50 音順、敬称略)

氏名	住所	職業等
岩崎 忠	横浜市在住	シンクタンク研究員
片山 清宏	藤沢市在住	元公務員
小菅象一郎	足柄上郡在住	会社員
下田 純	横浜市在住	元会社員
高橋 陽子	川崎市在住	会社経営
永尾理恵子	川崎市在住	会社員
林 正洋	茅ヶ崎市在住	会社経営
蓑島 淳一	川崎市在住	大学生

計 13 名

資料 5

平成 21 年度末の評価作業の分担等

1. 委員の担当分野等について

- ①評価案の作成は、主として学識委員が分野別に担当する。(県民運動等は県民委員が担当)
- ②県民委員は、担当分野について評価意見(評点を含む)を作成し、学識委員に提出する。ただし、希望等に応じて弾力的に扱う(他の分野の政策について意見を述べてもよい)。

【委員の分担】

(敬称略)

分野区分	本数	評価案作成	意見提出
全体評価	一	小池委員長	(全員)
条例宣言	11 本	出石委員	岩崎委員
政 策 宣 言	I 人づくり	8 本 三浦委員(政策 1-3) 石田委員(政策 4-8)	永尾委員
	II 暮らし	7 本 三浦委員	高橋委員
	III 経済	7 本 前田副委員長	下田委員 小菅委員
	IV 環境	5 本 小池委員長	林委員
	V マネジメント	5 本 石田委員	岩崎委員、蓑島委員
	VI 自治	5 本 出石委員	片山委員、蓑島委員、 小菅委員
県民運動の提唱等	6 本	下田委員、永尾委員	—

※県民委員は他の分野・政策についても意見を提出することができる。

2. 評価作業のスケジュール

月 日	作 業
4 月 25 日(日)	第 1 回委員会(進捗状況の報告、評価方法の協議、資料配布等)
4 月 28 日(水)or 5 月 5 日(水)まで	質問票の提出(全委員)→知事室から各担当課に照会
5 月 7, 10, 12, 13 日 (日程は当日調整)	県(知事室)へのヒアリング(分野別、半日×7回) ～上記質問に対して文書 or 口頭で回答(メールでも共有化)
5 月 12 or 13 日まで	(県民委員)意見票の提出(学識委員へ)
5 月 14 日(金)まで	(学識委員)政策別評価案の提出(事務局で印刷)
5 月 16 日(日)AM －この間－	第 2 回委員会(政策別評価案の説明、検討) 9:30～13:00 ※知事出席 (学識委員)政策別評価表の修正、分野別評価表の提出、 (委員長、事務局)全体評価案の作成
6 月 12 日(土)PM －この間－	第 3 回委員会(政策別評価結果の確定、全体評価の決定) 15:00～17:30 政策別評価表・分野別評価表の確定、全体評価の修正・確定
6 月 21 日(月)	知事への評価報告書の提出、記者等への発表、HPへの掲載

※6 月 30 日 松沢知事シンポジウム(マニフェスト自己評価の発表)